

宇賀克也裁判官送別関係資料

プロフィール・関与裁判例等

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 国民審査公報掲載文（令和3年10月31日執行） | 別紙1 |
| 2 | 主要関与裁判例一覧表 | |
| | (1) 大法廷 | 別紙2-1 |
| | (2) 第三小法廷（裁判長） | 別紙2-2 |
| | (3) 第三小法廷（裁判長以外の関与事件） | 別紙2-3 |
| 3 | 在任中の終局事件数（大法廷・第三小法廷） | 別紙3 |
| 4 | 関与事件の判例集・裁判集掲載件数 | 別紙4 |
| 5 | 最高裁ホームページ | 別紙5 |
| 6 | 調査官室ごとの主要関与事件 | 別紙6 |



最高裁判所判事

うがかつや

宇賀克也

昭和三〇年七月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学（現・筑波大学）附属高等学校を卒業。

- 昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業
- 同年 四月 東京大学法学部助手
- 五六年 七月 東京大学法学部助教授
- 五八年 八月 ハーバード大学客員研究員
- 五九年 八月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
- 平成二年 七月 ハーバード大学客員教授
- 六年 八月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 一〇年 九月 ジョージタウン大学客員研究員
- 一三年 四月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任
- 同年一〇月 日本公法学会理事
- 一六年 四月 東京大学公共政策大学院教授を兼任
- 一八年 七月 関税等不服審査会関税・知的財産分科会部会長
- 二二年 三月 総務省代表自治紛争処理委員
- 二三年一〇月 東アジア行政法学会理事
- 二六年 一月 IT総合戦略本部パーソナルデータに関する検討会座長
- 二六年 二月 内閣府独占禁止審査手続懇談会座長
- 同年 三月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長
- 同年 四月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
- 二八年 二月 人事院交流審査会会長
- 同年 四月 国立国会図書館資料利用制限審査会会長
- 同年一〇月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長
- 三〇年 七月 内閣府公文書管理委員会委員長
- 三一年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和二年六月三〇日 第三小法廷判決
ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領について定める部分は違法とした（全員一致）。
- 二 令和二年一月一八日 大法廷判決
参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。
- 三 令和二年一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる（全員一致、補足意見付加）。
- 四 令和二年二月二二日 第三小法廷決定
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。
- 五 令和三年六月一五日 第三小法廷判決
刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象になるとした（全員一致、裁判長、補足意見付加）。
- 六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦同氏を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するという反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思えます。

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(大法廷)

年月日	種類	事件番号	事件名	通称事件名	裁判長	裁判官	結果	個別意見	判例集	判例時報	判例タイムズ	備考
20200826	決定	2(分)1	裁判官に対する懲戒申立て事件		大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、林(景)、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、岡村	戒告				1480-98	6紙
20201118	判決	2(行ツ)78	選挙無効	令和元年参議院議員選挙無効訴訟	大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林(景)、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林(道)、岡村	上告棄却	(反対意見)林(景)、宮崎、宇賀、(意見)三浦、草野	74-8-2111	2477-3	1480-62	6紙
20201118	判決	2(行ツ)6、16、28、29、30、32、34、35、39、41、43、44	選挙無効	令和元年参議院議員選挙無効訴訟	大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林(景)、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林(道)、岡村	上告棄却	(反対意見)林(景)、宮崎、宇賀、(意見)三浦、草野				6紙
20201118	判決		選挙無効	令和元年参議院議員選挙無効訴訟	大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林(景)、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林(道)、岡村	上告棄却	(反対意見)林(景)、宮崎、宇賀、(意見)三浦、草野				6紙
20201118	判決		選挙無効	令和元年参議院議員選挙無効訴訟	大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林(景)、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林(道)、岡村	上告棄却	(反対意見)林(景)、宮崎、宇賀、(意見)三浦、草野				6紙

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(大法廷)

20201125 判決	30(行ヒ)417	出席停止処分取消等	出席停止処分取消等	大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林(景)、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林(道)、岡村	上告棄却	(補足意見)宇賀	74-8-2229	2476-5		6紙
20210224 判決	元(行ツ)222、元(行ヒ)262	固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求		大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林(景)、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林(道)、岡村	一部棄却、一部破棄自判	(反対意見)林(景)	75-2-1	2488、2489-5	1485-10	6紙
20210623 決定		市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告		大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺	抗告棄却	(反対意見)宮崎、宇賀、草野、(補足意見)深山、岡村、長嶺、(意見)三浦				6紙
20210623 決定	2(ク)102	市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告		大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺	抗告棄却	(反対意見)宮崎、宇賀、草野、(補足意見)深山、岡村、長嶺、(意見)三浦	2501-3		1488-94	6紙
20210623 決定		市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告		大谷	大谷、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺	抗告棄却	(反対意見)宮崎、宇賀、草野、(補足意見)深山、岡村、長嶺、(意見)三浦				6紙

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(大法廷)

20220525 判決	2(行ツ)25 5、2(行ヒ)2 90、291、2 92	在外日本人 国民審査権 確認等、国家 賠償	国民審査在 外投票制限 訴訟	大谷	大谷、菅野、 山口、戸倉、 宮崎、深山、 三浦、草野、 宇賀、林、岡 村、長嶺、安 浪、渡辺、 岡、堺	一部破棄自 判、一部棄却	(補足意見) 宇賀	76-4-711	2536-44	1501-52	6紙
20230125 判決	4(行ツ)98、 103、104、 116、 122、 128、130、 132、	選挙無効	令和3年衆議 院議員選挙 無効訴訟	戸倉	戸倉、山口、 深山、三浦、 草野、宇賀、 林、岡村、長 嶺、安浪、渡 辺、岡、堺、 今崎、尾島	上告棄却	(反対意見) 宇賀	77-1-1	2556-5	1506-15	6紙
20231018 判決	5(行ツ) 52、53、 54	選挙無効	令和4年参議 院議員選挙 無効訴訟	戸倉	戸倉、山口、 深山、三浦、 草野、宇賀、 林、岡村、長 嶺、安浪、渡 辺、岡、堺、 今崎、尾島	上告棄却	(意見)三浦、 草野、尾島 (反対意見) 宇賀	77-7-1654		1516-26	6紙
20231025 決定	2(ク)993	性別の取扱 いの変更申 立て却下審 判に対する抗 告棄却決定 に対する特別 抗告		戸倉	戸倉、山口、 深山、三浦、 草野、宇賀、 林、岡村、長 嶺、安浪、渡 辺、岡、堺、 今崎、尾島	原決定破棄・ 差戻し	(補足意見) 岡(反対意 見)三浦、草 野、宇賀	77-7-1792	2593-5		6紙
20240703 判決	5(受)1323	国家賠償	旧優生保護 法強制不妊 損害賠償訴 訟(札幌)	戸倉	戸倉、深山、 三浦、草野、 宇賀、林、岡 村、安浪、渡 辺、岡、堺、 今崎、尾島、 宮川、石兼	上告棄却	(補足意見) 三浦、草野 (意見)宇賀				6紙

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(大法廷)

20240703:判決	4(受)1050	損害賠償	旧優生保護法強制不妊損害賠償訴訟(大阪)	戸倉	戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、塚、今崎、尾島、宮川、石兼	上告棄却	(補足意見)三浦、草野(意見)宇賀			6紙
20240703:判決	5(才)134 1、5(受)16 82	国家賠償	旧優生保護法強制不妊損害賠償訴訟(仙台)	戸倉	戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、塚、今崎、尾島、宮川、石兼	原判決破棄・差戻	(補足意見)三浦、草野(意見)宇賀			6紙
20240703:判決	4(受)1411	国家賠償	旧優生保護法強制不妊損害賠償訴訟(東京)	戸倉	戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、塚、今崎、尾島、宮川、石兼	上告棄却	(補足意見)三浦、草野(意見)宇賀			6紙
20240703:判決	5(受)1319	国家賠償	旧優生保護法強制不妊損害賠償訴訟(兵庫)	戸倉	戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、塚、今崎、尾島、宮川、石兼	上告棄却	(補足意見)三浦、草野(意見)宇賀	78-3-382	1528-25	6紙

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覽表
(第三小法廷 裁判長)

年月日	小法廷	種類	事件番号	事件名	通称事件名	当事者名	裁判長	裁判官	結果	個別意見	判例集	判例時報	判例タイムズ	備考
20190611	3	決定		損害賠償、 謝罪広告		vs	宇賀	宇賀、山崎、 戸倉、林 (景)、宮崎	上告不受理					
20200129	3	決定		住居侵入、 殺人、死体 遺棄	殺害事件		宇賀	宇賀、戸倉、 林(景)、宮 崎、林(道)	上告棄却					5紙
20200225	3	判決		処 分取消		vs 国	宇賀	宇賀、戸倉、 宮崎、林 (道)、林(景)	上告棄却			1480-109		6紙
20200225	3	判決	30(行七)21 5	原爆症認定 申請却下処 分取消等		国 vs	宇賀	宇賀、戸倉、 宮崎、林 (道)、林(景)	原判決一部 破棄、自判		74-2-19	2473-7	1480-109	6紙
20200225	3	判決	30(行七)19 1	原爆症認定 申請却下処 分取消等請 求控訴、同 附帯控訴		国 vs	宇賀	宇賀、戸倉、 宮崎、林 (道)、林(景)	原判決一部 破棄、自判			2473-7		6紙
20200324	3	判決		固定資産税 等課税処分 無効確認 等、審査申 出却下処分 取消等		vs	宇賀	宇賀、戸倉、 宮崎、林(道)	原判決破棄 大阪高裁に 差戻し					
20200324	3	判決	30(受)388	損害賠償		vs 東京都	宇賀	宇賀、戸倉、 宮崎、林(道)	原判決一部 破棄、同部分 東京高裁に 差戻し その余上告 却下		74-3-292	2458-53	1476-36	
20200605	3	決定		建造物侵 入、現住建 造物等放 火、殺人、 殺人未遂、 銃砲刀剣類 所持等取締 法違反			宇賀	宇賀、戸倉、 林、宮崎、林 (道)	抗告棄却					
20200911	3	決定		強盗殺人、 有印私文書 偽造、同行 使、詐欺			宇賀	宇賀、戸倉、 林(景)、宮 崎、林(道)	上告棄却					

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長)

20200923	3:決定	■	殺人	■	宇賀	宇賀、戸倉、林(景)、宮崎、林(道)	上告棄却			
20201006	3:決定	■	損害賠償等	■ vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、林(景)、宮崎、林(道)	上告不受理			
20201104	3:決定	■	準強制性交等	■	宇賀	宇賀、戸倉、林(景)、宮崎、林(道)	上告棄却			6紙
20201201	3:決定	■	損害賠償等	■ vs 渋谷区長	宇賀	宇賀、戸倉、林(景)、宮崎、林(道)	上告不受理			
20201208	3:決定	■	正社員の地位確認等本訴、損害賠償反訴、雇用関係不存在確認	■ vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、林(景)宮崎、林(道)	上告棄却、上告不受理			
20210119	3:決定	■	地位確認等	■ vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、林(景)、宮崎、林(道)	上告不受理			
20210119	3:決定	■	地位確認等	■ vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、林(景)、宮崎、林(道)	上告棄却、上告不受理			
20210126	3:判決	元(受)984	不当利得返還	株式会社CF S破産管財人 ■ vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、林(景)、宮崎、林(道)	上告棄却	75-1-1	2495-25	
20210615	3:判決	2(行七)102	情報不開示決定取消等請求	■ vs 国	宇賀	宇賀、戸倉、宮崎、林	原判決破棄、東京高裁差戻し	(補足意見) 宇賀	2509-6	6紙

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長)

20210716	3: 決定	■	執行停止	■ vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、 林、長嶺	抗告棄却		5紙
20210802	3: 決定	■	保護責任者 遺棄致死	■	宇賀	宇賀、戸倉、 林、長嶺	上告棄却		
20210825	3: 決定	■	殺人	■	宇賀	宇賀、戸倉、 林、長嶺	抗告棄却		5紙
20210914	3: 決定	■	不正競争行 為差止等	■ vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、 林、長嶺	上告不受理		
20210914	3: 決定	■	損害賠償、 障害見舞金 支払	久留米市 vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、 林、長嶺	上告棄却、上 告不受理		
20210914	3: 決定	■	損害賠償、 傷害見舞金 支払	上告事件に つき、■ vs 独 立行政法人 日本スポー ツ振興セン ター、上告受 理事件につ き、■ vs 独立行政法 人日本ス ポーツ振興 センター、久 留米市	宇賀	宇賀、戸倉、 林、長嶺	上告棄却、上 告不受理		
20211026	3: 決定	■	損害賠償	■ vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、 林、長嶺、渡 辺	上告棄却、上 告不受理		
20220517	3: 判決	2(行七)34 0、2(行七)3 41	行政文書不 開示処分取 消、同附帯	国 vs ■	宇賀	宇賀、戸倉、 林、長嶺、渡 辺	原判決破棄、 差戻し (補足意見) 宇賀	2539-5	1500-67

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長)

20220607	3 決定	■■■■■	地位確認等	■■■■■ vs ■■■■■	宇賀	宇賀、戸倉、林、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理			
20220928	3 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	宇賀	宇賀、戸倉、林、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理			
20230201	3 決定	4(許)16	根拠当権実行禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告	■■■■■ vs ■■■■■	宇賀	宇賀、林、長嶺、渡辺、今崎	抗告棄却	77-2-183	2573-51	1511-119
20230220	3 決定	4(あ)288	貸金業法違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反	■■■■■	宇賀	宇賀、林、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却	77-2-13	2612-93	1525-36
20230628	3 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	宇賀	宇賀、林、長嶺、渡辺、今崎	上告不受理			
20230920	3 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	宇賀 京都外15	宇賀、林、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却、上告不受理			
20231115	3 決定	■■■■■	公職選挙法違反	■■■■■	宇賀	宇賀、林、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却			
20240731	3 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	宇賀	宇賀、林、渡辺、今崎、石兼	上告棄却、上告不受理			
20241023	3 決定	■■■■■	環境影響評価書確定通知取消	■■■■■ vs ■■■■■	宇賀	宇賀、林、渡辺、石兼	上告棄却、上告不受理			
20241113	3 決定	■■■■■	国家賠償	■■■■■ vs ■■■■■	宇賀	宇賀、林、渡辺、石兼、平木	上告棄却、上告不受理			

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長)

20250114	3 決定	██████████	詐欺幫助、 詐欺、所得 税法違反	██████████	宇賀	宇賀、林、渡 辺、石兼、平 木	上告棄却	5紙
20250115	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs	宇賀	宇賀、林、渡 辺、石兼、平 木	上告不受理	
20250115	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs	宇賀	宇賀、林、渡 辺、石兼、平 木	上告棄却、上 告不受理	
20250115	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs	宇賀	宇賀、林、渡 辺、石兼、平 木	上告棄却、上 告不受理	
20250115	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs	宇賀	宇賀、林、渡 辺、石兼、平 木	上告棄却、上 告不受理	
20250115	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs	宇賀	宇賀、林、渡 辺、石兼、平 木	上告不受理	
20250128	3 判決	5(行ツ)40 4、5(行ヒ)4 48	選挙無効	vs 千葉県 選挙管理委 員会	宇賀	宇賀、林、渡 辺、石兼、平 木	上告棄却	(反対意見) 宇賀 (補足意見) 渡辺

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

年月日	小法廷	種類	事件番号	事件名	通称事件名	当事者名	裁判長	裁判官	結果	個別意見	判例集	判例時報	判例タイムズ	備考
20190305	3	決定		損害賠償			林(景)	林(景)、戸倉、宮崎、宇賀、林(道)	上告棄却					5紙
20190417	3	決定		勾留期間延長に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告			山崎	山崎、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	抗告棄却					5紙
20190424	3	決定		押収に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告			戸倉	山崎、林(景)、宮崎、宇賀	抗告棄却					
20190716	3	決定		検索結果削除請求		vs	山崎	山崎、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	上告棄却、上告不受理					5紙
20190716	3	決定		検索結果削除請求		vs	山崎	山崎、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	上告棄却、上告不受理					
20190717	3	決定		再審請求に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告の申立て			宮崎	宮崎、山崎、戸倉、林(景)、宇賀	抗告棄却					
20190816	3	決定		裁決取消		vs 東京都	宮崎	宮崎、山崎、戸倉、林(景)、宇賀	上告棄却、上告不受理					
20190827	3	決定		義務付等請求事件	義務等請求訴訟	vs 国	山崎	山崎、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	上告棄却、上告不受理					6紙
20190827	3	決定		国家賠償請求事件	訴訟	vs 国	山崎	山崎、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	上告棄却、上告不受理					6紙
20190827	3	判決	30(受)1583	遺産分割後の価額支払請求事件		vs	山崎	山崎、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	上告棄却		73-3-374	2430-32	1465-49	

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20190903	3 決定	██████████	損害賠償	vs ██████████	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇賀	上告棄却、上 告不受理	
20190904	3 決定	██████████	殺人、殺人 未遂	██████████	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀	上告棄却	
20190909	3 決定	██████████	強盗殺人、 死体遺棄、 電子計算機 使用詐欺	██████████	戸倉	戸倉、林 (景)、宮崎、 宇賀	上告棄却	
20191015	3 決定	██████████	殺人未遂、 火炎びんの 使用等の処 罰に関する 法律違反、 器物損壊、 殺人、現住 建造物等放 火未遂	██████████ 事 件	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀	上告棄却	6紙
20191023	3 決定	██████████	殺人、死体 損壊、死体 遺棄	██████████	戸倉	戸倉、林 (景)、宮崎、 宇賀、林(道)	上告棄却	
20191029	3 決定	██████████	損害賠償	vs 国	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀	上告不受理	
20191029	3 決定	██████████	損害賠償	vs 国	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀	上告不受理	
20191029	3 決定	██████████	損害賠償	vs 国	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀	上告不受理	
20191029	3 決定	██████████	損害賠償	vs 国	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀	上告不受理	
20191029	3 決定	██████████	損害賠償請 求	vs ██████████	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀、林(道)	上告棄却、上 告不受理	
20191029	3 決定	██████████	損害賠償	vs 国	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀	上告不受理	
20191113	3 決定	██████████	再審請求	██████████	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀、林	抗告棄却	

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20200121	3 判決	■■■■■	求償金等、 損害賠償	vs ■■■■■	林(景)	林(景)、戸倉、宮崎、宇賀	原判決一部 破棄、自判			
20200131	3 判決	元(あ)1987	公務執行妨害	■■■■■	宮崎	宮崎、戸倉、林(景)、宇賀、林(道)	原判決破棄、 差戻			
20200225	3 決定	元(L)807	控訴取下げの効力に関する決定に対する特別抗告	■■■■■	宮崎	宮崎、戸倉、宇賀、林(道)	抗告棄却	74-2-277	2472-152	1480-151
20200310	3 決定	■■■■■	■■■■■ 決定 取消	vs 国	林(景)	林(景)、戸倉、宮崎、宇賀、林(道)	上告棄却、上告不受理			5紙
20200310	3 決定	■■■■■	地位確認等	vs ■■■■■	宮崎	宮崎、戸倉、林(景)、宇賀、林(道)	上告不受理			
20200310	3 判決	■■■■■	地位確認等	vs ■■■■■	宮崎	宮崎、戸倉、林(景)、宇賀、林(道)	上告棄却、上告不受理			

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20200310	3:判決	30(あ)175 7	児童買春、 児童ポルノ に係る行為 等の規制及 び処罰並び に児童の保 護等に関する 法律違反、 強制わいせつ、 徳島県青少年 健全育成条例 違反、東京都 青少年の健全な 育成に関する 条例違反	■	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	上告棄却	2521-109	1496-97		
20200324	3:判決	30(行ヒ)42 2	所得税更正 処分取消等	国 vs ■	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀、林(道)	原判決破棄、(補足意見) 差戻し 宇賀、宮崎	2467-3	1478-21		
20200324	3:決定	元(許)11、 ■	文書提出命 令に対する 抗告	北海道 vs ■	林(道)	林(道)、戸 倉、林(景)、 宮崎、宇賀	抗告棄却	74-3-455	2474-46	1480-144	
20200324	3:決定	元(許)12、 ■	文書提出命 令に対する 抗告	国立大学法 人北海道大 学 vs ■	林(道)	林(道)、戸 倉、林(景)、 宮崎、宇賀	原決定破棄 札幌高裁に 差戻し 林(景)	2474-46	1480-144		
20200407	3:判決	31(受)606	不法行為に よる損害賠 償請求事件	■ vs ■	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	原判決一部 破棄自判、そ の余の上告 棄却 宇賀	74-3-646	2462-6	1477-25	
20200612	3:決定	■	監禁、殺人、 監禁致傷	■	戸倉	戸倉、林 (景)、宮崎、 宇賀、林(道)	上告棄却				
20200630	3:判決	2(行ヒ)68	不指定取消	泉佐野市長 vs 総務大 臣	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	原判決破棄、 自判 宮崎(補足意 見)、林(景)	74-4-800	2471-3	1479-5	6紙
20200714	3:決定	■	損害賠償	■ vs 国	戸倉	戸倉、林 (景)、宮崎、 宇賀、林(道)	被上告人国 に対する上告 棄却、被上告 人大阪府に 対する上告 却下				

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20200714	3 判決	31(行七)40	求償権行使 懈怠違法確 認等請求及 び共同訴訟 参加	vs 大分県知事	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀、林(道)	原判決変更	宇賀	74-4-1305	2465・2466-5	1477-19	
20200721	3 判決	30(受)141 2	発信者情報 開示請求	vs 戸倉	戸倉	戸倉、林 (景)、宮崎、 宇賀、林(道)	上告棄却	林(景)	74-4-1407	2472-47	1479-18	6紙
20200820	3 決定		現住建造物 等放火、器 物損壊、威 力業務妨 害、非現住 建造物等放 火		戸倉	戸倉、林 (景)、宮崎、 宇賀、林(道)	上告棄却					
20200908	3 判決	30(あ)318	住居侵入、 強盗殺人未 遂、強盗殺 人、窃盗	前橋市連続 強盗殺人事 件	林(道)	林(道)戸倉、 林(景)、宮 崎、宇賀	上告棄却					5紙
20200911	3 決定		監護者性交 等		林(道)	林(道)、戸 倉、林(景)、 宮崎、宇賀	上告棄却					
20200915	3 決定		損害賠償	vs 林(道)	林(道)	林(道)、戸 倉、林(景)、 宮崎、宇賀	上告棄却、上 告不受理					
20201013	3 判決	元(受)105 5、1056	地位確認等	vs 宮崎	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	原判決変更				1483-70	6紙
20201013	3 判決	元(受)119 0、1191	損害賠償等	vs 林(景)	林(景)	林(景)、戸 倉、宮崎、宇 賀、林(道)	原判決変更	宇賀、林 (景)、林(道)	74-7-1901		1483-70	6紙
20201020	3 決定		損害賠償等 住民訴訟請 求	vs 山 口県知事	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	上告不受理					

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20201117	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs ██████████	林(道)	林(道)、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	上告棄却、上告不受理	6紙
20201214	3 決定	██████████	名誉棄損	██████████	林(景)	林(景)、戸倉、宮崎、宇賀、林(道)	上告棄却	
20201215	3 決定	██████████	更正すべき理由がない旨の通知処分取消	██████████ vs 国	林(景)	林(景)、戸倉、宇賀、林(道)	上告不受理	
20201215	3 決定	██████████	特許権侵害行為差止等、同附帯	██████████ vs ██████████	林(道)	林(道)、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	上告棄却、上告不受理	
20201222	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs ██████████	宮崎	宮崎、戸倉、林(景)、宇賀、林(道)	上告棄却、上告不受理	
20201222	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs ██████████	宮崎	宮崎、戸倉、林(景)、宇賀、林(道)	上告棄却、上告不受理	
20201222	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs ██████████	宮崎	宮崎、戸倉、林(景)、宇賀、林(道)	上告棄却、上告不受理	
20201222	3 決定	██████████	損害賠償	██████████ vs ██████████	宮崎	宮崎、戸倉、林(景)、宇賀、林(道)	上告棄却、上告不受理	

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20201222	3 決定	[REDACTED]	損害賠償	[REDACTED] vs [REDACTED]	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	上告棄却、上 告不受理			
20201222	3 決定	[REDACTED]	損害賠償	[REDACTED] vs [REDACTED]	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	上告棄却、上 告不受理			
20201222	3 決定	[REDACTED]	損害賠償	[REDACTED] vs [REDACTED]	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	上告棄却、上 告不受理			
20201222	3 決定	[REDACTED]	損害賠償	[REDACTED] vs [REDACTED]	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	上告棄却、上 告不受理			
20201222	3 決定	[REDACTED]	損害賠償	[REDACTED] vs [REDACTED]	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	上告棄却、上 告不受理			
20201222	3 決定	[REDACTED]	損害賠償	[REDACTED] vs [REDACTED]	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	上告棄却、上 告不受理			
20201222	3 判決	30(受)196 1	損害賠償	[REDACTED] vs [REDACTED]	宮崎	宮崎、戸倉、 林(景)、宇 賀、林(道)	原判決一部 破棄差戻し、 一部上告棄 却	74-9-2277	2494-42	5紙
20201222	3 決定	30(L)332	再審請求に 対する特別 抗告	[REDACTED]再 審請求事件	[REDACTED]	林(道)	原決定取り消 し、東京高裁 に差し戻し	(補足意見) 戸倉、宮崎、 (反対意見) 林(景)、宇賀	2566-227	6紙

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20201223	3: 決定	■■■■■	銃砲刀剣類所持等取締法違反、暴力行為等処罰に関する法律違反	■■■■■	林(道)	林(道)、戸倉、林(景)、宮崎、宇賀	上告棄却				
20210120	3: 決定	■■■■■	殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反 殺害事件	■■■■■	林(景)	林(景)、戸倉、宮崎、宇賀、林(道)	上告棄却				6紙
20210127	3: 決定	■■■■■	私電磁的記録不正作出、同供用	■■■■■	宮崎	宮崎、戸倉、宇賀、林(道)	上告棄却				
20210216	3: 決定	■■■■■	所得税法違反	■■■■■	宮崎	宮崎、戸倉、宇賀、林	上告棄却				
20210302	3: 判決	2(受)763	不当利得返還請求	国 vs 栃木県	林(道)	林(道)、戸倉、宮崎、宇賀、林(景)	原判決破棄、(補足意見) 宇賀 自判	75-3-317	2495-5	1487-98	
20210309	3: 決定	■■■■■	強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、準強姦未遂、準強姦、住居侵入、準強制わいせつ	■■■■■	林(道)	林(道)、戸倉、宮崎、宇賀	上告棄却				
20210316	3: 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	宮崎	宮崎、戸倉、宇賀、林(道)	上告不受理				5紙
20210323	3: 決定	■■■■■	差止等 差止訴訟	■■■■■ vs ■■■■■	戸倉	戸倉、宮崎、宇賀、林	上告棄却、上告不受理				6紙
20210323	3: 決定	■■■■■	差止等 差止訴訟	■■■■■ vs アメリカ合衆国	戸倉	戸倉、宮崎、宇賀、林	上告棄却、上告不受理				6紙

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20210413	3:決定	■■■■■	■■■■■ 止	■■■■■ 差 訟	訴 ■■■■■ vs 国	林	林、戸倉、宮 崎、宇賀	上告棄却、上 告不受理	
20210525	3:判決	2(才)135、 2(受)170	執行判決請 求事件	■■■■■	vs ■■■■■	戸倉	戸倉、宮崎、 宇賀、林	原判決一部 破棄、自判、 上告人のそ の余の上告 棄却	2503-9
20210608	3:決定	■■■■■	請求異議	■■■■■	vs ■■■■■	長嶺	長嶺、戸倉、 宮崎、宇賀、 林	上告棄却、上 告不受理	
20210609	3:決定	■■■■■	偽造有印公 文書行使、 詐欺、偽造 有印私文書 行使、電磁 的公正証書 原本不実記 載・同供用、 電磁的公正 証書原本不 実記載未遂	■■■■■	■■■■■	長嶺	長嶺、戸倉、 宮崎、宇賀、 林	上告棄却	
20210615	3:決定	■■■■■	難民不認定 処分取消等	■■■■■	vs 国	宮崎	宮崎、戸倉、 宇賀、林、長 嶺	上告棄却、上 告不受理	
20210629	3:判決	元(あ)953	殺人、強盗 殺人未遂	青酸連続殺 人事件	■■■■■	宮崎	宮崎、戸倉、 宇賀、林、長 嶺	上告棄却	6紙
20210630	3:決定	■■■■■	傷害	■■■■■	■■■■■	林	林、戸倉、宮 崎、宇賀、長 嶺	上告棄却	6紙
20210702	3:決定	■■■■■	祭祀承継者 指定審判に 対する抗告 棄却決定に 対する特別 抗告	■■■■■ 祭祀承継 者をめぐる 特別抗告	■■■■■ vs ■■■■■ vs ■■■■■	戸倉	戸倉、宮崎、 宇賀、林、長 嶺	抗告棄却	6紙
20210706	3:決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■	vs ■■■■■	戸倉	戸倉、宮崎、 宇賀、林	上告棄却、上 告不受理	

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20210706	3:判決	3(行ヒ)76	地方自治法 251条の5 に基づく違 法な国の関 与(是正の 指示)の取 消	沖縄県知事 vs 農林水 産大臣	林 崎、宇賀、長 嶺	林、戸倉、宮 崎、宇賀、長 嶺	上告棄却	(反対意見) 宇賀、宮崎	75-7-3422	2506・2507-5・1490-59	6紙
20210727	3:決定		処分取消等	vs 国	林	林、戸倉、宇 賀、長嶺	上告棄却、上 告不受理				
20210730	3:判決	2(あ)1763	覚醒剤取締 法違反、大 麻取締法違 反、医薬品、 医療機器等 の品質、有 効性及び安 全性の確保 等に関する 法律違反		林	林、戸倉、宇 賀、長嶺	原判決破棄、 東京高裁差 戻し		75-7-930	2526-101	1497-60
20210907	3:判決	3(あ)1	窃盗		長嶺	長嶺、戸倉、 宇賀、林	原判決破棄、 東京高裁差 戻し		75-8-1074	2530-91	1498-58
20210921	3:決定		特許権侵害 差止等		戸倉	戸倉、宇賀、 林、長嶺	上告不受理				
20211011	3:決定		再審請求に 対する特別 抗告		渡辺	渡辺、戸倉、 宇賀、林、長 嶺	抗告棄却				
20211012	3:決定		監禁、保護 責任者遺棄 致死		戸倉	戸倉、宇賀、 林、長嶺、渡 辺	上告棄却				

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20211019	3 決定	██████████	損害賠償等	██████████ vs 長嶺	長嶺、戸倉、宇賀、林、渡辺	上告不受理					
20211026	3 決定	██████████	住民訴訟	██████████ vs 長嶺 東京都知事 小池百合子	長嶺、戸倉、宇賀、林、渡辺	上告棄却、上告不受理					
20211118	3 決定	██████████	新株予約権無償割当差止仮処分命令申立て却下決定に対する抗告	██████████ vs 林	林、戸倉、宇賀、渡辺	抗告棄却				6紙	
20211130	3 決定	2(ク)638	性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告	██████████ 林	林、戸倉、宇賀、長嶺、渡辺	抗告棄却	(反対意見) 宇賀	2523-5	1495-79	6紙	
20211207	3 決定	██████████	運転免許取消処分取消	██████████ vs 東京都 渡辺	渡辺、戸倉、宇賀、林、長嶺	上告棄却、上告不受理					
20220112	3 決定	██████████	準強制性交等	██████████ 林	林、戸倉、宇賀、長嶺、渡辺	上告棄却					
20220118	3 判決	2(受)1518	損害賠償	██████████ vs 林	林、戸倉、宇賀、長嶺、渡辺	上告棄却		76-1-1	2522-98	1496-84	
20220214	3 決定	2(あ)1087	窃盗、窃盗未遂	██████████ 戸倉	戸倉、宇賀、林、長嶺、渡辺	上告棄却		76-2-101		1528-53	
20220215	3 判決	3(行ツ)54	公金支出無効確認等請求	██████████ vs 大戸倉 阪市長	戸倉、宇賀、林、長嶺、渡辺	上告棄却		76-2-190	2530-34	1498-24	5紙
20220222	3 決定	██████████	情報公開等	██████████ vs 国 戸倉	戸倉、宇賀、林、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理				5紙	

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20220225	3:決定	3(あ)96	金融商品取引法違反		渡辺	渡辺、戸倉、宇賀、林、長嶺	上告棄却	76-2-139	2551-131	1504-105		
20220307	3:決定		損害賠償	訴訟	林	林、戸倉、宇賀、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理				6紙	
20220307	3:決定		損害賠償		林	林、戸倉、宇賀、長嶺、渡辺	上告不受理				6紙	
20220307	3:決定		損害賠償	訴訟	林	林、戸倉、宇賀、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理				6紙	
20220308	3:決定		国家賠償等	訴訟	戸倉	戸倉、宇賀、林、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理				5紙	
20220308	3:判決	3(行ツ)33	措置命令処分取消		渡辺	渡辺、戸倉、宇賀、林、長嶺	上告棄却		2537-5	1500-76		
20220322	3:決定	2(才)141 3	損害賠償		林	林、戸倉、宇賀、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理				(2(才)141 3について) (意見)宇賀、渡邊	6紙
20220322	3:決定		損害賠償		林	林、戸倉、宇賀、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理				(3(才)373 について) (意見)宇賀、渡邊	6紙
20220329	3:決定		窃盗、威力業務妨害、信用毀損		戸倉	戸倉、宇賀、林、長嶺、渡辺	上告棄却					
20220419	3:決定				長嶺	長嶺、戸倉、宇賀、林、渡辺	上告不受理					
20220419	3:判決	2(行七)283	相続税更正処分等取消		長嶺	長嶺、戸倉、宇賀、林、渡辺	上告棄却	76-4-411	2533-8	1499-65	6紙	

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20220614	3:判決	3(行七)164	懲戒処分取消等	氷見市 vs ██████████	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺	原判決一部破棄、名古屋高裁差戻し		2551-5	1504-24
20220719	3:判決	3(才)555、556、3(受)678、679	損害賠償等	██████████ vs 宮古島市	林	林、宇賀、長嶺、渡辺	破棄差戻	76-5-1235	2543・2544-50	1501-47
20220913	3:判決	4(行七)7	分限免職処分取消	長門市 vs ██████████	林	林、宇賀、長嶺、渡辺	原判決破棄、自判		2547-93	1504-13
20221130	3:決定	3(許)17	間接強制決定に対する抗告に対する特別抗告	██████████ vs ██████████	長嶺	長嶺、宇賀、戸倉、林、渡辺	原決定破棄、(補足意見)自判 宇賀		2561・2562-69	1506-33
20221212	3:決定	██████████	再審請求に対する特別抗告	██████████	渡辺	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	抗告棄却			
20221212	3:決定	██████████	訴訟終了宣言の決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告	██████████	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	抗告棄却			
20221213	3:判決	3(行七)120	処分取消等	██████████ vs ██████████、国	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺	原判決一部破棄、自判、(反対意見)宇賀 その他の上告棄却	76-7-1872	2557-5	1507-33
20230123	3:決定	██████████	傷害致死	██████████	渡辺	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	上告棄却			
20230221	3:判決	3(才)1617	損害賠償	石川県憲法を守る会外2 vs 金沢市	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却 (反対意見)宇賀	77-2-273	2564-5	1509-64
20230228	3:決定	██████████	移送同意の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告	██████████	渡辺	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	抗告棄却			
20230301	3:決定	██████████	請求異議	██████████ vs 国	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却 上告不受理			

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20230322	3 決定	■■■■■	脅迫、不正競争防止法違反、威力業務妨害	■■■■■	今崎	今崎、宇賀、林、長嶺、渡辺	上告棄却								5紙
20230322	3 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	今崎	今崎、長嶺、宇賀、渡辺、林	上告棄却 上告不受理								
20230419	3 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却								
20230509	3 判決	4(行七)150	納骨堂経営許可処分取消、納骨堂経営変更許可処分取消	■■■■■ vs 大	林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却	(補足意見) 林、宇賀	77-4-859	2577-5	1513-72				5紙
20230515	3 決定	■■■■■	過失運転致死、道路交通法違反	■■■■■	林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却								6紙
20230531	3 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却								
20230607	3 決定	■■■■■	損害賠償	■■■■■ vs ■■■■■	渡辺	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	上告棄却								
20230627	3 判決	4(行七)274	懲戒免職処分取消、退職手当支給制限処分取消	宮城県 vs ■■■■■	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	原判決変更	(反対意見) 宇賀	77-5-1049	2579-86	1513-65				
20230707	3 決定	■■■■■	差止仮処分命令申立一部却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告	■■■■■ vs 国	今崎	今崎、宇賀、林、長嶺、渡辺	抗告棄却								

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20230711	3 判決	3(行七)285	行政措置要求判定取消、国家賠償	経産省職員トイレ使用制限訴訟	国 vs 今崎	今崎、宇賀、林、長嶺、渡辺	原判決一部破棄自判、一部上告棄却	(補足意見) 今崎、宇賀、林、長嶺、渡辺	77-5-1171	2594-59	1516-51	6紙
20230912	3 決定		殺人、傷害致死、死体遺棄、詐欺		林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却					
20230912	3 判決		国家賠償	国家賠償訴訟	国 vs 長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却	(反対意見) 宇賀				6紙
20230912	3 判決		国家賠償	国家賠償訴訟	国 vs 長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却	(反対意見) 宇賀				6紙
20230912	3 判決	4(行ツ)14 4、4(行七)1 46	憲法53条 違憲国家賠償等	憲法53条 違反国家賠償訴訟(東京)	国 vs 長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却	(反対意見) 宇賀	77-6-1515	2590-50		6紙
20230920	3 決定		処分等取消等		国立大学法人東京大学 vs 今崎	今崎、宇賀、林、長嶺、渡辺	上告棄却、上告不受理					
20230927	3 決定	4(許)21	移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告		長嶺 vs 長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	原決定破棄、自判	(補足意見) 宇賀		2584-85	1516-60	
20231004	3 決定		損害賠償(住民訴訟)		山口県 vs 渡辺	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	上告棄却、上告不受理					
20231006	3 決定	5(許)9	仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件		vs 渡辺	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	原決定破棄、差戻			2592-46	1519-184	
20231208	3 判決	3(あ)1399	殺人	元警官妻子3人殺害事件	長嶺 vs 長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却					6紙

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20231211	3 決定	██████████	再審請求棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	██████████	林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	抗告棄却						
20231212	3 判決	4(行ヒ)317	不当利得返還	大阪市vs	██████████	林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	原判決変更	(反対意見) 今崎(補足意見)林	77-9-2229	2598-21	1519-156	6紙
20240109	3 決定	██████████	判決訂正	██████████	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	申立棄却						
20240109	3 決定	██████████	殺人等	██████████	渡辺	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	抗告棄却						
20240110	3 決定	██████████	損害賠償	██████████	vs 林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	上告不受理						5紙
20240129	3 決定	4(L)206	再審請求棄却決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告	名張毒ブドウ酒事件再審請求事件	██████████	長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	抗告棄却	(反対意見) 宇賀				6紙
20240221	3 決定	██████████	損害賠償	██████████	vs	林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却、上告不受理					
20240306	3 決定	██████████	負担金交付請求	名古屋市vs	██████████	林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却、上告不受理					5紙
20240306	3 決定	██████████	登録処分取消	██████████	vs 国	林	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却、上告不受理					

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20240312	3:判決	4(受)1041	共通義務確認請求	vs [redacted] 長嶺	長嶺、宇賀、林、今崎	原判決破棄、(補足意見)宇賀、林	78-1-1	2604-5	1523-100	
20240313	3:決定	[redacted]	損害賠償等、同附帯	vs [redacted] 長嶺	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告棄却、上告不受理				
20240315	3:決定	[redacted]	執行停止申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告申立事件	vs 東 [redacted] 渡辺 京都	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	抗告棄却				
20240319	3:判決	4(受)2332	遺言無効確認等	vs [redacted] 渡辺	渡辺、宇賀、林、長嶺、今崎	上告棄却	78-1-63	2612-31	1523-93	
20240326	3:判決	4(行ツ)31 8、4(行ヒ)3 60	犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求	vs [redacted] 林 愛知県	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	原判決破棄、(補足意見)林、(反対意見)今崎	78-1-99	2603-12	1523-72	6紙
20240403	3:決定	[redacted]	助成金返還義務不存在確認	vs [redacted] 長嶺 白山市	長嶺、宇賀、林、渡辺、今崎	上告不受理				
20240410	3:決定	[redacted]	損害賠償 訴訟 [redacted]	vs [redacted] 林 国	林、宇賀、長嶺、渡辺、今崎	上告棄却、上(反対意見)告不受理 宇賀				5紙
20240416	3:判決	5(受)365	損害賠償請求本訴、同反訴	vs [redacted] 今崎	今崎、宇賀、林、長嶺、渡辺	原判決一部破棄、差戻、(補足意見)林、その余の上告棄却		2607-75	1523-84	5紙
20240424	3:決定	6(L)262	勾留の裁判に対する準抗告棄却決定に特別抗告	[redacted] 渡辺	渡辺、宇賀、林、今崎	抗告棄却				

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20240626	3 決定		国家賠償請求		今崎	今崎、宇賀、 林、渡辺	上告棄却、 上告不受理	(上告受理申 立てにつき反 対意見)宇賀	
20240716	3 判決	4(あ)1460	組織的な犯 罪の処罰及 び犯罪収益 の規制等に 関する法律 違反		林	林、宇賀、渡 辺、今崎	上告棄却	(補足意見) 今崎、林	78-3-113
20240911	3 決定		損害賠償		国 vs 渡辺	渡辺、宇賀、 林、石兼	上告棄却、 上告不受理		
20241002	3 決定		代表役員の 地位確認		vs 渡辺	渡辺、宇賀、 林、石兼	上告棄却、 上告不受理		
20241007	3 決定		公職選挙法 違反		渡辺	渡辺、宇賀、 林、石兼	上告棄却		
20241007	3 決定	4(あ)1059	組織的な犯 罪の処罰及 び犯罪収益 の規制等に 関する法律 違反		石兼	石兼、宇賀、 林、渡辺	上告棄却		78-5-281
20241023	3 決定		差止等		vs 渡辺	渡辺、宇賀、 林、石兼	上告棄却、 上告不受理		
20241023	3 決定	6(許)1	仮差押命令 認可決定に 対する保全 抗告審の取 消決定に対 する許可抗 告		国立大学法 人京都大学 vs 林	林、宇賀、渡 辺、石兼	原決定破棄、 差戻		78-5-1353
20241023	3 決定		損害賠償		vs 林	林、宇賀、渡 辺、石兼	上告棄却、 上告不受理		
20241112	3 判決	5(行七)165	不動産登記 申請却下処 分取消請求		国 vs 渡辺	渡辺、宇賀、 林、石兼	原判決破棄、 自判		

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
(第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20241115	3 決定	6(L)761	証拠開示命令棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告	林	林、宇賀、渡辺、石兼、平木	原決定取消、差戻	
20241204	3 決定		損害賠償等、同反訴	平木	平木、宇賀、林、渡辺、石兼	上告棄却、上告不受理	6紙
20241204	3 決定		損害賠償等、同反訴	平木	平木、宇賀、林、渡辺、石兼	上告棄却、上告不受理	6紙
20241217	3 判決	6(あ)536	商標法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	平木	平木、宇賀、林、渡辺、石兼	上告棄却	
20250219	3 決定		損害賠償等	平木	平木、宇賀、林、渡辺、石兼	上告棄却、上告不受理	
20250219	3 決定		賃金等	林	林、宇賀、渡辺、石兼、平木	上告棄却、上告不受理	
20250225	3 決定	5(L)412	再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する	石兼	石兼、宇賀、林、渡辺、平木	抗告棄却	(反対意見) 宇賀 6紙
20250226	3 決定	6(行フ)1	仮の差止め申立て一部認容決定に対する抗告審の一部取消決定に対する許可抗告	平木	平木、宇賀、林、渡辺、石兼	原決定一部破棄、自判	(反対意見) 宇賀

宇賀裁判官 主要関与裁判例一覧表
 (第三小法廷 裁判長以外の関与事件)

20250312	3:決定	██████████	損害賠償	██████████ 損害賠償	vs	██████████	平木	平木、宇賀、 林、渡辺、石兼	上告棄却、上告不受理	(不受理につき反対意見) 宇賀	6紙
20250408	3:決定	5(あ)1434	威力業務妨害、暴行、航空法違反、公務執行妨害、器物損壊	██████████		██████████	石兼	石兼、宇賀、 林、渡辺、平木	上告棄却		
20250416	3:決定	██████████	損害賠償	██████████	vs	██████████	平木	平木、宇賀、 林、渡辺、石兼	上告棄却、上告不受理		6紙
20250423	3:決定	██████████	損害賠償	██████████	vs	安芸高田市	石兼	石兼、宇賀、 林、渡辺、平木	上告不受理		5紙

宇賀裁判官在任中の終局事件数(大法廷・第三小法廷)

(注1) 数値は、最高裁判部において集計した概数である。

(注2) ご就任日(平成31年3月20日)から令和7年5月31日までに終局した事件数であり、関与されていない事件も含まれる。

1 民事・行政事件

事件の種類	民・行	大法廷	第三小法廷	小計	合計
上告	民事(オ)	1	3715	3716	4473
	行政(カ)	51	706	757	
上告受理	民事(イ)	5	4662	4667	5500
	行政(キ)	5	828	833	
並行申立控除後の件数	民事	5	5073	5078	6058
	行政	54	926	980	

事件の種類	民・行	大法廷	第三小法廷	小計	合計
特別上告	民事(ケ)	0	157	157	157
	行政(ク)	0	0	0	

事件の種類	民・行	大法廷	第三小法廷	小計	合計
特別抗告	民事(ク)	4	2706	2710	2919
	行政(ケ)	0	209	209	
許可抗告	民事(コ)	0	54	54	57
	行政(カ)	0	3	3	
並行申立控除後の件数	民事	4	2726	2730	2942
	行政	0	212	212	

2 刑事事件

事件の種類	大法廷	第三小法廷	合計
上告	0	3706	3706
上告受理	0	33	33
特別抗告	0	2206	2206

3 裁判官分限事件

1 件

宇賀裁判官関与事件の判例集・裁判集登載件数

(注) 令和7年5月分までの判例集及び裁判集の登載件数（含む登載予定）

※ご就任日は平成31年3月20日です。

【民事・行政事件】

1 判例集登載判例	53件（うち、大法廷事件	8件）
(1) 裁判長事件	5件（うち、大法廷事件	0件）
(2) 意見あり	22件（うち、大法廷事件	7件）
(意見の内訳)		
反対意見	11件（うち、大法廷事件	4件）
補足意見	9件（うち、大法廷事件	2件）
意見	2件（うち、大法廷事件	1件）
2 裁判集（民事）登載判例	24件（うち、大法廷事件	3件）
(1) 裁判長事件	4件（うち、大法廷事件	0件）
(2) 意見あり	9件（うち、大法廷事件	2件）
(意見の内訳)		
反対意見	4件（うち、大法廷事件	2件）
補足意見	5件（うち、大法廷事件	0件）
意見	0件（うち、大法廷事件	0件）

【刑事事件】

1 判例集登載判例	15件（うち、大法廷事件	0件）
(1) 裁判長事件	2件（うち、大法廷事件	0件）
(2) 意見あり	0件（うち、大法廷事件	0件）
(意見の内訳)		
反対意見	件（うち、大法廷事件	件）
補足意見	件（うち、大法廷事件	件）
意見	件（うち、大法廷事件	件）
2 裁判集（刑事）登載判例	12件（うち、大法廷事件	0件）
(1) 裁判長事件	0件（うち、大法廷事件	0件）
(2) 意見あり	3件（うち、大法廷事件	0件）
(意見の内訳)		
反対意見	3件（うち、大法廷事件	0件）
補足意見	件（うち、大法廷事件	件）
意見	件（うち、大法廷事件	件）

（参考）判例集及び裁判集の刊行状況）

判例集 以下のとおり刊行済み。

78巻5号(令和6年6、7月分)まで

77巻索引まで

裁判集 以下のとおり刊行済み。

民事270号(令和5年1月～12月分)まで

刑事332号(令和5年1月～12月分)まで

※刊行予定

判例集 78巻6号(令和6年11、12月分)・・・令和7年7月中旬予定

79巻1号(令和7年1月分)・・・令和7年8月中旬予定

79巻2号(令和7年2月分)・・・令和7年9月中旬予定

79巻3号(令和7年3月分)・・・令和7年10月中旬予定

裁判集

民事271号(令和6年1月～12月分)・・・令和7年7月末予定

刑事333号(令和6年1月～12月分)・・・令和7年7月末予定

最高裁判所判事

宇賀克也(うがかつや)

(昭和30年7月21日生)



略歴

- 昭和53年 東京大学法学部卒業
- 昭和53年 東京大学法学部助手
- 昭和56年 東京大学法学部助教授
- 昭和58年 ハーバード大学ロースクール客員研究員(日本学術振興会海外特別研究員)
- 昭和59年 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員(日本学術振興会海外特別研究員)
- 平成2年 ハーバード大学ロースクール客員教授
- 平成3年 東京大学大学院法学政治学研究科助教授(同大学法学部助教授を兼任)
- 平成6年 東京大学大学院法学政治学研究科教授(同大学法学部教授を兼任)
- 平成10年 ジョージタウン大学ロースクール客員研究員
- 平成13年 放送大学大学院主任講師兼客員教授
- 平成16年 東京大学公共政策大学院教授を兼任
- 平成31年3月20日 最高裁判所判事

信条、趣味など

裁判官としての心構え

40年を超える研究者生活の時代は、できる限り多くの判決・決定や著書・論文等の文献を読み、それを通じて自分の考えをまとめ、論文等でそれを公表してまいりました。最高裁判事としては、個々の事件の資料を丹念に読み、他の裁判官の御意見もよく伺いつつ、個々の事件についての自分の考えをまとめていくこととなりますが、一つ一つの事件に公正・中立の立場から真摯に取り組み、妥当な結論を導くことができるよう、微力ながら全力を尽くしたいと存じます。

好きな言葉

平成30年、高円宮家三女の絢子様が、御婚約内定の会見において、「今日あることが明日も必ずあるわけではない」と述べられたお言葉が心に残りました。そのことを忘れず、今日できることを明日に延ばさず、1日1日、悔いのないように生活していきたいと考えております。

印象に残った本

歴史が好きで、司馬遼太郎さんのファンですが、特に「竜馬がゆく」、「坂の上の雲」が印象に残っております。

趣味

年を重ねるに従い、自然が好きになり、美しい自然の景観を眺めることに心の安らぎを感じるようになりました。ここ数年、旅行に行く時間はなかなかとれなくなりましたが、自宅の近くに美しい公園があり、そこを散策するのが、至福のひと時になっております。

調査官室ごとの主要関与事件

宇賀裁判官主要関与事件（民事調査官室関係）

【大法廷】

1 最大決令和3年6月23日・集民266号1頁（夫婦別姓訴訟）

夫婦同氏制を定める民法750条及び婚姻届に記載しなければならない事項として夫婦が称する氏を掲げる戸籍法74条1号の各規定が憲法24条等に違反するかが問題となった事案において、多数意見は、最大判平成27年12月16日の合憲判断を引用し、同判決以降にみられる社会の変化や国民の意識の変化を踏まえても、同判決の判断を変更すべきものとはいえないとするものである。以上の多数意見に対し、上記各規定が夫婦同氏を受け入れない限り婚姻の意思決定を法的に認めないとする制約を課すことは憲法24条1項に違反する、また、仮に上記平成27年大法廷判決の判断枠組みで判断するとしても、同判決後の旧姓使用の拡大により同制度の合理性が喪失したことなどから、上記各規定は憲法24条に違反する、との共同反対意見を述べた。

2 最大決令和5年10月25日・民集77巻7号1792頁（性同一性障害者特例法4号要件事件）

多数意見は、性同一性障害者が性別の取扱いの変更の審判を受けるためには生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあることを要するとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の規定は、身体への侵襲を受けない自由を制約するものであり、その制約は現時点において必要かつ合理的なものといふことはできず、憲法13条に違反し無効であるとしつつ、5号の規定について更に審理を尽くさせるため原審に差し戻すこととした。以上の多数意見に対し、4号の憲法適合性について、多数意見に賛同しつつ、リプロダクティブ・ライツ及び性同一性障害者が性自認に従った法令上の性別取扱いを受ける利益が憲法13条によって保障されることを前提として、4号はこれらの利益との関係でも問題があることを示唆し、併せて、5号も4号と同様に過酷な二者択一を迫るものであって違憲であり、申立てを認める旨の自判をすべきである、との反対意見を述べた。

3 最大判令和6年7月3日・民集78巻3号382頁（優生保護法事件）

多数意見は、旧優生保護法のいわゆる優生手術を定めた規定は憲法13条及び14条1項に違反し、上記規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした上で、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法724条後段（平成29年法律第44号による改正前のもの）の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるとして許されないと判断することができるとし、これと異なる趣旨をいう判例（最一小判平成元年12月21日・民集43巻12号2209頁等）を変更するものである。以上の多数意見に大筋で賛成しつつ、民法724条後段は消滅時効を定めるものと解すべきであるとする意見を述べた。

【第三小法廷】

4 最三小判令和2年4月7日・民集74巻3号646頁

強制執行の申立てをした債権者が、当該強制執行における債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において、当該強制執行に要した費用のうち民事訴訟費用等に関する法律2条各号に掲げられた費用のものを損害として主張することは許されない、とした法廷意見に関して、費用額確定手続のように法が簡易迅速な特別手続を定めている場合でも、それが専ら権利者の便宜のためのものであれば債権者の任意の手続選択が認められるが、当該手続の利用に公益性があるときは、手続の排他性が認められ得るとする補足意見を述べた（全員一致・補足意見）。

5 最三小判令和3年1月26日・民集75巻1号1頁

債権者が会社に金銭を貸し付けるに際し、社債の発行に仮託して、不当に高利を得る目的で当該会社に働きかけて社債を発行させるなど、社債の発行の目的、会社法676条各号に掲げる募集事項の内容、その決定の経緯等に照らし、当該社債の発行が利息制限法の規制を潜脱することを企図して行われたものと認められるなどの特段の事情がある場合を除き、社債には同法1条の規定は適用されない、とした（全員一致・裁判長）。

6 最三小決令和5年2月1日・民集77巻2号183頁

破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻しについて上記別除権を有する者との間で交渉するなどした際に、上記の者に対して破産者を債務者とする上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をしたときは、その承認は上記被担保債権の消滅時効を中断する効力を有する、とした（全員一致・裁判長）。

宇賀裁判官 主要関与事件（行政調査官室関係）

【大法廷】

1 最大判令和2年11月25日・民集74巻8号2229頁（地方議会出席停止懲罰取消請求訴訟）

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象とならないとした判例（最大判昭和35年10月19日・民集14巻12号2633頁）を変更し、これが司法審査の対象となるとした法廷意見に関し、①地方議会議員に対する出席停止の懲罰の取消しを求める訴えが法律上の争訟に当たるとは明らかであるにもかかわらず司法審査の対象外とするのは、例外を正当化する憲法上の根拠がある場合に厳格に限定される必要がある、②憲法は、自律性の点において、国会と地方議会を同視していないことは明らかである、③地方議会の自律性の根拠は地方自治の本旨以外にはないところ、議員に対する出席停止の懲罰はその核心部分の一つである住民自治を阻害するものであるから、地方自治の本旨を根拠に司法審査の対象外とすることはできない、④出席停止の懲罰の実体判断については議会に裁量が認められ、これを司法審査の対象としても過度に地方議会の自律性を阻害することにはならない旨の補足意見を述べた。

2 最大判令和4年5月25日・民集76巻4号711頁（在外日本人国民審査権訴訟）

最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に国民審査の審査権の行使を全く認めていないことは違憲であるとしたほか、国が在外国民に対して次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違法であることの確認を求める訴えは適法であるとし、さらに、判示の事情の下では、国会において在外国民に審査権の行使を認める制度を創設する立法措置がとられなかったことは国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした法廷意見に賛成した上で、最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことの憲法適合性並びに次回の国民審査において審査権の行使をすることができる地位にあることの

確認の訴え及び上記違法確認の訴えの適法性について補足意見を述べた。

【第三小法廷】

3 最三小判令和5年2月21日・民集77巻2号273頁（金沢市庁舎前広場事件）

金沢市庁舎前広場における集会に係る行為に対し金沢市庁舎等管理規則5条12号を適用することは憲法21条1項に違反しないとして上告を棄却した多数意見に対し、①上記広場は地方自治法244条にいう公の施設又はこれに準ずる施設であり、上記規則が適用される余地はないから、論旨は前提を欠くが、職権により検討すると、Yの中立性に疑問を抱かれるなどという抽象的なおそれは同条2項の「正当な理由」には当たり得ないから、本件の不許可処分は違法である、②仮に上記規則が適用されとしても、いわゆるパブリック・フォーラム論によれば、上記広場における集会に係る行為に上記規則5条12号の規定を適用することは憲法21条1項に違反するとして、破棄差戻しが相当である旨の反対意見を述べた。

4 最三小判令和5年5月9日・民集77巻4号859頁（納骨堂経営等許可取消訴訟）

墓地、埋葬等に関する法律10条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営等に係る許可について、当該納骨堂の所在地からおおむね300m以内の場所に敷地がある人家に居住する者は、その取消しを求める原告適格を有するとした多数意見に対し、同条自体が墓地等の周辺に居住する者個々人の個別的利益を保護していると解した上で、このことを明確に否定した最二小判平成12年3月17日裁判集民事197号661頁を変更する必要があるとの意見を述べた。

5 最三小判令和5年7月11日・民集77巻5号1171頁（経産省トイレ訴訟）

生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員である者に対し、その執務室がある庁舎のうち上記執務室

がある階とその上下の階の女性トイレの使用を認めず、それ以外の階の女性トイレの使用を認める旨の処遇が実施されている場合において、判示の事情の下では、上記の者がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法86条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとした法廷意見に関し、Xが性別適合手術を受けておらず、戸籍上はなお男性であっても、経済産業省には、自らの性自認に基づいて社会生活を送る利益をできる限り尊重した対応をとることが求められていたとし、本件の具体的な事情を検討した上で、Xが自己の性自認に基づくトイレを他の女性職員と同じ条件で使用する利益を制約することを正当化することはできず、また、早期に研修を実施してトランスジェンダーに対する理解の増進を図るなど、多様性を尊重する共生社会の実現に向けて職場環境を改善する取組が十分になされてきたとはいえない旨の補足意見を述べた。

6 最三小判令和5年9月12日・民集77巻6号1515頁（憲法53条臨時国会召集訴訟）

憲法53条後段の規定により国会の臨時会の召集を決定することの要求をした国会議員は、内閣による上記の決定の遅滞を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないとして上告を棄却した多数意見に対し、①本件の各確認の訴えは適法であるとした上で、Xが次に同条後段の規定による臨時会召集要求をした場合、特段の事情がない限り、内閣において、20日以内に臨時会が召集されるよう臨時会召集決定をする義務を負うから、原判決を破棄し、主位的訴えに係る請求を一部認容すべきであり、また、②本件の損害賠償請求は、臨時会の召集の遅滞に関し特段の事情がない限り、認容すべきであるとして、原判決を破棄した上で、上記特段の事情等について審理を尽くさせるため、原審に差戻しをすべきである旨の反対意見を述べた。

7 最三小判令和7年6月3日・民集掲載予定（警察庁情報公開訴訟）

表形式の複数の行政文書の「備考」欄に記録された情報について、当該各行政文書の「備考」欄には複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれるなど判示の事情の下においては、原審としては、国に対し、文書ごとに、「備考」欄に小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に情報公開法（平成28年法律第51号による改正前のもの）5条3号又は4号所定の不開示情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、上記不開示情報該当性についての判断をすべきであったにもかかわらず、上記の観点から審理を尽くすことなく、「備考」欄ごとにそれぞれ一体的に上記不開示情報該当性についての判断をした原審の判断には、違法があるとした多数意見に対し、原判決が採用した情報単位論が立法者意思と全く反し、実際上も極めて不合理な結果をもたらしている旨の意見を述べた（裁判長）。

8 最三小判令和7年6月27日・民集登載予定（生活保護基準引下げ処分取消訴訟）

平成25年から平成27年にかけて行われた、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含む、生活保護基準中の生活扶助基準の改定について、判示の事情の下では、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法であるが、国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできないとした多数意見に対し、その他の違法事由を指摘した上、上記改定は違法であり少なくとも過失も認められるから損害賠償請求を認容すべきである旨の反対意見を述べた（裁判長）。

宇賀裁判官 主要関与事件（刑事調査官室関係）

【第三小法廷】

1 最三小決令和3年6月23日・刑集75巻7号641頁

人を欺いて補助金等又は間接補助金等の交付を受けた旨の事実について詐欺罪で公訴が提起された場合、当該行為が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律29条1項違反の罪に該当するとしても、裁判所は当該事実について刑法246条1項を適用することができるとした（全員一致・裁判長）。

2 最三小決令和5年2月20日・刑集77巻2号13頁

債権譲渡の対象が労働者の使用者に対する貸金債権であり、譲受人は、自ら使用者に対して支払を求めることは許されず、実際には債権を買い戻させることなどにより労働者から資金を回収するほかなく、労働者は、事実上自ら債権を買い戻さざるを得なかったなどの事情の下では、譲受人から労働者に対する金銭の交付は、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、使用者の不払の危険を譲受人が負担するとされていたとしても、貸金業法2条1項と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項にいう「貸付け」に当たるとした（全員一致・裁判長）。

3 最三小決令和2年12月22日・裁判集328号67頁

確定審で犯人性が争われた強盗殺人等事件について申し立てられた再審請求事件に関し、原々審が再審開始を決定し、原審がこれを取り消して再審請求を棄却した特別抗告事件において、多数意見は、原決定に審理不尽の違法があるとして、原決定を取り消し原裁判所に差し戻した。これに対し、原決定を取り消して検察官の即時抗告を棄却し、直ちに再審を開始すべきであるとの反対意見を述べた。

4 最三小決令和6年1月29日・裁判集掲載予定

確定審で犯人性が争われた殺人、殺人未遂事件について申し立てられた再審請求事件に関し、原々審が再審請求を棄却し、原審が異議申立てを棄却した特別抗告事件において、多数意見は、新証拠がいずれも刑訴法435条6号にいう「無

罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした原決定は正当であるとして、特別抗告を棄却した。これに対し、原決定及び原々決定を取り消して再審を開始すべきであるとの反対意見を述べた。

5 最三小決令和7年2月25日・裁判集掲載予定

確定審で関与の有無も争われた殺人、死体遺棄事件について申し立てられた再審請求事件に関し、事件性が争われ、原々審が再審請求を棄却し、原審が即時抗告申立てを棄却した特別抗告事件において、多数意見は、新証拠がいずれも刑法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした原決定は正当であるとして、特別抗告を棄却した。これに対し、原決定及び原々決定を取り消して再審を開始すべきであるとの反対意見を述べた。

言渡	令和7年6月3日
交付	令和7年6月3日
裁判所書記官	

令和5年（行ヒ）第335号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所令和4年（行コ）第31号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件について、同裁判所が令和5年5月17日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決中、別紙目録記載1から3までの部分に関する部分を破棄する。
- 2 前項の破棄部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 前項に関する上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、上告人が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成28年法律第51号による改正前のもの。以下「情報公開法」という。）に基づき、警察庁長官に対し、行政文書の開示を請求したところ、警察庁の保有する保有個人情報管理簿122通（以下「本件各文書」という。）につき、それぞれの一部を開示し、その余の部分には、情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報（以下「本件各号情報」という。）が記録されているとして、これを不開示とする旨の決定を受けたため、被上告人を相手に、そのうち不開示部分の取消し等を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 本件各文書は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成28年法律第51号による改正前のもの）10条2項1号又は2号に掲げるものに該当するとして個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外とされている個人情報ファイル1件ごとに、同一の様式を用いて、当該ファイルに関する所定の情報を表形式で記録した文書であり、「名称」、「利用に供される事務をつかさどる系の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」及び「備考」の各欄から成る。

(2) 警察庁長官は、上告人から、行政文書の開示請求を受け、平成28年7月15日付けで、本件各文書につき、各欄の項目名の部分を開示し、各項目の内容の部分には、本件各号情報が記録されているとして、これを不開示とする旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

上告人は、平成30年3月、被上告人を相手に、本件決定のうち不開示部分の取消し及び本件各文書中の不開示部分の開示決定の義務付けを求めて本件訴えを提起した。

(3) 警察庁長官は、上告人ほか1名から、それぞれ行政文書の開示請求を受け、平成30年1月及び令和元年7月、本件各文書のうち30通につき、それぞれの一部を開示する旨の各決定（以下「別件各決定」という。）をした。

(4) 警察庁長官は、令和4年4月28日付けで、上告人に対し、本件決定を変更し、本件各文書につき、新たに、原判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」の各欄に「○」が付された部分を開示する旨の決定（以下「本件変更決定」という。）をした（以下、本件変更決定によっても開示されなかった部分を「本件不開示部分」という。）。

上告人は、その後、本件訴えのうち本件変更決定により新たに開示された部分に係る部分を取り下げた。

(5) 本件変更決定又は別件各決定により開示された本件各文書の「備考」欄には、空白であるものや、「取り扱う権限を有する者の範囲」、「電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「取り扱うことができる場所」、「保存すべき場所」、「関係法令等」、「関連通達」等の複数の小項目が設けられているものがある。また、本件変更決定又は別件各決定によっても開示されていない本件各文書の「備考」欄にも複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれる。

この点について、被上告人は、「備考」欄は、複数の小項目が設けられているものでも、それらが相互に密接な関連性を有しているから、各欄ごとにそれぞれ一体的に本件各号情報該当性について検討すれば足りる旨を主張している。これに対し、上告人は、原審において、被上告人に対し、各欄ごとではなく、各情報ごとにその概要と本件各号情報該当性について主張立証をするよう求めたが、被上告人はこれに応じず、原審も、被上告人に対し、上記主張立証を促すことをしなかった。

第2 上告代理人升味佐江子ほかの上告受理申立て理由第2について

1 原審は、前記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断した上で、本件各文書中別紙目録記載1及び2の部分に本件各号情報が記録されているとした警察庁長官の判断に違法はないとして、本件決定のうち上記部分に関する部分の取消請求を棄却し、別紙目録記載1及び2の部分の開示決定の義務付けを求める訴えを却下すべきものとした。

本件不開示部分に記録された情報の本件各号情報該当性については、本件変更決定時を基準に審理判断すべきであるところ、別紙目録記載1及び2の部分については、本件決定から本件変更決定までに加筆又は変更がされたものである。したがって、上記部分については、加筆又は変更後の情報の本件各号情報該当性について審理判断すべきである。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

開示請求に係る行政文書に情報公開法5条各号所定の情報（以下「不開示情報」という。）が記録されていることを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、当該不開示決定がされた時点において当該行政文書に不開示情報が記録されていたか否かを審理判断すべきものと解される。そして、前記事実関係等によれば、上告人は本件決定のうち本件不開示部分に関する部分の取消しを求めていることが明らかであるから、本件決定がされた時点において本件各文書に本件各号情報が記録されていたか否かを審理判断すべきものである。しかるに、原審は、別紙目録記載1及び2の部分について、本件決定から本件変更決定までに加筆又は変更がされたとした上で、加筆又は変更後の情報の本件各号情報該当性について判断したものであり、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由がある。

第3 上告代理人升味佐江子ほかの上告受理申立て理由第3のうち「備考」欄に関する部分及び第4の4(3)について

1 原審は、前記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断した上で、別紙目録記載2及び3の部分に本件各号情報が記録されているとした警察庁長官の判断に違法はないとして、本件決定のうち上記部分に関する部分の取消請求を棄却し、別紙目録記載2及び3の部分の開示決定の義務付けを求める訴えを却下すべきものとした。

小項目が設けられている「備考」欄については、必ずしも全体として一体的に捉える必然性はなく、情報として可分なものも含まれると推測される。しかし、被上告人は、上告人から求められた「備考」欄についての主張立証をしないため、別件各決定によっても開示されていない「備考」欄である別紙目録記載2及び3の部分に、どのような小項目が設けられているか、各小項目の記録が関連しているか、一体的又は可分な関係にあるかなど、その記録内容を裁判手続において特定することは困難である。したがって、上記部分を更に細分化して本件各号情報該当性について検討することはできず、各欄ごとにそれぞれ一体的に検討するのが相当である。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

開示請求に係る行政文書は、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならない（情報公開法5条）、その一部に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとされている（同法6条1項）。このように、情報公開法において、開示請求に係る行政文書に記録された情報は原則として公開されるべきものとされていることに照らせば、上記行政文書が表形式のものであるからといって、常に各欄ごとに不開示情報該当性についての判断をすれば足りるということとはできない。特に、文書に設けられた「備考」欄には、その性質上、当該文書に記録された主要な情報に付随し又は関連する多様な情報が記録されることが一般的に想定される場所、前記事実関係等によれば、本件各文書の「備考」欄には、様々な小項目が複数設けられているものがあり、別紙目録記載2及び3の部分にも、複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれるというのである。現に、原審も、別件各決定により、小項目が設けられていることが判明し、その内容も明らかになっている「備考」欄については、必ずしも全体として一体的に捉える必然性はないとして、これを細分化した部分ごとに本件各号情報該当性についての判断をしている。

これらの事情に照らせば、原審としては、別件各決定によっても開示されていない「備考」欄である別紙目録記載2及び3の部分についても、被上告人に対し、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであったといえることができる。しかるに、原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、上記部分に記録された情報につき、その内容を特定することは困難であるから上記部分を更に細分化することは

できないなどとして、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたものであり、この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由がある。

第4 結論

以上によれば、原判決中、別紙目録記載1から3までの部分に関する部分は破棄を免れない。そして、それぞれ説示したところに従って、別紙目録記載1から3までの部分に記載されている情報の本件各号情報該当性等につき更に審理を尽くさせるため、上記の破棄部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。なお、上告人のその余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴、同渡辺恵理子、同平木正洋の各補足意見、裁判官宇賀克也の意見がある。

裁判官林道晴の補足意見は、次のとおりである。

私は、別件各決定によっても開示されていない「備考」欄である別紙目録記載2及び3の部分についても、裁判所において、被上告人に対し、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするように求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであったのに、原審がこうした観点からの審理を尽くすことなく、上記部分に記載された情報について、その内容を特定することは困難であるから上記部分を更に細分化することはできないなどとして、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたことは、破棄は免れないとした多数意見に賛成するものであるが、宇賀裁判官の意見で指摘された事項に関連して、多数意見が基礎としたところを敷衍して述べることとする。

1 宇賀裁判官は、原審をはじめとする下級審の裁判例には、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟において行政文書の部分開示が問題となった際に、いわゆ

る情報単位論に基づき、必要以上に部分開示の範囲を狭める傾向が見られ、その弊害が顕著となっているため、本件においても實際上極めて不合理な結果をもたらしていると批判している。宇賀裁判官が指摘されるとおり、情報単位論の考え方に依拠した裁判例の中に、部分開示の範囲を必要以上に狭める結果となっている事案があることは否定できない。しかしながら、多数意見は、情報単位論の考え方自体に必要以上に部分開示の範囲を狭める問題があるとか、それを適用したことが原審の誤りであると指摘しているわけでないことは、その説示の表現や文言から明らかである。あくまでも情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理の在り方を踏まえ、本件では裁判所側からの働きかけが十分ではなかった結果、本件各号情報該当性の判断方法を誤った点が問題であると指摘しているものである。つまり、多数意見は、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理や裁判所側の釈明の在り方に照らし、原審の審理や判断方法には問題があったとしているのである。そこで、以下、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理や判断方法について、具体的に検討をしたところを補足的に述べることにしたい。

2(1) 情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟において、開示請求に係る行政文書（以下「対象文書」という。）に不開示情報が記録されていることについては、一般に被告が主張立証責任を負うものと解され、具体的には、対象文書中の不開示部分に、一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかにした上で、当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由について、対象文書を実際に見分することができない裁判所や原告にも理解可能な形で、できる限り具体的に主張立証すべきものである。その際には、被告において不開示部分を一定の範囲に区切って、当該範囲ごとに上記のような主張立証をすることになるところ、多数意見が説示するような原則公開という情報公開法の趣旨に照らせば、被告においては、不開示部分をできる限り細かく区切って上記主張立証をすることが求められる。

(2) 被告の主張立証に対し、原告から、不開示部分をより細分化して主張立証す

べきである旨の指摘があった場合等には、裁判所は、情報公開法の上記趣旨等に加え、原告による的確な反論反証が可能であるかといった観点も踏まえ、被告に対し適切に釈明権を行使した上で、合理的な区切り方を見いだしていくことが求められる。対象文書を実際に見分することのできない裁判所において、被告による区切り方の合理性を判断することには相当に困難な面があるが、対象文書の体裁や行政文書としての性質等に加え、不開示情報を定めた情報公開法5条各号の趣旨や不開示部分に記録された情報の一般的・類型的な内容に照らして、被告による区切り方の合理性を客観的に検証していくほかないであろう。したがって、不開示情報該当性の主張立証から離れて、文や文章として社会的に意味を成す範囲がどこまでかの検討を先行させ、しかも、その範囲を過度に広く捉えた上で、その一部に不開示情報が含まれていれば当該範囲の全体を不開示とすることができるといった考え方は、情報公開法の上記趣旨等に照らして採用できないものというべきであり、情報公開制度に関する累次の当審判例も、このような考え方を採用したものではないものと解される。

3(1) 以上のような情報公開法の趣旨等に照らした積極的な審理運営を通じて、適切に不開示部分が区切られた上で、当該区切られた範囲ごとに不開示情報該当性についての主張立証がされれば、裁判所としては、当該範囲ごとに不開示情報該当性についての判断をすればよい。そして、当該範囲に不開示情報が記録されているとは認められないと判断すれば、当該範囲についての取消請求を認容すべきこととなり、当該範囲に不開示情報が記録されていると判断すれば、当該範囲についての取消請求を棄却すべきこととなるが、この場合において、当該範囲を更に細分化して、独立して開示しても差支えのない字句や記述が含まれていないかを検討する必要はないものと解される。情報単位論も、このような趣旨を含むものであり、この限度においては妥当性を有するものといえる。情報単位論による弊害が生ずるのは、上記2(2)で述べたように、不開示情報該当性の判断において対象文書が過度に広く区切られた場合であると考えることができる。

(2) 他方で、審理を尽くしても被告による不開示部分の区切り方が合理的であるとは認められない場合の判断の在り方については、以下のように考えることができよう。

まず、不開示情報が記録されていると認められる範囲と記録されているとは認められない範囲とに更に区分できると判断した場合には、前者と後者とを区分した上で、前者について取消請求を棄却し、後者について取消請求を認容すべきことになる。なお、判決の主文において、文書の項目や段落で形式的に範囲を特定して両者を区分することが困難な場合には、被告の主張との対応関係等により不開示情報の内容の実質を概括的に示した上で、その余の範囲に限り請求を認容するといった運用を検討する余地もあるように思われる。

次に、被告が区切った範囲に、不開示情報が記録されていると認められるが、不開示情報に該当しない情報も含まれていると認められ、かつ、両者を特定して区分することができるとはいえない場合には、原則公開という情報公開法の趣旨にも照らし、当該範囲に不開示情報が記録されているとの被告の主張立証が成功していないとして、当該範囲の全体につき取消請求を認容するのが相当であろう。なお、この場合には、判決理由中において、以上のような取消しの理由が示されるため、改めて処分をすべき立場に置かれた処分庁としては、必ずしも当該範囲の全部を開示する義務を負うことにはならず、区切り方を再検討した上で、当該範囲の一部に限って開示決定をすることもできるものと解される。

4 いずれにせよ、本判決も参考にして、不開示決定の取消訴訟における裁判所の釈明を含む審理の在り方や不開示情報該当性の判断方法について、行政文書の部分開示の問題に限らず、各論的に具体的で踏み込んだ議論がされることが期待されるところである。

裁判官渡辺恵理子、同平木正洋は、裁判官林道晴の補足意見に同調する。

裁判官宇賀克也の意見は、次のとおりである。

私は、多数意見の結論に賛同するものであるが、判示第2につき、多数意見の理

由について補足的に意見を述べるとともに、判示第3につき、原判決が採用したい
わゆる情報単位論の誤りについて私見を述べておきたい。

1 違法判断の基準時について

本件で上告人は、本件決定のうち不開示部分の取消し及び本件各文書の不開示部
分の開示決定の義務付け訴訟を提起して、その後、原審において、本件訴えのうち
本件変更決定により新たに開示された部分に係る部分を取り下げたのみであり、訴
えの変更はしていない。原審も、上告人の取消請求の対象を本件決定のうち本件不
開示部分に係る部分と整理しているものと解される。

情報公開制度は、開示決定時点において存在する文書について不開示情報該当性
を判断して開示できるものは開示を義務付ける制度であり、その後に、記載の追加
・削除があっても、開示決定時点において存在する文書を対象にして不開示情報該
当性の判断をすべきである。公文書等の管理に関する法律施行令9条1項4号が、
「行政機関情報公開法第4条に規定する開示請求があったもの」については、「行
政機関情報公開法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間」経過するまで
は保存期間を延長するものとしているのは、開示・不開示決定の違法性の判断基準
時が、開示・不開示決定時点であることを前提としていると解することができる。
行政処分の違法性の判断基準時については、当審は瑕疵の治癒、違法行為の転換が
認められるような例外的場合を除き、処分時説を採用している（最高裁昭和29年
（オ）第132号同34年7月15日第二小法廷判決・民集13巻7号1062頁
等）。瑕疵の治癒や違法行為の転換は、法律による行政の原理の例外を認めるもの
であるので、きわめて限定的な要件の下でのみ認められるものであって、本件がそ
のような例外的要件に該当する場合であるとは考えられない。したがって、本件に
おいても、本件決定時が違法判断の基準時となるべきであり、本件変更決定時を違
法判断の基準時とした原判決には誤りがあり、この点で論旨には理由がある。な
お、本件変更決定は本件決定の一部取消しと位置付け得るので、本件変更決定によ
り本件決定の取消しを求める訴えの利益は失われていない。

2 情報単位論について

論旨は、明示的には情報単位論（独立一体説）が誤りであると主張するものではないが、情報の単位の認定の誤りがあると述べており、欄やその中の小項目ごとではなく、情報ごとにその概要と不開示事由を主張立証するよう被上告人に求めるべきという主張は、実質的にみれば、原判決が採用した情報単位論が誤っているという主張にほかならない。

情報公開法5条3号及び4号が不開示情報としているのは、「おそれ」のある部分のみであり、その不開示情報に当たらない部分は、不開示情報と容易に区分できるときは開示が義務付けられているのである（同法6条1項）。そして、同じ欄や小項目の中に、「おそれ」のある部分とそうでない部分の双方が含まれ、かつ、後者を前者から容易に区分して開示できる場合があることは、当然想定できる。しかし、本件では、別件各決定により開示された文書では、警察庁長官が開示して支障がないとして開示し、上告人も裁判所も実際にその部分を見て開示に支障がない情報であることを確認できているにもかかわらず、欄を独立した一体の情報ととらえ、その一部にでも不開示情報が含まれている可能性があれば全体を不開示にするという情報単位論を原審が採用しており、情報単位論の弊害が顕著に現れている。

情報単位論については、すでに、最高裁平成18年（行ヒ）第50号同19年4月17日第三小法廷判決・裁判集民事224号97頁における藤田宙靖裁判官の補足意見、最高裁平成29年（行ヒ）第46号同30年1月19日第二小法廷判決・裁判集民事258号1頁における山本庸幸裁判官の意見により厳しく批判されている。最高裁令和2年（行ヒ）第340号同4年5月17日第三小法廷判決・裁判集民事267号53頁における私の補足意見も、実質的には情報単位論の問題を指摘するものである。このように、最高裁判決における個別意見において繰り返し情報単位論の問題が指摘されているにもかかわらず、下級審裁判例においては、原審を含め、情報単位論に基づき、必要以上に部分開示の範囲を狭める傾向がみられ、その弊害が顕著になっているため、改めて、情報単位論が立法者意思とまったく反す

るのみならず、実際上も、きわめて不合理な結果をもたらすことについて敷衍しておきたい。

(1) 情報単位論のリーディングケースの検討

情報単位論のリーディングケースとなった最高裁平成8年(行ツ)第210号同13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530頁(以下「大阪府知事交際費第2次上告審判決」という。)は、当時の大阪府公文書公開等条例10条(「実施機関は、公文書に次に掲げる情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。」)の解釈について判示したものである。大阪府知事交際費第2次上告審判決は、情報公開法6条2項(「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」)を参照している。そして、大阪府知事交際費第2次上告審判決は、個人に関する情報については、同項のような規定が置かれている場合に限り、個人に関する情報の中に含まれる特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分について、開示が義務付けられる趣旨と解したことは、その補足意見から明らかである。しかし、情報公開法制定前に施行されていた情報公開条例の個人に関する不開示情報に係る規定においては、同法6条2項のような規定を設けているものは皆無であったが、これらの情報公開条例における個人に関する不開示情報の規定は、いずれも、情報公開法6条2項と同趣旨であり、実際にそのように運用されてきた。地方公共団体も、情報単位論のような考え方はまったく採用せず、個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる部分のみを不開示にし、それ以外の部分は開示が義務付けられるという解

積の下に、情報公開の実務が行われてきたのである。首長交際費に係る開示請求を例にとって説明すれば、「大阪府知事が、平成2年5月17日に、海外勤務することになるAに対して、餞別として2万円を知事交際費から支出した。」という記述のうち、Aの部分は特定の個人を識別することになるが、それ以外の部分を開示してもAが特定されない場合には、Aの部分のみを不開示にするのが、地方公共団体における情報公開の実務であったのであり、そのことは、地方公共団体の側においても自明とされていたのである。情報公開法6条2項は、かかる情報公開条例についての実務を当然視して、それを明確化する確認規定の性格を有し、情報公開条例の実務と異なる創設的規定ではないのである。仮に情報公開法6条2項の規定が設けられなかったとしても、同条1項の解釈運用として、個人に関する情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる部分は、開示義務があるとする解釈運用が行われたものと思われる。

それでは、なぜ、情報公開法が個人に関する情報についてのみ、特別に同法6条2項のような規定を設けたのかということ、同法5条3号から6号まで（平成28年法律第51号により追加された同条1号の2を除く。）は、いずれも、不開示情報の範囲が必要以上に広がらないように、事項的基準と定性的基準を組み合わせているのに対して、同条1号は、プライバシー情報型ではなく、特定個人識別情報型であり、同号イ～ハの例外的開示事由が置かれてはいるものの、「おそれ」という定性的基準が置かれていないからである。例えば、同条4号であれば、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」のある部分のみが不開示情報であり、「おそれ」のない部分を「おそれ」のある部分と容易に区分して除くことができるときは、「おそれ」のない部分の開示義務が生ずることになる。これに対して、同条1号の場合、「個人に関する情報」の中には、特定の個人を識別する部分を除けば、開示により当該個人の権利利益を害さない部分についても、「個人に関する情報」として不開示になる

と読み得るので、そのような読み方がされることを避け、従前の情報公開条例の実務で行われてきたように、開示しても個人の権利利益を害さない部分まで不開示にする不合理な事態を招かないことを確実にするために、情報公開法6条2項の規定が置かれたにとどまり、それを反対解釈して、同項のような規定が置かれていない同法5条2号から6号までについて、部分開示の範囲を狭める情報単位論のような解釈を採ることは、最大限の開示を実現するために同法6条2項を設けた立法の趣旨に真っ向から反するものである。

また、大阪府知事交際費第2次上告審判決補足意見では、知事の交際事務に関する情報であって交際の相手方が識別され得るものが記録された公文書の場合、相手方の氏名等の相手方識別部分のみを他の情報と切り離してみれば、それ自体では情報として意味のあるものではなくなると述べられているが、情報公開法6条2項のような特別の部分開示規定を有しない情報公開条例に基づく一連の首長交際費に係る情報公開請求に対して、地方公共団体の実施機関は、相手方の氏名等の相手方識別部分以外の部分を開示してきた結果、同じ交際費の費目（餞別、祝儀、香典等）の下で金額のランキングを設けている例があることが判明し、そのようなランキングを設けることが妥当であるかが議論になり、相当数の地方公共団体においてランキングを廃止するという改革につながった。また、交際費の費目と金額のみの開示であっても、当該費目の個々の交際費の額が世間相場に比して高すぎないかをチェックすることも可能になるし、交際費の支出時期のみの開示であっても、選挙間近の時期に交際費の支出の回数が増える傾向があれば、実質的に選挙対策ではないかという観点からチェックすることも可能になる。実際、首長交際費に係る情報公開請求に対し、地方公共団体が特定の個人を識別する部分以外は開示してきたことにより、首長交際費の在り方についての議論が活性化し、一般住民は容易に知り得なかった首長交際費の執行状況について、各地方公共団体がウェブサイトで公表することが当然のように行われるようになったし、首長交際費を公費で賄うことは問題であるとして、首長交際費を廃止した地方公共団体もある。このように、大阪府

知事交際費第2次上告審判決がいう「独立した一体的な情報」をさらに細分化して、開示可能な部分を開示することには大きな意義が認められるのである。

本件で問題になった情報公開法5条3号及び4号について述べれば、本来、どの部分を開示すれば、開示による支障が生ずる「おそれ」があるか否かを判断すべきであるのに、全体として一つのまとまりを持った情報の単位は何かを行政機関の長が判断して、その中に開示すると支障が生ずる部分がわずかでもあれば、当該単位の全体を不開示にすることができるなどという解釈は、開示による支障がない部分については最大限の開示を実現するという情報公開法の問題意識に反するものである。

(2) 情報単位論を採用した結果もたらされる弊害

情報単位論を採用しても、その単位を「おそれ」の範囲と一致させる運用がとられるのであれば、實際上、情報単位論の弊害は生じないのではないかという考え方もあり得ないわけではない。しかし、実際の裁判例をみると、そのような楽観的な意見に与することはできないことが明らかになっている。すなわち、情報単位論を採用した下級審裁判例をみると、行政文書に設けられた欄や項目単位で不開示情報該当性を判断する傾向が顕著であり、その結果、本来部分開示が可能な部分も開示されない事態が生じている。本件においても、警察庁長官が、別件各決定において、情報単位論によらずに、開示しても支障がないとして開示し、すでに開示請求者も裁判所も、その内容を確認している部分についてすら、1審判決が情報単位論を採ったため、被上告人は原審で、情報単位論に従い、すでに開示した部分まで不開示情報に当たると主張しており、情報単位論の弊害が顕著である。例えば、本件各文書のうち乙第27号証の85～100について、警察庁長官は、備考欄のすべてを開示しており、その小項目は、「1 取り扱う権限を有する者の範囲」、「2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「3 取り扱うことができる場所」、「4 保存すべき場所」、「5 その他」であり、警察庁長官が、このような情報を開示しても、問題はないと判断したのである。しかし、情報単位論によれば、このような内容の備考欄に、さらに不開示情報に該当する内容が「6」と

して付加されていれば、警察庁長官自体が開示しても支障がないと判断している上記「1」から「5」までも全体として不開示にできることになってしまう。乙第27号証の48～66については、備考欄のうち別件各決定で不開示とされたのは、「4 保存すべき場所」を示す記述のみであり、「1 取り扱う権限を有する者の範囲」、「2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「3 取り扱うことができる場所」、「5 その他」の部分は開示されている。ところが、情報単位論によれば、「4 保存すべき場所」を示す記述が不開示情報に該当すれば、警察庁長官が開示しても支障がないとしてすでに別件各決定で開示し、開示請求者も裁判所も、実際に開示された文書を見てそのことを確認できるにもかかわらず、全体を不開示にできることになってしまい、その不合理さは誰の目にも明らかであろう。このような解釈が一般の常識からも著しく乖離し、行政文書を国民共有の財産と位置付け、開示しても支障がない部分は最大限開示するという情報公開法の趣旨に悖ることは多言を要しないであろう。

なお、原審で被上告人は、情報単位論を前提としたため、別件各決定における開示は、任意開示であるという説明をせざるを得なかったが、不開示情報に当たる場合は、開示が禁止されるのが原則であり、その例外は、情報公開法7条の公益上の裁量的開示として行われる場合に限られる。しかし、同条の公益的裁量開示は、開示が禁止されている情報について高度の政策的判断から開示する規定であり、きわめて例外的な場合にのみ用いられることを想定したものである。別件各決定により開示された内容を見れば、これを同条の公益上の裁量的開示とみることには無理がある。原審で被上告人がこのように無理な主張をせざるを得なくなった原因は、1審判決が情報単位論を採用したことにより、本件では、情報単位論の弊害が顕著である。

欄や小項目単位で不開示情報該当性を判断する情報単位論がいかにも不合理かは、欄や小項目の設け方は、行政文書を作成する者が操作できることを考えれば明らかである。裁判所が欄や小項目単位で不開示情報該当性を判断する立場をとり、一つ

の欄や小項目の中に開示しても支障がない部分を容易に区分できる場合であっても、全体を不開示にできるとしてしまえば、できる限り行政文書を不開示にしたい行政機関は、欄や小項目をできる限り用いない行政文書を作成する方法を選ぶことによって、恣意的に、開示できるはずの情報を不開示にすることが可能になってしまう。例えば、ある事業の報告をまとめた行政文書がA4で20枚にわたり、項目として、「1 事業の経緯」（1頁～10頁）、「2 事業の成果」（11頁～20頁）があるのみであり、「1 事業の経緯」、「2 事業の成果」の中で、情報公開法5条6号イに該当する情報はそれぞれ2行しかなく、他の部分はすべて開示してもなんら支障がない場合を想定してみることにする。欄や項目単位で情報単位論をとる原判決の立場では、この場合、不開示情報を判断する単位は、「1 事業の経緯」、「2 事業の成果」となり、それぞれの中に、ごくわずかでも不開示情報が含まれている以上、行政機関の長は、全体を不開示にすることができることになってしまうのである。「1 事業の経緯」、「2 事業の成果」のそれぞれについて、さらに、それらを小項目に分けて記述することがいくらかでも可能であっても、いかなる小項目分けをするかは、行政文書作成者の裁量に委ねられているから、原判決のような情報単位論を裁判所がとれば、できる限り小項目分けをしない行政文書を作成し、大括りの項目の中にわずかな不開示情報が含まれるようにすることによって、全体を不開示にすることが可能になる。このように、行政文書作成者の裁量で操作可能な項目や欄の設け方によって、不開示情報の範囲が左右されることは、誰の目にも不合理であることは明らかであろう。

(3) インカメラ審理ができないことが情報単位論を正当化しないことについて

最高裁平成20年（行フ）第5号同21年1月15日第一小法廷決定・民集63巻1号46頁によれば、情報公開訴訟においては、現行法下ではインカメラ審理ができないとされているが、そのことも、情報単位論を正当化するものではない。情報公開訴訟においてインカメラ審理が認められているアメリカにおいては、インカメラ審理を行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられており、これを行うことが義務

付けられているわけではない。実際の運用としては、一般的にあって、インカメラ審理を行うのは例外であり、連邦の情報自由法に係る大半の情報公開訴訟は、原告の訴状と被告の宣誓供述書（ヴォーン・インデックスを含む。）に基づき処理される。連邦の情報自由法に係る訴訟で最も頻繁に用いられているのはヴォーン・インデックスである。ヴォーン・インデックスは、（ア）記録のどの箇所に不開示情報が記録されているかについての記述、（イ）それぞれの不開示情報の条項、（ウ）不開示情報に該当する理由、をまとめた文書である。全体で2頁にわたる記録を仮定して例示すると以下のようになる。

「1頁の3行目から4行目にかけて 国家安全保障情報 5 U.S.C. § 552b)1) 連邦政府に対するサイバー攻撃を抑止するために講じている対策が詳細に記載されており、これを開示すれば、対策の盲点を探究されて、有効なサイバー攻撃を行う端緒となり得ることが合理的に予見されるため。

1頁の14行目の最初の3文字目から9文字目にかけて 5 U.S.C. § 552b)7) (D) 外国からのサイバー攻撃に関する情報を連邦政府に提供する秘密の情報源の氏名が記載されているため、これを開示すれば、秘密の情報源の生命・身体の安全を脅かし、また、今後の協力が得られなくなり、連邦政府にとっての重要な秘密の情報源を失うことが合理的に予見されるため。

2頁の8行目の4文字目から10行目の7文字目まで 5 U.S.C. § 552b)7) (E) 外国からのサイバー攻撃を行う者を捜査するための具体的な手続が記載されているため、これを開示すれば、捜査を潜脱するための方法を考案する端緒となり得ることが合理的に予見されるため。」

このように、連邦の情報自由法では、インカメラ審理により実際に記録を見分けることをしないで不開示決定の適法性を判断することが多いが、それを可能にしているのがヴォーン・インデックスである。アメリカの連邦裁判所が、情報公開訴訟において、インカメラ審理の権限を有するにもかかわらず、判例により、ヴォーン・インデックスの提出を求めるとした理由は、単に部分開示の適法性

についての裁判所の審理の負担を軽減し審理を促進するためのみならず、インカメラ審理による場合は、原告やその代理人は、当該不開示記録については十分な情報を与えられないため、被告の主張に対する反論が困難になり、対審構造を弱めることになるという問題があるからである。したがって、情報公開訴訟においては、ヴォーン・インデックスを提出させることにより、請求者に可能な限り多くの情報を与え、対審構造を維持することが不可欠と考えられているのである。そのためには、不開示記録の内容自体を明らかにしない範囲で、できるだけ詳細なヴォーン・インデックスが提出されることが望ましく、アメリカでは、提出されたヴォーン・インデックスが簡略にすぎると裁判所が判断する場合には、より詳細なヴォーン・インデックスの提出が命じられている。

不開示決定の取消しを請求する情報公開訴訟の大きな特色は、被告は当該行政文書を保有し、その内容を知っているのに対して、原告は、一般的には、当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ないということである。したがって、アメリカにおいても、不開示情報該当性については、行政機関が立証責任を負うと解されており、ヴォーン・インデックスの提出は、その立証責任を果たすための有効な手段として位置付けられる。裁判所からヴォーン・インデックスの提出を求められたにもかかわらず、十分なヴォーン・インデックスを提出しなかった場合には、被告は立証責任を果たさなかったとして記録の開示を命じられることになる。

アメリカにおいても、ヴォーン・インデックスについては明文の規定があるわけではなく、これは判例で形成されたものである。それでは、わが国において、アメリカと同様に、裁判所は、ヴォーン・インデックスの提出を被告に求めることができるであろうか。情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項は、情報公開・個人情報保護審査会にヴォーン・インデックスを作成して提出するよう諮問庁に求める権限を明示的に付与しているが、情報公開法には明文の規定はない。しかし、それは、当時の民事訴訟法の下でも、裁判所の訴訟指揮権に基づく釈明により、ヴォーン・インデックスの提出を求めることができるから、あえて規定を設ける必要は

ないと考えられたからである。

不開示決定取消訴訟においては、一般的には、原告は、当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ないのであるから、本件各号情報に係る不開示決定が裁量権の逸脱・濫用であることを立証する手掛かりを得ることはきわめて困難であるのに対して、被告は当該行政文書を保有しており、その内容を知っているのであるから、どの行政文書のどこに不開示情報が記録されており、それがいかなる理由で不開示情報に当たるかを、不開示情報の内容自体を明らかにしない範囲で説明することは容易なはずである。このような情報公開訴訟の特色に鑑みれば、本件各号情報についても、被告が不開示情報該当性の立証責任を負うのは当然である。本件各号情報該当性についての行政機関の長の判断に裁量が認められることから、行政裁量が認められる一般の行政処分の取消訴訟における立証責任についての判例の射程を吟味することなく、情報公開訴訟にも適用すべきではない。このように、本件各号情報についても、被告は、本件各号情報該当性の立証責任を負うので、その立証責任を果たすためにヴォーン・インデックスを提出すべきであり、すでに述べたように、それは、欄や小項目単位ではなく、「おそれ」のある部分を具体的に特定して（○頁の△行目の◇文字目から□文字目まで等）行う必要がある。情報公開訴訟においては、行政機関の長から、開示請求対象文書における不開示情報が存在する箇所と、該当する不開示情報の条項、当該条項に該当する理由が示されなければ、原告は、それが違法であること（本件各号情報については裁量権の逸脱・濫用があること）を主張する手掛かりすらつかめない。したがって、被告から欄や小項目単位ではなく、開示により支障が生ずる「おそれ」のある部分を具体的に特定して、不開示情報に当たる理由が説明されていない場合には、裁判所は、釈明権を行使して、それを説明させる釈明義務を負うと考えられる。本件においては、上告人が被上告人に対して、各欄・小項目単位ではなく、情報ごとにその概要と具体的な不開示事由の主張立証を求めたところ、原審は、被上告人に対して、これに応ずるか否かを検討するよう求めたが、被上告人がその必要がないと回答すると、それ以上の

釈明を求めないという消極的な対応にとどまった。本件各号情報についても、その立証責任は被告が負うのであるから、上記のような消極的対応をすべきではなかったといえる。そして、アメリカにおいて、裁判所が、行政機関が不開示情報該当性の立証責任を負うことを根拠として、明文の規定なしにヴォーン・インデックスの提出を認めているように、わが国においても、行政機関に不開示情報該当性の立証責任を果たさせるため、開示により支障が生ずる「おそれ」のある箇所を特定して、ヴォーン・インデックスの提出を求めることができ、それはインカメラ審理ができなくても可能であるから、インカメラ審理ができないことと、情報単位論を採用する必要性は、何ら論理的に結び付くものではない。

行政機関の長が不開示の理由を詳細に説明すると、不開示情報を事実上開示する結果になることも、情報単位論の採用を正当化するものではない。なぜならば、欄や小項目単位ではなく、開示により支障が生ずる「おそれ」のある部分を具体的に特定することを求めても、当該「おそれ」の理由については、不開示情報の内容自体が明らかになるような理由の提示を求めるわけでは決してなく、ヴォーン・インデックスについての上記の例で示した程度の理由を提示すれば足りるからである。したがって、インカメラ審理ができないからといって、当該行政文書の欄や小項目という体裁や構成に従って、それらを単位として判断せざるを得ないということにはまったくならない。アメリカにおいて、多くの情報公開訴訟でインカメラ審理を行わずに、欄や小項目の単位ではなく、実際に不開示情報に該当する部分を行の中の文字単位（例えば、3頁7行目の3文字目から8文字目まで）で特定することを裁判所が行政機関に求めていることから明らかなように、わが国においても、インカメラ審理ができないことは、裁判所が欄や小項目の単位で不開示情報を判断せざるを得ないという理由にはなり得ないのである。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	宇	賀	克	也
裁判官	林		道	晴

裁判官	渡	辺	惠	理	子
裁判官	石	兼	公		博
裁判官	平	木	正		洋

(別紙)

目 録

- 1 原判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載の文書番号48～53及び55～66の各文書中の各「名称」欄
- 2 原判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載の文書番号67、68、74、75及び77～80の各文書中の各「備考」欄
- 3 原判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載の文書番号1～13、16～35、38～47、54、69～73、76、81、101～113、121及び122の各文書中の各「備考」欄

当 事 者 目 録

上 告 人

同 代 表 者 理 事

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

升 古 秋 井 高 三
味 本 山 桁 橋 宅
佐 江 子
晴
大 涼 千
英 淳 介 子 晶

被 上 告 人

同 代 表 者 法 務 大 臣

処 分 行 政 庁

同 指 定 代 理 人

国 鈴 春 藤 廣 鈴 鈴 坂 諸 志 鬼 山 佐
木 名 澤 瀨 木 木 井 井 水 頭 城 藤
馨 楠 裕 達 雅 優 美 明 崇 忠 道
祐 伸 茂 介 人 久 子 香 仁 通 広 子 裕

記久治吾也

有隆幸真拓

野倉本山尻

菅小坂秋川

言渡	令和7年6月27日
交付	令和7年6月27日
裁判所書記官	

令和5年（行ヒ）第397号、第398号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所令和3年（行コ）第38号生活保護基準引下げ処分取消等請求事件について、同裁判所が令和5年4月14日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決主文第1項及び第2項のうち、上告人■■■■ら及び上告人■■■■らに関する部分を破棄し、同部分につき、被上告人各市の控訴を棄却する。
- 2 上告人■■■■ら及び上告人■■■■らの被上告人国に対する各上告を棄却する。
- 3 第1項に関する控訴費用及び各上告費用は被上告人各市の負担とし、前項に関する各上告費用は、上告人■■■■ら及び上告人■■■■らの負担とする。

理 由

上告代理人丹羽雅雄ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 大阪府内に居住して生活保護法に基づく生活扶助を受給していた上告人ら（上告人■■■■らについてはその各夫）は、平成25年から平成27年にかけて行われた、厚生労働大臣による「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）中の生活扶助基準（別表第1）の改定（以下「本件改定」という。）を理由として、所轄の福祉事務所長らから、それぞれ、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定を受けた。

本件は、上告人らが、本件改定は違法であるなどと主張して、上告人■■■■ら及び上告人■■■■らにおいて被上告人各市を相手に上記の保護変更決定の取消しを求め、上告人■■■■ら及び上告人■■■■らにおいて被上告人国に対し国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 生活扶助基準は、基準生活費（第1章）と加算（第2章）とに大別されている。居宅で生活する者の基準生活費は、市町村別に1級地-1から3級地-2まで六つに区分して定められる級地（別表第9）及び年齢別に定められる第1類と、級地等及び世帯人員別に定められる第2類とに分けられ、原則として世帯ごとに、当該世帯を構成する個人ごとに算出される第1類の額（以下「第1類費」という。）を合算したものに世帯人員別の所定の逓減率を乗じたものと第2類の額（以下「第2類費」という。）とを合計して算出される。第1類費は、食費、被服費等の個人単位の経費に、第2類費は、光熱水費、家具什器費等の世帯単位の経費にそれぞれ対応するものとされている。

イ 厚生労働大臣は、基準生活費について、標準世帯（昭和61年度からは、1級地-1における夫33歳、妻29歳及び子4歳の3人世帯）の最低生活に要する費用を、標準世帯の生活扶助基準額として具体的に設定した上で、これを第1類費と第2類費とに分解し、それぞれ、年齢別、世帯人員別、級地別に所要の指数を乗ずることによって定めている（以下、このように、年齢、世帯人員、級地に応じた基準生活費の額を定めるために標準世帯の生活扶助基準額を基軸として所要の指数を乗ずることを「展開」といい、当該指数を「展開のための指数」という。）。

(2) 生活扶助基準の改定方式として、昭和25年の生活保護法施行当初は、マーケットバスケット方式（最低生活を営むために必要な飲食物や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式）が採用されていたが、その後、エンゲル方式（栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この

飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式)及び格差縮小方式(一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式)が順次採用された。

(3)ア 厚生省(当時)の審議会である中央社会福祉審議会は、昭和58年12月、「生活扶助基準及び加算のあり方について(意見具申)」(以下「昭和58年意見具申」という。)を公表した。昭和58年意見具申のうち、生活扶助基準に関する部分の概要は、以下のとおりであった。

① 現在の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。しかしながら、生活保護世帯及び低所得世帯の生活実態を常時把握し、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。

② 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整が図られるよう適切な措置をとることが必要である。また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。なお、賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

イ 昭和58年意見具申を踏まえ、昭和59年度以降、生活扶助基準の改定方式として、水準均衡方式(当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式)が採用されている。

(4)ア 厚生労働省の審議会である社会保障審議会の福祉部会内に設置された生活保護制度の在り方に関する専門委員会は、平成15年12月に「生活保護制度の在

り方についての中間取りまとめ」（以下「平成15年中間取りまとめ」という。）を公表した。平成15年中間取りまとめのうち、生活扶助基準に関する部分の概要は、以下のとおりであった。

① 水準均衡方式はおおむね妥当であると認められてきたが、最近の経済情勢はこの方式を採用した当時と異なることから、例えば5年に1度の頻度で、生活扶助基準の水準について定期的に検証を行うことが必要である。

② 上記の定期的な検証を行うまでの毎年の改定については、近年、民間最終消費支出の伸びの見通しがプラス、実績がマイナスとなるなど安定しておらず、また、実績の確定も遅いため、これによる被保護世帯への影響が懸念されることから、改定の指標の在り方についても検討が必要である。この場合、国民にとって分かりやすいものとする必要があるため、例えば、年金の改定と同じように消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる。

イ 上記専門委員会が平成16年12月に公表した報告書（以下「平成16年報告書」という。）は、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったとしつつ、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要があるとした。

ウ 平成16年報告書を踏まえ、平成19年10月、厚生労働省社会・援護局長の下に、生活扶助基準について専門的な分析、検討を行うことを目的として、学識経験者等から成る生活扶助基準に関する検討会が設置された。

上記検討会は、同年11月、報告書（以下「平成19年報告書」という。）を公表したところ、そのうち、生活扶助基準に関する部分の概要は、以下のとおりであった。

① 夫婦子1人（有業者あり）の一般低所得世帯における生活扶助相当支出額（消費支出額から家賃、医療等の生活扶助に相当しないものを除いたもの。以下同

じ。)は、世帯当たり14万8781円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり15万0408円であり、生活扶助基準額がやや高めとなっている。

② 単身世帯(60歳以上の場合)の一般低所得世帯における生活扶助相当支出額は、世帯当たり6万2831円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり7万1209円であり、生活扶助基準額が高めとなっている。

(5) 厚生労働大臣は、平成20年度の生活扶助基準について、原油価格の高騰が消費に与える影響等の社会経済情勢を見極める必要性があるなどとして、水準均衡方式による改定をせず、生活扶助基準は据え置かれた。

さらに、平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機が我が国の実体経済に大きな影響を及ぼし、同年頃から平成23年頃にかけて、物価、賃金、家計消費がいずれも下落した。厚生労働大臣は、上記金融危機の影響等を踏まえて、平成21年度から平成24年度までについても、水準均衡方式による改定をせず、この間も生活扶助基準は据え置かれた。

(6) 社会保障審議会は、平成23年2月、生活扶助基準について専門的かつ客観的に評価、検証を行うため、生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)を設置した。

基準部会は、生活扶助基準の展開部分についての検証(以下「平成25年検証」という。)を行い、平成25年1月に報告書(以下「平成25年報告書」という。)を公表したところ、その概要は、以下のとおりであった。

① 平成25年検証は、平成21年に実施された全国消費実態調査のデータに基づき、年齢別、世帯人員別、級地別に一般低所得世帯間における消費支出の較差を分析し、これと生活扶助基準における展開のための指数とのかい離を評価、検証したものであり、その結果、年齢別、世帯人員別、級地別のいずれにおいても、生活扶助基準における展開のための指数と一般低所得世帯間における消費支出の較差を

示す指数との間にかい離が認められた。この結果を踏まえ、年齢別、世帯人員別、級地別の指数を生活扶助基準に反映した場合の影響は、以下のようになった。

例えば、現行の基準額（第1類費、第2類費のほか、冬季加算、児童養育加算、母子加算を含む。）とこれに検証結果をそのまま反映した場合の平均値とを個々の世帯構成ごとにみると、夫婦と18歳未満の子1人世帯では、年齢、世帯人員、地域による各影響の合計は8.5%減となり、夫婦と18歳未満の子2人世帯では、上記各影響の合計は14.2%減となった。また、母親と18歳未満の子1人の母子世帯では上記各影響の合計は5.2%減となった。他方で、60歳以上の単身世帯では上記各影響の合計は4.5%増、共に60歳以上の高齢夫婦世帯では上記各影響の合計は1.6%増、20～50代の若年単身世帯では上記各影響の合計は1.7%減となった。

② 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、平成25年報告書の評価及び検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示されたい。なお、その際には見直しが現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯に及ぼす影響についても慎重に配慮されたい。

③ 平成25年検証により、個々の生活保護受給世帯を構成する世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の様々な組合せによる生活扶助基準の妥当性について、よりきめ細かな検証が行われたことになる。しかし、消費に影響を及ぼす要因は多様であるところ、具体的にどのような要因がどの程度消費に影響を及ぼすかは現時点では明確に分析ができないこと、また、特定の世帯構成等に限定して分析する際にサンプルが極めて少数となるといった統計上の限界があることなどから、全ての要素については分析、説明に至らなかった。

④ 平成25年検証の手法は透明性の高い一つの妥当な手法である一方、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮したものであることから、これが唯一の手法ということでもなく、将来の検証手法を開発していくことが求められる。今

後、政府部内において具体的な基準の見直しを検討する際には、平成25年検証の結果を考慮しつつも、同時に検証手法について一定の限界があることに留意する必要がある。

⑤ 今般、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には、現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯、とりわけ貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子どものいる世帯への影響にも配慮する必要がある。

(7)ア 厚生労働大臣は、平成25年厚生労働省告示第174号、平成26年厚生労働省告示第136号及び平成27年厚生労働省告示第227号により、生活扶助基準を順次改定した(本件改定)。本件改定は、主に、平成25年検証の結果を生活扶助基準に反映するとともに、物価変動率を指標として基準生活費を変更することを内容とするものであり(以下、前者を「ゆがみ調整」といい、後者を「デフレ調整」という。)、それぞれの概要は、次のイ及びウのとおりである。

なお、本件改定は、ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定を3年かけて段階的に実施するものであり、また、ゆがみ調整及びデフレ調整を行うことによる減額幅の上限を10%としている。

イ ゆがみ調整は、平成25年報告書により、年齢別、世帯人員別、級地別のいずれにおいても、生活扶助基準における展開のための指数と一般低所得世帯間における消費支出の較差を示す指数との間にかい離があるとされたことを踏まえ、当該かい離を解消し、生活保護受給世帯間の公平を図るため、生活扶助基準における展開のための指数を適正化することを目的とするものである。具体的には、平成25年検証の結果に基づき、一般低所得世帯間における消費支出の較差を生活扶助基準の展開部分に反映させるものであり、①第1類費について、各年齢区分間の基準額の差を小さくする、②第1類費に係る逓減率について、世帯人員の増加に応じた逓減割合を大きくするとともに、第2類費について、世帯人員の増加に応じた世帯人員別の基準額の増額の幅を大きくする、③第1類費及び第2類費について、それぞれ級地区分間の基準額の差を小さくすることを内容とする。ただし、ゆがみ調整

は、平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準の改定に反映させるのではなく、その2分の1のみを反映させるものである（以下、これを「2分の1処理」という。）。

なお、厚生労働大臣は、2分の1処理をすることにつき、基準部会やその委員等の専門家から意見を聴取するなどしなかった。

ウ デフレ調整は、本件改定前の基準生活費を一律に4.78%減ずるものである。これは、総務省から公表されている消費者物価指数を基に、その算出の基礎とされている消費品目から、生活扶助以外の扶助で賄われる品目（家賃、教育費、医療費等）と生活保護受給世帯において支出することが想定されていない品目（自動車関係費等）を除いた上で、特定の方式により算出し直した指数（以下「生活扶助相当CPI」という。）の平成20年から平成23年までの下落率が4.78%であることから、これを生活扶助基準額に反映させるものである。

(8) 所轄の福祉事務所長らは、1審判決別紙処分一覧表記載のとおり、上告人ら（上告人■■■■らについてはその各夫）に対し、本件改定を理由として、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定をした。

(9) その後、基準部会は、平成26年に実施された全国消費実態調査のデータに基づく生活扶助基準の検証（以下「平成29年検証」という。）等を行い、平成29年12月、夫婦子1人世帯について、本件改定後の生活扶助基準額と一般低所得世帯の生活扶助相当支出額はおおむね均衡しているなどとする報告書（以下「平成29年報告書」という。）を公表した。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、上告人らの各請求をいずれも棄却すべきものとした。

(1) 基準部会による平成25年検証の結果の合理性を否定すべき事情は認められない。そして、2分の1処理は、生活保護受給世帯間の公平を図るため生活扶助基準の展開部分を改定するというゆがみ調整の本質的部分に沿う措置であり、平成25年報告書が激変緩和措置を講ずることを予定していたといえること等からする

と、2分の1処理に係る厚生労働大臣の判断は、急激な保護費の減額等による被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点に配慮したものとして、合理的なものといふことができ、この判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

(2) 被上告人らは、デフレ調整は、平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機等の影響で、生活保護受給世帯の可処分所得が相対的、実質的に増加していたことを踏まえ、その適正化を図ったものであるなどと説明するところ、上記の説明に照らせば、厚生労働大臣が、上記の可処分所得の増加に着目し、これを生活扶助基準に反映させるために物価変動率を指標としてデフレ調整を行うこととした判断は、一応合理的なものといふことができる。また、生活扶助CPIに依拠して基準生活費を一律に4.78%減ずることとした厚生労働大臣の判断の過程に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところはない。

(3) 以上によれば、本件改定に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないから、本件改定が生活保護法3条、8条2項に違反するものであるとはいえず、本件改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があるということもできない。

4 しかしながら、原審の上記判断のうち、損害賠償請求に関する部分は結論において是認することができるが、保護変更決定の取消請求に関する部分は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 生活保護法3条によれば、同法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないところ、同法8条2項によれば、保護基準は、要保護者（同法による保護を必要とする者をいう。）の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、かつ、これを超えないものでなければならない。これらの規定にいう最低限度の生活は、抽象

的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、同条1項の委任を受けた厚生労働大臣がこれを保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。

そうすると、厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たり、それにより基準生活費を減額されることとなる被保護者の期待的利益についての配慮の要否等を含め、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきであり、本件改定は、その判断に上記見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法3条、8条2項に違反して違法となるものと解される。そして、生活扶助基準の改定の要否の判断の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも生活扶助基準の改定に際しては、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきたところである。これらの経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の上記の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきものと解される（以上につき、最高裁平成22年（行ツ）第392号、同年（行ヒ）第41.6号同24年2月28日第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁、最高裁平成22年（行ヒ）第367号同24年4月2日第二小法廷判決・民集66巻6号2367頁参照）。

(2) そこで、まず、ゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断についてみると、本件において、平成25年検証の結果に統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるというべき事情は見当たらない。そして、上記事実関係等によれば、平成25年報告書においては、平成25年検証の結

果をそのまま生活扶助基準に反映させると、児童のいる世帯への減額の影響が大きくなることを見込まれており、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には児童のいる世帯への影響に配慮する必要があるともされていたというのであるから、このような観点から、その反映に当たり減額率を限定することには合理性があるといえることができる。また、ゆがみ調整が、生活保護受給世帯間の公平を図るため、生活扶助基準における展開のための指数を適正化することを目的とするものであることに照らせば、減額率に合わせて増額率を限定することにも一定の合理性があるといえることができる。そして、平成25年報告書において、平成25年検証の手法に係る統計上の限界も指摘されていたほか、生活扶助基準については基準部会による5年ごとの検証が行われるため、改定による影響については、将来的に検証することが可能であったといえることなども踏まえると、ゆがみ調整における改定率を平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映する場合の2分の1に限定したことが不合理であるともいえない。

なお、厚生労働大臣は、基準部会やその委員等の専門家から意見を聴取するなどせずに2分の1処理をしたものである。しかし、生活保護法その他の法令において、厚生労働大臣が保護基準を改定するに当たり基準部会の審議検討等を経なければならないとされているものではないし、これを経た場合であっても、その意見等は同大臣を法的に拘束するものではなく、その考慮要素として位置付けられるべきものであるから（前掲最高裁平成24年4月2日第二小法廷判決参照）、上記の事情をもって、2分の1処理に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったものということとはできない。

以上によれば、2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということとはできない。

(3) 次に、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断についてみる。

ア 被上告人らは、厚生労働大臣がデフレ調整をすることとした理由について、

平成20年以降の経済情勢により生じた生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間の不均衡を是正することとしたものである旨説明するところ、上記事実関係等によれば、平成19年報告書において、生活扶助基準額が一般低所得世帯における生活扶助相当支出額より高い状態にある旨の指摘があったほか、平成20年頃から平成23年頃にかけて、リーマンショックに端を発する世界的な金融危機が我が国の実体経済に大きな影響を及ぼし、物価が下落してただけでなく、賃金、家計消費がいずれも下落していたというのである。そのような中で、平成20年度から平成24年度までの生活扶助基準について水準均衡方式による改定が行われなかったことからすると、厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえない。

イ 被上告人らは、現時点において、厚生労働大臣が物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることとした理由について、平成15年中間取りまとめにおいて消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされていたこと等を踏まえ、消費そのものではなく、物価変動率を指標として用いた旨説明しているところ、生活扶助基準の改定方式につき、生活保護法その他の法令には何らの定めもなく、同大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められることからすれば、生活扶助基準の改定の際にどのような指標を用いるかについても、同大臣の裁量判断に委ねられているものといえることができる。

もともと、生活保護法8条2項は、保護基準は、保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすものとすべき旨を規定しているところ、ここにいう「最低限度の生活の需要を満たす」とは、生活扶助については、最低限度の消費水準を保障することを意味するものとして理解されてきたものである。昭和58年意見具申を踏まえて昭和59年度以降採用されてきた水準均衡方式も、当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上、最低限度の消費水準を保障

するものとしてほぼ妥当なものとなったとの評価を前提として、一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式により生活扶助基準を改定していくことによって、一般国民の消費実態との関係において妥当な生活扶助の水準を維持しようとするものである。

これに対し、物価は、これが変動すれば消費者の消費行動に一定の影響が及ぶとは考えられるものの、飽くまで消費と関連付けられる諸要素の一つにすぎず、物価変動が直ちに同程度の消費水準の変動をもたらすものとはいえない。この点は、昭和58年意見具申においても、賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、参考資料にとどめるべきものとされているところである。平成15年中間取りまとめでは、生活扶助基準の改定方式の在り方に関し、改定の指標についても検討が必要であるとされ、例えば、消費者物価指数の伸びを改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされているが、これも、物価変動率を考え得る指標の一つとして例示し、その検討の必要性に言及したにすぎないものと解される。平成25年報告書にも、平成25年検証の結果を踏まえて生活扶助基準の見直しを検討する際に、他に合理的説明が可能な経済指標を総合的に勘案する場合があります得ることを前提とする記載があるところ、ここにいう経済指標に物価変動率が含まれるとしても、それは総合的に勘案する指標の一つに位置付けられているにすぎないし、平成25年報告書も、これを勘案する場合にはその根拠を明確に示すべきことを求めている。現に、本件改定前において、物価変動率のみを直接の指標として生活扶助基準の改定がされたことはなかったものである。

以上に述べたところによれば、物価変動率は、生活扶助基準の改定の際の指標の一つとして勘案することが直ちに許容されないものとはいえないとしても、それだけでは消費実態を把握するためのものとして限界のある指標であるといわざるを得ない。そうすると、上記アの不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として基準生活費の改定率を定めることが、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を有するものというためには、上記限界を踏まえても

なお物価変動率のみを直接の指標とすることが合理的であることにつき、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来水準均衡方式による改定との連続性、整合性の観点を含め、専門的知見に基づいた十分な説明がされる必要があるというべきである。

しかるに、被上告人らは、平成15年中間取りまとめにおいて、消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされていたこと等を挙げて、物価変動率のみを直接の指標として用いても専門的知見と整合しないものではないなどと説明するにすぎず、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることが合理的であることについて、専門的知見に基づいた十分な説明がされているということとはできない。上記のとおり、平成15年中間取りまとめは、消費者物価指数の伸びを指標とすることについての検討の必要性に言及したものにすぎないし、平成25年報告書にも、厚生労働省において他に合理的説明が可能な経済指標を総合的に勘案する場合もあり得ることを前提とする記載があるにすぎない。そして、物価変動率を指標とすることが、一般論としては専門的知見と整合しないものではないからといって、それまで水準均衡方式によって改定されてきた生活扶助基準を、物価変動率のみを直接の指標として改定することが直ちに合理性を有するものということにはならないところ、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会等による審議検討が経られていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。

そうすると、デフレ調整における改定率の設定については、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべきである。

なお、上記事実関係等によれば、平成29年報告書において、本件改定後の夫婦子1人世帯における生活扶助基準額が一般低所得世帯の生活扶助相当支出額とおお

むね均衡することが確認されたと評価されているが、デフレ調整において物価変動率のみを直接の指標として用いた厚生労働大臣の判断には、従来の水準均衡方式における改定との連続性等の点において専門的知見との整合性を欠くところがあったというべきことは上記のとおりであって、デフレ調整が基準生活費を一律に4.78%も減ずるものであり、生活扶助を受給していた者の生活に大きな影響を及ぼすものであることも考慮すると、本件改定後に行われた平成29年検証の結果によって、デフレ調整に係る同大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったとの上記評価が左右されることはないものというべきである。

(4) 以上によれば、本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法というべきである。

(5) 以上のとおり、本件改定は、生活保護法3条、8条2項に違反して違法であるが、そのことから直ちに本件改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件改定をしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成元年（オ）第930号、第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁平成17年（受）第1977号同19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733頁参照）。

上記(1)のとおり、保護基準は、最低限度の生活の需要を超えないものでなければならぬのであり、仮に本件改定前の生活扶助基準が上記需要を超えたものとなっていたというのであれば、これを引き下げることが、生活保護法8条2項の規定に沿うところであるといえる（前掲最高裁平成24年2月28日第三小法廷判決、前掲最高裁平成24年4月2日第二小法廷判決参照）。そして、上記(3)アに説示したとおり、厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的

な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいい難く、平成24年8月に施行された社会保障制度改革推進法附則2条1号においても、政府は、生活保護制度に関し、生活扶助の給付水準の適正化その他の必要な見直しを早急に行うものとする旨が規定されていたものである。加えて、上記(3)イに説示したとおり、生活扶助基準の改定に当たり物価変動率を指標とすること自体が直ちに許容されないものとはいえず、平成15年中間取りまとめにおいては、生活扶助基準の改定の指標の在り方について検討の必要性が指摘され、消費者物価指数の伸びを上記指標とすることも考えられるとされていたところである。

これらに照らせば、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとまでは認められず、他に、同大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件改定をしたと認め得るような事情があったというべき根拠は見当たらない。

したがって、本件改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはいできない。

5 以上によれば、上告人■■■■ら及び上告人■■■■らの損害賠償請求を棄却すべきものとした原審の判断は、結論において是認することができる。この点に関する論旨は採用することができない。

他方、上告人■■■■ら及び上告人■■■■らの保護変更決定の取消請求に関する原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。この点に関する論旨は以上の趣旨をいうものとして理由があり、原判決のうち上記請求に関する部分は破棄を免れない。そして、既に説示したところによれば、上記請求に係る保護変更決定は違法というべきであり、上記請求を認容した第1審判決は正当であるから、同部分につき被上告人各市の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴の補足意見がある。

裁判官林道晴の補足意見は、次のとおりである。

本件改定に当たっては、デフレ調整についても、2分の1処理についても、基準部会の審議検討等は経られていないところ、多数意見が説示するとおり、前者に係る厚生労働大臣の判断には、その過程及び手続に過誤、欠落があったというべきであるが、後者に係る厚生労働大臣の判断については、そのようにいうことはできない。

このように、デフレ調整と2分の1処理で反対の結論となった理由について敷衍すると、物価変動率のみを直接の指標として生活扶助基準を改定することは、生活扶助基準の改定の根幹に関わる部分であるところ、この点について、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来水準均衡方式による改定との連続性の観点を含め、専門的知見との整合性に疑問があるにもかかわらず、厚生労働大臣は、基準部会等による審議検討を経ずにデフレ調整をしたものである。そして、他に上記の整合性を基礎付けるに足りる専門的知見を示せていない以上、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断には、その過程及び手続に過誤、欠落があったものといわざるを得ない。

これに対し、ゆがみ調整については、その基礎とされた基準部会による平成25年検証の結果に統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところは見当たらない（上告人らも、少なくとも当審においては、この点を争っていない。）。そして、2分の1処理は、上記のような統計等に係る専門的知見を前提とした上で、平成25年報告書において、児童のいる世帯への影響に配慮する必要があるとされていたことや、ゆがみ調整が生活保護受給世帯間の公平を図ることを目的とするものであること等を踏まえ、政策的観点から、減額率、増額率とも2分の1に限定して上記結果を反映させたものといえ、その判断が不合理であるということとはできないものである。

もっとも、宇賀裁判官が指摘するとおり、2分の1処理についても基準部会の意見を聴取し、その結果を平成25年報告書に反映することは可能であったとも考えられ、2分の1処理が被保護者の生活に与える影響の大きさ等にも鑑みれば、その

ような手続を経る方が、生活保護行政の在り方として、より丁寧であったということとはできよう。加えて、本件改定に当たり、2分の1処理がされたことが一般国民に知らされていなかったという問題もある。保護基準の改定の内容が統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるものであってはならないことは当然であるが、今後は、被保護者のみならず、国民一般の理解も得られるよう、丁寧な手続による検討が進められ、その結果について意を尽くした説明がされることを期待したい。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

私は、原判決のうち保護変更決定の取消請求に関する原審のデフレ調整に関する判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとする多数意見の結論及び理由に賛成し、その理由を補足して意見を述べるとともに、多数意見のうち、ゆがみ調整の2分の1処理に違法はないとする部分及び本件改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったとはいえないとする部分については、意見を異にするので、その理由について述べる。

1 厚生労働大臣の行政裁量の審査方法

本件訴訟では、国民感情、財政事情、与党の政権公約という生活保護法8条2項で例示されていない事項が、「その他保護の種類に応じて必要な事情」に当たるかが、争点になっている。上記の事項が「その他保護の種類に応じて必要な事情」に含まれ、政策的裁量として考慮事項になり得るとしても、生活保護法8条2項は、「最低限度の生活の需要を満たすのに十分なもの」である保護基準の策定を厚生労働大臣に義務付けているのであるから、多数意見の参照する最高裁平成24年2月28日第三小法廷判決及び最高裁平成24年4月2日第二小法廷判決が判示するように、保護基準の改定に当たっては、「高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断」を必要とする。したがって、まずは、専門技術的判断の部分について判断過程審査を行い、その部分で判断過程の過誤、欠落が認められれば、政策的判断の部分の適法性に立ち入るまでもなく、本件改定に基づく保護変更決定は、裁量

権の逸脱・濫用として違法となると考えられる。

2 社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）2条1項等憲法98条2項の規定により、条約は公布とともに国内的効力を有し、国家機関である立法機関、行政機関及び司法機関にはその効力が及ぶ。社会権規約2条1項等は、国民に対する直接適用可能性はないと考えられるし、国が保護基準を引き下げること一律に禁止するものではないが、国は、その引下げがやむを得ないことについての説得力ある説明を行う必要があるという解釈を基礎付けるものといえる。

3 外部有識者による専門機関の関与

保護基準の改定は、専門技術的な検討を要することから、従来、専門機関の検討を経たうえで、その結果に基づき行われてきた。しかし、本件では、ゆがみ調整の2分の1処理及びデフレ調整を行うことについて、基準部会の意見を聴取しておらず、厚生労働省内部で判断がされており、事前に社会保障審議会にも知らされていなかった（むしろ部外秘扱いとされ秘匿されていた。）。この点については、保護基準の改定に当たり、社会保障審議会（基準部会）の意見聴取を義務付ける明文の規定は存在しないので、基準部会の意見を聴取しなかったことが、直ちに、本件改定の違法性につながるとまではいえないと考えられる。もっとも、基準部会の検討結果に基づく改定の場合には、基準部会における判断過程を審査し、そこに合理性が認められれば、その検討結果を尊重して行った厚生労働大臣の改定の合理性も基本的には肯定されることになると思われるが、他方、ゆがみ調整の2分の1処理及びデフレ調整について外部有識者による専門機関の関与がない本件の場合には、厚生労働省内部において、いかなる資料に基づき、いかなる判断過程を経て、そのような処理がされたのかについて、被上告人らには、統計等の客観的な数値との合理的関連性や専門的知見との整合性等について主張立証する必要が生ずることになり、判断過程審査においては、この点について十分な審査が行われる必要がある。

4 ゆがみ調整における2分の1処理

厚生労働省内部でゆがみ調整における2分の1処理が検討されたのは、基準部会

が平成25年報告書を取りまとめる前であった。基準部会で2分の1処理が検討されていなかったにもかかわらず、厚生労働省内部で、2分の1処理が妥当と考えたのであれば、その根拠を示して基準部会の意見を聴取し、その結果を平成25年報告書に反映させることが可能であり、かつ望ましいと考えられるところ、基準部会の意見を聴取することは容易であったにもかかわらず、なぜ、そのような対応をしなかったのかについて、被上告人らは、政策的判断であると述べるのみで、具体的理由を明らかにしていない。他方、平成25年報告書の取りまとめに先立ち行われた平成25年1月における厚生労働省担当者と内閣官房副長官との協議では、本件改定を行うことにより財政削減効果がある旨が記載されていたが、この文書は取扱嚴重注意とされ、対外的には公にされず、行政文書開示請求を受けて開示されて、初めてその内容が明らかになった。多くの生活保護受給者に重大な影響を与える2分の1処理の必要性と根拠については、行政の説明責任があるはずであるにもかかわらず、なぜ、それを基準部会にも国民にも秘匿する必要があったのかについても、説得力ある説明はなされていない。後に、被上告人らは、2分の1処理の理由は激変緩和措置であると説明するようになったが、ゆがみ調整の結果、生活扶助を減額される者にとっては、2分の1処理は激変緩和措置といえても、増額される者にとっては増額分を減少させられることになるから、激変緩和措置とはいえず不利益な措置となる。したがって、2分の1処理の理由は激変緩和措置であるとする被上告人らの説明には疑問がある。

もともと、ゆがみ調整を行うと、保護基準が引き下げられる世帯の方が多く、特に児童のいる世帯への減額の影響が大きいとされ、2分の1処理を行うことが、ゆがみ調整の結果、減額となる児童のいる世帯にとっては、激変緩和措置としての意味を有するということがいえる。しかし、すべて国民は、生活保護法の要件を満たす限り、同法による保護を無差別平等に受ける権利を有するのであり（同法2条）、児童のいる世帯を優遇するために、児童のいない世帯が不利益を受ける措置を正当化することができるのかという疑問が生ずる。ゆがみ調整の結果、減額とな

る世帯のための激変緩和措置として2分の1処理が正当化されるとしても、激変緩和措置であれば、減額世帯のみを対象として行えばよく、増額世帯に2分の1処理を行うことの合理性にも疑問が残る。他方、ゆがみ調整の結果、減額となる世帯についてのみ2分の1処理を行えば、新たなゆがみが生ずるので、生活保護受給世帯間の公平を図るというゆがみ調整の趣旨に適合しないのではないかという疑問も生ずる。しかし、判断過程審査は、判断過程の過誤、欠落を審査するものであり、そのような司法審査を行うことによって、行政裁量の行使が適正な過程で行われることを促す意義も有する。本件の2分の1処理が行われた過程が、極めて疑問の残るものであることに鑑みれば、2分の1処理についても、判断過程に過誤があると解すべきと考える。

5 デフレ調整

デフレ調整が本件訴訟で大きな争点になった理由は、(i)生活扶助基準の改定については、従前、基準部会等の専門機関の検討を経てきたにもかかわらず、本件のデフレ調整は基準部会等の専門機関の検討を経ずに厚生労働省内部での検討のみで行われたこと、(ii)平成19年報告書によれば、生活扶助基準が一般低所得世帯の消費実態に比べて高くなっていてとされているが、その程度はわずかといえ、平成19年検証後の社会経済情勢や物価の動向、特に食料費や光熱水費といった一般低所得世帯の家計に重要な費目に係る物価はむしろ上昇していることに照らし、平成23年までに生活扶助基準が一般低所得世帯の消費実態と比較して高くなっているとはにわかに認めがたいこと、(iii)従前、生活扶助基準の改定は、昭和58年意見具申に基づき水準均衡方式で行われてきたが、本件のデフレ調整は、物価変動率を単独で直接の指標とする新しい方法であり、本件改定前に、物価変動率を単独で直接の指標として保護基準の改定がされた例がないにもかかわらず、物価変動率を単独で直接の指標とすることの合理性を裏付ける統計や専門家の作成した資料があるという事実はうかがわれないうこと、(iv)物価変動率を算定するに当たり、一般に用いられている消費者物価指数(総務省CPI)によらず、厚生労働省職員

が本件で独自に作成した生活扶助相当CPIを用いたことにより物価の下落率が著しく大きく算定されたこと（総務省CPIを用いると物価下落率は2.35%、生活扶助相当CPIを用いると物価下落率は4.78%と2倍以上になる。）等、多岐にわたる。

このうち、(i)については、専門機関の検証を経なかったことが直ちに違法とまではいえないが、常設の基準部会が存在する以上、その意見を聴取することは容易であり、それを省く必要があるほどの緊急性があったわけではなく、従前、基準部会の意見を聴取してきた経緯に照らしても、本件で、基準部会の意見を聴取しなかったことについての合理的説明が、被上告人らによってなされる必要がある。

(ii)については、まずもって、生活保護法8条2項の規定に着目する必要がある。なぜならば、厚生労働大臣が生活扶助基準を定めるに当たっては、「最低限度の需要を満たすに十分なもの」とすることが義務付けられているからである。厚生労働大臣が、生活扶助基準の作成に当たり行政裁量を有するといっても、行政裁量は法律が許容する範囲内でしか認められず、法律に違反した生活扶助基準を定めれば、その生活扶助基準は、委任の範囲を逸脱して違法となることはいうまでもない。「最低限度の需要を満たすに十分なもの」とは、昭和55年の「生活保護専門分科会審議状況の中間的とりまとめ」で述べられているように、最低限度の需要を満たす消費を行うのに十分なものであること、すなわち、最低限度の消費支出を保障することを意味する。厚生労働大臣が被保護者に対する給付額を引き下げる方向で保護基準を改定するためには、「最低限度の需要」が縮小したことが要件になり、その要件を満たすことを被上告人らが立証する必要がある。したがって、被上告人らによって、この立証責任が果たされているかを検証する必要がある。

(iii)については、水準均衡方式が昭和58年意見具申に基づき昭和59年から採用され、約30年という長期間にわたって用いられてきたのも、「最低限度の需要を満たすに十分なもの」を算定するためには消費に着目するのが最も適切であるからといえる。物価変動は消費行動に一定の影響を及ぼし得るが、消費に影響を与

える一要素にすぎず、物価変動が直ちに同程度の消費実態の変動をもたらすわけではない。そのため、昭和58年意見具申でも、賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、参考資料にとどめるべきとされたのである。平成15年中間取りまとめでは、保護基準の改定に当たり消費者物価指数（総務省CPI）の伸びを改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされていたが、その利用を積極的に推奨する趣旨ではなく、検討の必要性を指摘したにすぎない。平成25年報告書においても、物価の位置付けは、総合的に勘案する指標の一つにすぎないとされている。したがって、本件改定に当たり、物価変動率を単独で直接の指標として用いることの合理性について、専門的知見に基づく説明が被上告人らによりなされる必要がある。

この点についての被上告人らの説明では、本件改定に当たりいかなる指標を用いるかは、厚生労働大臣の専門技術的かつ政策的見地からの裁量に属し、平成15年中間取りまとめで「消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる」とされていたことが挙げられている。しかし、保護基準の改定に当たり厚生労働大臣に政策的判断の余地があるとしても、前掲各最高裁判決が判示するように、それは「専門技術的な考察に基づいた政策的判断」でなければならぬから、専門技術的な判断が先行しなければならない。しかし、被上告人らの以下の説明は、専門機関により推奨された水準均衡方式に代えて、物価変動率を単独で直接の指標として用いることの専門技術的合理性を説明できていないといわざるを得ない。すなわち、被上告人らの説明のうち、①平成21年全国消費実態調査によれば、夫婦子1人の一般低所得世帯の消費水準が平成16年全国消費実態調査から約11.6%下落しており、平成19年検証時点における同世帯の生活扶助基準額を約12.6%下回る状況になっていたから、消費を基礎とすると減額幅がより大きくなったと想定されるという主張は、「一般低所得世帯」の消費水準との比較によるものであるところ、被上告人ら自身が、「最低限度の生活」は「一般国民」の生活水準との相関関係で捉えられるべきと強調していることと符合しない。現在も

用いられている水準均衡方式の下では、一般国民の生活水準との比較を行っており、一般低所得世帯の消費水準との比較を行っているわけではないから、一般低所得世帯の消費水準との比較を根拠とする被上告人らの主張の合理性は認め難い。しかも、①の主張は、平成16年全国消費実態調査から平成21年全国消費実態調査までの変化を問題にするものであって、本件改定時における大幅な生活扶助水準の引下げを正当化する根拠とはいえない。また、被上告人らの説明のうち、②平成29年検証の結果、本件改定後の夫婦子1人世帯における生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費水準とおおむね均衡することが確認されたと評価されており、デフレ調整の妥当性が裏付けられているという主張については、やはり、一般低所得世帯の消費水準との比較を根拠としており、上記①について述べたように、合理性を認め難い。

以上を要するに、本件のデフレ調整については、(iv)等について検討するまでもなく、判断過程に過誤、欠落があり、違法と評価せざるを得ないと考える。

6 ゆがみ調整とデフレ調整の併用

ゆがみ調整の結果、標準世帯の生活扶助基準額に影響が及んでいることとデフレ調整との関係について専門技術的見地からの検討が行われたとは認められないところ、ゆがみ調整とデフレ調整を併せて行うことの影響を検討することは当然といえるが、それが行われた形跡がないため、ゆがみ調整とデフレ調整の併用についても、判断過程に過誤、欠落があり、違法と評価せざるを得ないと考える。

7 国家賠償請求

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法附則2条1号において、政府は、生活保護制度に関し、生活扶助の給付水準の適正化その他の必要な見直しを早急に行うものとされていたこと等に鑑みれば、本件改定に当たり、厚生労働大臣が生活扶助基準額の引下げを検討したこと自体は、違法とはいえない。しかしながら、本件改定に当たり、ゆがみ調整の2分の1処理及びデフレ調整については、専門機関の意見を聴取していないのみならず、厚生労働省内部でも、統計や専門的知

見と整合する検討が行われた形跡をうかがうことはできない。とりわけ、専門機関の推奨を受けて長年にわたり用いられてきた水準均衡方式に代えて、物価指数のみを単独で直接の指標とする改定を行ったことは明らかに違法といわざるを得ないと思われる。なぜならば、昭和58年意見具申では、「賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべき」とされ、平成16年報告書では消費者物価指数が補充的指標となり得るとの指摘すらなく、平成25年報告書では、他の合理的説明が可能な経済指標等を総合的に勘案する場合には、その根拠について明確に示し、見直しの影響に慎重に配慮すべき旨の指摘がされていたにもかかわらず、昭和58年意見具申を受けて約30年間にわたり一貫して用いられてきた水準均衡方式に代えて、前例のない物価指数単独の指標を用いるのであれば、常設の基準部会の意見を聴取すべきであり、それが困難であったとみるべき事情は見当たらない。また、基準部会の意見を聴取しないのであれば、厚生労働省内で、専門技術的検討が十分に行われるべきであったのに、それが行われた形跡は見当たらない。

さらに、物価変動率を算定するに当たり、生活扶助相当CPIを用いるということは、最低限度の生活を営むのに必要な費用の減少割合が一般的世帯よりも被保護者世帯の方が大きいことが前提となること、それを裏付ける統計や専門家の作成した資料があるという事実がうかがわれぬ。生活扶助相当CPIの算出過程については、社会保障生計調査の結果によれば、被保護者世帯の教養娯楽に属する品目に対する支出の割合が一般的世帯よりも相当低いという客観的な数値を見だし得る以上、その特徴に整合するよう専門的知見を駆使した形で生活扶助基準の改定をすべきであったのに、それがされていないため、教養娯楽に属する品目、とりわけ教養娯楽用耐久財（テレビ、ビデオレコーダー、パソコン等）の物価の大幅な下落の影響が増幅されていること、世界的な原油価格の高騰や穀物価格の高騰を原因として石油製品を始め、多くの食料品目の物価が上昇し、消費者物価指数が11年振りに1%を超えた特異な物価上昇があった平成20年を物価変動率の起算点とした

ため、同年からの物価下落率が大きくなっているが、生活扶助基準が平成17年度以降本件改定に至るまで改定されていなかったことに鑑みれば平成17年との比較がより合理的なこと、ゆがみ調整においては、平成21年の全国消費実態調査の結果に基づいて改定率が定められていること等に鑑みると、平成20年を起算点とすることの合理性が説明できていないこと、物価指数の算定には伝統的にラスパレイス指数が用いられているところ、本件改定に当たっては、平成20年度から平成23年度にかけて、異なる算定方法（平成20年度から平成22年度については、平成22年度をウェイトの基準時にして物価指数を過去に遡及する形で計算するパーシェ方式、平成22年度から平成23年度は平成22年度をウェイトの基準時にして将来に向かって計算するラスパレイス方式）を用いたため、保護受給世帯には関係が希薄な電気製品の価格低下の影響が強く表れ、生活扶助基準額の引下げに寄与していることなどの問題がある。

また、本件改定以前に加算部分を除いた生活扶助基準の引下げが行われたのは2回のみで、いずれも1%未満（それぞれ0.9%と0.2%。）であったが、本件のデフレ調整による引下げは、3年間にわたり最大10%（年平均6.5%）、総額670億円に及び、期末扶助手当70億円も削減されたので、総額740億円（年平均7.3%）という大規模な減額であって、多人数世帯や子育て世帯ほど削減率が大きかったが、激変緩和措置として減額幅の上限を10%に設定したため、激変緩和措置の対象となった被保護者世帯は約2%にとどまり、被保護者世帯の期待的利益に可及的に配慮するという観点からも裁量権の逸脱・濫用と判断される可能性は否めないと思われる。

そして、物価指数を用いる場合に総務省CPIではなく、国際的基準にも合致しない生活扶助相当CPIを用いたことについても、被保護者世帯の消費実態が生活扶助相当CPIと異なることは、統計等の客観的数値に真摯に向き合い、専門的知見に基づいて冷静に分析すれば探知できたはずである。また、平成20年を物価下落率算定の起算点とすれば、同年の特異な物価上昇が織り込まれて物価の下落率が

大きくなることは、本件改定が始まった平成25年には明らかであった。したがって、本件改定は、違法であり少なくとも過失も認められると考えられる。

次に、上告人らに慰謝すべき精神的損害が生じているかを検討することとする。生活保護法8条2項は、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」となるように保護基準を定めることを厚生労働大臣に義務付けており、本件改定が、違法に引下げ幅を拡大して、その結果、上告人らが「最低限度の生活の需要を満たす」ことができない状態を9年以上にわたり強いられてきたとすれば、財産的損害が賠償されれば足りるから精神的損害は慰謝する必要はないとはいえ、その額は、それぞれの請求額である1万円を下回らないと思われる。したがって、上告人■■■■ら及び上告人■■■■らの損害賠償請求は認容すべきと考える。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	宇	賀	克	也
裁判官	林		道	晴
裁判官	渡	辺	惠	理子
裁判官	石	兼	公	博
裁判官	平	木	正	洋

当 事 者 目 録

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年(行ヒ)第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

[Redacted]

[Redacted]

令和5年（行ヒ）第397号上告人

令和5年（行ヒ）第397号上告人

令和5年（行ヒ）第397号上告人

令和5年（行ヒ）第397号上告人

令和5年（行ヒ）第397号上告人

令和5年（行ヒ）第397号上告人

(以下、上記3名を併せて「上
告人■■■ら」という。)

令和5年（行ヒ）第397号上告人

令和5年（行ヒ）第397号上告人

(以下、上記2名を併せて「上
告人■■■ら」という。)

令和5年（行ヒ）第398号上告人

（以下、上告人ら及び上告人らを除く令和5年（行ヒ）第397号上告人らと併せて「上告人ら」という。）

上記34名訴訟代理人弁護士

丹	羽	雅	雄
小久	保	哲	郎
普	門	大	輔
和	田	信	也
富	田	真	平
楠		晋	一
木	原	万	樹子
山	口	博	史
由	良	尚	文
喜	田	崇	之
清	水	亮	宏
安	田	弘	光
牧	野	幸	子
高	尾	奈	々
平	井	健	太郎
脇	山	美	春
青	木	克	也

伊 藤 建
西 田 陽 子
尾 藤 廣 喜
ほ か

大阪市北区中之島1-3-20

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

大 阪 市
同 代 表 者 市 長 横 山 英 幸

大阪府吹田市泉町1-3-40

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

吹 田 市
同 代 表 者 市 長 後 藤 圭 二

大阪府守口市京阪本通2-5-5

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

守 口 市
同 代 表 者 市 長 瀬 野 憲 一

大阪府枚方市大垣内町2-1-20

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

枚 方 市
同 代 表 者 市 長 伏 見 隆

堺市堺区南瓦町3-1

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

堺 市
同 代 表 者 市 長 永 藤 英 機

大阪府高槻市桃園町2-1

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

高槻市

同代表者市長 濱田剛史

大阪府寝屋川市本町1-1

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

寝屋川市

同代表者市長 広瀬慶輔

大阪府門真市中町1-1

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

門真市

同代表者市長 宮本一孝

大阪府松原市阿保1-1-1

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

松原市

同代表者市長 澤井宏文

大阪府岸和田市岸城町7-1

令和5年(行ヒ)第397号被上告人

岸和田市

同代表者市長 佐野英利

大阪府東大阪市荒本北1-1-1

令和5年(行ヒ)第397号・同第398号被上告人

東大阪市

同代表者市長 野田義和

(以下、上記11名を併せて

「被上告人各市」という。)

令和5年(行ヒ)第397号・同第398号被上
告人

国
同代表者法務大臣 鈴木馨祐
(以下「被上告人国」という。)

上記12名指定代理人 春名茂
藤澤裕介
廣瀬達人
鈴木雅久
佐藤友弥
鈴木優香子
高橋朋彦
菅野裕紀
渡辺快
野嶋晃
針谷好訓
岩崎絵未
松浦和徳
亀甲さおり
下野千秋
柏野秀太

令和5年(行ヒ)第397号被上告人大阪市指定
代理人

中田有香
半澤真弓
谷本一平

令和5年（行ヒ）第397号被上告人吹田市指定
代理人

武	田	智	広
官	崎	正	隆
岡	崎	太	一
友	成	聖	弥
田	浦	紀	子
林		哲	也
瀧	本	将	貴
藤	田	文	彦

令和5年（行ヒ）第397号被上告人守口市指定
代理人

新	城	広	志
後	藤	勝	義

令和5年（行ヒ）第397号被上告人枚方市指定
代理人

西		智	成
熊	谷	惠	子
中	西	好	惠

令和5年（行ヒ）第397号被上告人堺市指定代
理人

蘆	田	哲	弥
鷺	見	佳	宏
酒	谷	大	輔

令和5年（行ヒ）第397号被上告人高槻市指定
代理人

楨 原 哲 也
大 槻 圭
鈴 木 貴 裕
高 瀬 つ ば さ
久 次 米 麻 子

令和5年（行ヒ）第397号被上告人寝屋川市指
定代理人

森 本 泰 広
城 大 樹
上 床 卓 矢
笠 井 祐 良

令和5年（行ヒ）第397号被上告人門真市指定
代理人

影 林 佳 孝
熊 代 克 久

令和5年（行ヒ）第397号被上告人松原市指定
代理人

永 田 和 哲
脇 田 翔 平
増 田 眞 里

令和5年（行ヒ）第397号被上告人岸和田市指
定代理人

西 尾 安 将
小 笠 原 千 明
小 田 諭
上 田 眞 吾

中 田 昌 克
植 田 和 代
森 川 武 志

令和5年（行ヒ）第397号・同第398号被上
告人東大阪市指定代理人

西 田 圭 二
堀 伸 壽
山 口 光 野
井 勝 祥 太
藤 井 幸
生 野 貴 裕

令和5年（行ヒ）第397号・同第398号被上
告人国指定代理人

竹 内 尚 也
唐 島 啓 一
林 善 隆
濱 田 慎 孝
寺 床 慎 也
高 橋 愛
小 林 恭 介
西 山 萌 花

令和4年(し)第206号 再審請求棄却決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件

令和6年1月29日 第三小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み、職権により判断すると、所論引用の各証拠が同法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした原決定は、これを是認することができる。その理由は、以下のとおりである。

第1 確定判決の認定事実の概要

確定判決が認定した罪となるべき事実の要旨は、次のとおりである。

申立人の兄である被告人(大正15年1月14日生・当時35歳。以下「事件本人」という。)は、妻(当時34歳)と愛人(当時36歳)との三角関係の処置に窮し、両名を殺害してその関係を清算しようと考え、昭和36年3月28日、事件本人及び両名らが所属する生活改善クラブの年次総会と懇親会が開催される三重県名張市内の公民館に女子会員用のぶどう酒(以下「本件ぶどう酒」という。)を運び入れた上、公民館に誰もいなくなった隙に、女子会員らが死亡するかもしれないことを十分認識しながら、本件ぶどう酒を開栓して、竹筒に入れて忍ばせて持参していた有機燐テップ製剤である農薬ニッカリンTを4ないし5cc注入し、替栓(内蓋)を元どおりかぶせるなどし、同日午後8時頃、懇親会に出席した女子会員20名に提供させ、これを飲んだ17名につき、有機燐中毒により、妻と愛人を含む5名を死亡させて殺害し、12名に傷害を負わせ、3名については飲ませるに至らなかった(殺人、殺人未遂)。

第2 本件再審請求に至る経緯等

事件本人は、確定審において、犯人ではないと主張したが、確定判決は、事件本人に対し無罪を言い渡した第1審判決を破棄し、事件本人が犯人であると認定して、事件本人を死刑に処した。事件本人が上告を申し立てたが棄却され、上記確定判決は確定した。

事件本人は、これまで9回にわたり再審請求に及んだが、確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生じさせるものではないと判断され、いずれの再審請求も棄却された。

本件は、事件本人（平成27年10月4日死亡）の妹を申立人とする第10次再審請求事件である。

第3 当裁判所の判断

1 確定判決の有罪認定について

確定判決は、その判文に照らし、①本件ぶどう酒に有機燐トップ製剤の農薬が混入されたのは、懇親会の開会と比較的近接した時刻に、公民館の囲炉裏の間においてであり、上記囲炉裏の間において本件ぶどう酒に人目につかず農薬を混入することができたのは、約10分間公民館内にただ一人でいた事件本人以外にはないことを裏付ける犯行の場所と機会に関する情況証拠、②公民館内から押収された本件ぶどう酒の内蓋である四つ足替栓（以下「本件替栓」という。）の表面の傷痕に関して、事件本人の歯牙により生じたもの又は事件本人の歯牙によるものと類似すると判定した3つの鑑定（以下「3鑑定」という。）、③事件本人の捜査段階の自白調書、の3つの証拠群を有罪認定の根拠としていることが明らかである。

他方、第5次再審請求に関する特別抗告審決定（最高裁平成5年（し）第40号同9年1月28日第三小法廷決定・刑集51巻1号1頁）は、上記②の3鑑定について、同再審請求後に提出された各証拠を総合して検討すると、本件替栓の表面の傷痕が事件本人の歯牙によって生じたものと特定するに足りるだけの証明力を失ったという意味において、それらの証明力が大幅に減殺されたものの、本件替栓上の

傷痕は、人の歯痕であるか、あるいは人の歯痕である可能性が高く、また、それが事件本人の歯牙によって印象されたとしても矛盾は生じないとした。その上で、同決定は、本件替栓の表面の傷痕に関する3鑑定は、同再審請求後に提出された証拠によって、その証明力が大幅に減殺されたとはいえ、新旧全証拠を総合して検討すると、犯行の機会に関する状況証拠から、事件本人が本件犯行を犯したと認めることができ、これに信用性の高いと認められる事件本人の自白を総合すれば、確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はないとした。

したがって、第10次となる本件再審請求において、新証拠の刑訴法435条6号該当性の有無を検討する前提となるべき確定判決の有罪認定の根拠は、上記①及び③ということになる。

2 本件再審請求における新証拠

本件再審請求における新証拠として提出されたものは、主として、①犯行の機会と場所に関する証拠群（本件ぶどう酒の瓶口に巻かれていた封緘紙の破片の裏面に2種類の糊が付着していることが明らかになったことにより、犯行場所が公民館であり事件本人しか犯行の機会がないという確定判決の事実認定に合理的疑いが生じたと同時に、事件本人による自白に決定的な矛盾が生じたというもの。以下「新証拠1」という。）、②毒物の特定に関する証拠群（模造ぶどう酒にニッカリンTを加えてペーパークロマトグラフ試験を実施したところ、当時の三重県衛生研究所が行ったペーパークロマトグラフ試験とは異なる結果が出たことから、犯行に使用された毒物がニッカリンTではないことが明らかになり、事件本人による自白の根幹部分について前提事実との間に食い違いが生じたとするもの。以下「新証拠2」という。）、③本件ぶどう酒の瓶に装着された内蓋である本件替栓上の傷痕に関する証拠群（以下「新証拠3」という。）、④事件本人による自白の任意性及び信用性に関する証拠群（以下「新証拠4」という。）に大別することができる（なお、異議審以降において提出された証拠は、異議申立てないし特別抗告申立ての趣意の理解のための参考資料として、その限度で参照、検討する。最高裁平成14年（し）

第18号同17年3月16日第一小法廷決定・裁判集刑事287号221頁参照)。以下、これらの新証拠が、刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たるか否かを検討する。

3 新証拠について

(1) 新証拠1について

ア 新証拠1は、フーリエ変換赤外分光光度計(F T I R)を使用し、全反射を利用して検体表面の赤外吸収スペクトルを測定するという方法(ATR法)を用いた鑑定の結果、本件ぶどう酒の瓶口に巻かれていた封緘紙の破片のうち大きなもの(以下、単に「本件封緘紙」という。)の裏面に、製造時に封緘紙をぶどう酒の瓶口に貼り付ける際に用いられていたカルボキシメチルセルロース(CMC)を原料とする糊(以下「CMC糊」という。)のほかに、ポリビニルアルコール(PVA)を原料とする糊(以下「PVA糊」という。)が付着していることが明らかになったとする武庫川女子大学生生活環境学部生活環境学科教授澤渡千枝作成の鑑定書(以下「澤渡鑑定」という。)等であり、本件ぶどう酒の瓶が何者かによって別の場所で開栓され、その際本件封緘紙が破られたものの、再度糊付けをするなどして閉栓され、公民館の囲炉裏の間に持ち込まれた可能性を立証しようとするものである。

イ(ア) しかし、ATR法の原理は、赤外光を対象とする検体に照射した際、物質の分子構造の一部が特定の波数の赤外線を吸収して赤外吸収スペクトルにおいて当該波数でピークを形成することから、そのスペクトルを測定し、これを対照物質の赤外吸収スペクトルにおけるピークと比較観察することにより、検体に付着している物質を特定するというものであるところ、検体が複数の物質で構成されている場合、ATR法による測定スペクトルは当該複数の物質の合算スペクトルになる(なり得る)というのであるから、検体を構成する物質が不特定かつ複数である場合には、ATR法による測定スペクトルにおける1つのピークが単一の物質に由来するのか複数の物質に由来するのか、あるいは、複数のピークが同一の物質に由来する

のか別個の物質に由来するののかといったことは、その測定スペクトル自体から当然に明らかになるものではないということになる。したがって、測定対象がいかなる物質から構成されているかが特定されていないという前提において、ATR法によって測定されたスペクトルから物質を特定することには、そもそも限界があると考えられる。

(イ) そして、本件当時に本件ぶどう酒と同種のぶどう酒の瓶に貼られていた封緘紙及びこれをぶどう酒の瓶に貼り付けるために用いられていた糊の各成分自体必ずしも正確には確定し難い。また、本件封緘紙は事件の翌々日に公民館の囲炉裏の間の壁際から発見され採取されたものであるところ、このような本件封緘紙の採取に至るまでの経過に鑑みれば、採取の時点までに何らかの物質が付着していた可能性があり、さらに、その後の保管の過程においても同様の可能性が払拭できず、そのような付着物質の有無及びその成分も不明である。加えて、事件からは極めて長い期間が経過し、本件封緘紙及びその付着物の成分に様々な変化が生じていることも十分考えられる（澤渡鑑定も、物質の経年変化の可能性に言及している。）。そうすると、本件封緘紙にはそもそもいかなる物質が付着しているか分からないということ的前提として判断すべきである。

(ウ) したがって、ATR法による鑑定により本件封緘紙に付着した物質を特定し、本件封緘紙が本件ぶどう酒への毒物混入後再度糊付けされた可能性を示そうとすること自体、相当に困難であるといわざるを得ない。

ウ さらに、原決定は、澤渡教授の説明について、同教授は、本件封緘紙にPVAが付着しているか否かを判断する手法として、本件封緘紙、紙、紙にCMC糊を塗布した試料、紙にCMC糊とPVA糊を塗布した試料の各スペクトルをそれぞれ測定し、これらを比較観察するという手法を採用した上で、PVAが付着しているか否かの識別基準として、当初は、測定スペクトル中、①1733 cm^{-1} （以下、単位は省略する。）付近～1714付近、②1259付近～1244付近、③1088付近という特定の3か所を挙げていたところ、その後、更に実験を行い、ま

た、検察官からの指摘や原審の求釈明を受けて、①1733付近～1714付近については、紙にCMC糊とPVA糊を塗布した試料と本件封緘紙とでは、前者はピーク先端が1733付近と1714付近の2つに割れているとみるほかないのに対し、後者は全体として1つのピークしか存在せず、これらのピークの形状は異なっていると思われるにもかかわらず、後者はショルダーピークであるなどのみ説明して、なおこれらが同一であるとの主張を繰り返し、また、検察官の指摘を受けてはじめて糊の厚さの問題を持ち出すなどしており、②1259付近～1244付近については、結局実際に観察できるのは1259付近のピークであり、これはCMCのピークであってPVAの識別基準にはならないと認めながら、なお1244付近にショルダーピークが認められるとするが、そのようなショルダーピークが認められるか否かの判断基準は示さず、③1088付近については、1100付近に紙やCMCのピークが存在することからPVAの識別基準とすることに疑問もあるものの、その低波数側の吸収が弱くなる変化がみられることがPVAの付着をうかがわせるとするが、1100付近～1053付近の間にはピークを示すような特異な変化は何らみられないところ、どのような変化がPVA付着の根拠となるのかについては明示しない、というように、自ら設定した識別基準を変更し、また、判断の根拠を十分に示さないものであるから、澤渡鑑定は、専門的知見に基づく科学的根拠を有する合理的なものであるということができない旨判示したものと解される。

原決定が、澤渡教授の説明について上記のような疑問を呈したことは、付着物質の識別基準というその説明の根幹部分に変遷がみられることや結論の導き方等に照らせば当然であり、本件封緘紙をATR法により測定したスペクトルがその形状においてPVAの存在を示しているという同教授の説明が専門的知見に基づく科学的根拠を有する合理的なものとはいえないとした原決定は相当として是認することができる。

また、原審は、澤渡教授の見解について、同教授が検察官からの指摘を受けて、

上記のように見解の根幹部分を変更したり、また、説明内容を相当程度変更したりしたことなども踏まえ、同教授に対して求釈明を行い、その回答も考慮した上で、同教授の説明は専門的知見に基づく科学的根拠を有する合理的なものということができない旨判断するに至ったものと解され、その判断も相当である。したがって、原審が澤渡教授の証人尋問を実施しなかったことに審理不尽の違法は認められない。

エ なお、当審において提出された独立行政法人国立文化財機構東京文化研究所保存科学研究センター修復材料研究室長早川典子作成の意見書も、澤渡鑑定と同様のATR法による評価を述べるものであるから、前記イの観点からの疑問が妥当し、また、同じく当審において提出された国立大学法人東京農工大学教授高柳正夫作成の鑑定書は、紙に付着している物質をあらかじめ特定している点等において、やはり前記イの観点からの疑問がある。

オ 更に付言すると、第7次再審請求においては、封緘紙を破らずに本件ぶどう酒を開栓することが可能であるとの主張がされていた。この主張は、事件本人以外の何者かが、封緘紙を破ることなく本件ぶどう酒を開栓して農薬を混入し、元どおり閉栓した可能性をいうものであり、犯人が公民館の囲炉裏の間以外の場所で本件ぶどう酒に農薬を混入した可能性をいうという意味において、新証拠1に関する所論と共通するところがある。しかし、上記主張は、証拠上動かし難い公民館の囲炉裏の間で本件封緘紙を破ってされた本件ぶどう酒の開栓が、懇親会の準備の際にされたものであることが前提となるところ、第7次再審請求に関する第1次特別抗告審決定（最高裁平成19年（し）第23号同22年4月5日第三小法廷決定・裁判集刑事300号167頁）は、懇親会が始まる頃、Aが本件ぶどう酒の包み紙を取って囲炉裏に捨て、Bがその妻から本件ぶどう酒の栓を抜くことを頼まれて本件替栓をねじるようにして抜いた際、本件ぶどう酒に付いていたのは内栓である本件替栓だけであり、外栓である耳付き冠頭は付いておらず、封緘紙もない状態であったこと、また、関係者の供述中には、人が集まり始めてから懇親会が始まるまでの間、懇親会の準備として本件ぶどう酒の封緘紙や耳付き冠頭を外した旨、あるいは

他の者がそのようにするところを目撃した旨の供述は全く見当たらないことなどからすれば、公民館の囲炉裏の間で懇親会の準備の際に本件封緘紙を破って本件ぶどう酒が開栓されたとみることとはできず、それ以前に同所において本件封緘紙を破って本件ぶどう酒が開栓された際、農薬が混入されたとみるのが相当である旨説示して、上記主張を排斥した。この説示は、懇親会の準備の際には既に本件封緘紙は本件ぶどう酒から外されていたとの認定を伴うものであり、その意味では、公民館の囲炉裏の間以外で農薬の混入が行われた後、懇親会の準備が始まる前までに本件封緘紙が貼り直されていた可能性をいう所論を否定する趣旨も必然的に含んでいるものである。なお、本件の異議審において提出された供述調書においても、封緘紙を外したあるいはそのようにするところを見たとは述べるものはなく、本件ぶどう酒を開栓したBの封緘紙に見覚えはないとする供述の信用性を揺るがすものとは認められない。

カ そして、事件本人以外の者に公民館の囲炉裏の間において本件ぶどう酒に農薬を混入する機会がなかったことは、第5次再審請求に関する特別抗告審決定（前記最高裁平成5年（し）第40号同9年1月28日第三小法廷決定）が説示するところでありである。

キ したがって、新証拠1は、本件ぶどう酒が公民館の囲炉裏の間に持ち込まれる前に、何者かが本件封緘紙を破って本件ぶどう酒に毒物を混入し、その後再度本件封緘紙を糊付けしたという可能性を示すような証拠価値を有するものではなく、犯行現場は公民館の囲炉裏の間であり、同所において本件ぶどう酒に人目につかず農薬を混入することができたのは、約10分間公民館内にただ一人でいた事件本人以外にはないとした確定判決の認定に合理的な疑いを差し挟む証拠とはいえない。

そうである以上、本件ぶどう酒がいつB方に持ち込まれたかについて改めて検討する必要性は生じない（前記最高裁平成5年（し）第40号同9年1月28日第三小法廷決定参照）。

(2) 新証拠2について

新証拠2は、ニッカリンTは加水分解を経ることによってトリエチルピロホスフェート (TriEPP) を生成し、現に当時の三重県衛生研究所が行ったペーパークロマトグラフ試験においては、本件ぶどう酒と同種のぶどう酒にニッカリンTを加えた検体 (対照検体) からはTriEPPが検出されているのに、本件ぶどう酒の飲み残し (事件検体) からはTriEPPが検出されていないことから、犯行に使用された毒物は、加水分解によりTriEPPを生成するニッカリンTではない別の有機燐テップ製剤であったことを明らかにし、ひいては、ニッカリンTを本件ぶどう酒に混入した旨の事件本人の自白の信用性に疑いを生じさせようとするものである。

しかし、ニッカリンTは、トリエチルホスフェート (TEP)、テトラエチルピロホスフェート (TEPP) 及びペンタエチルトリホスフェート (PETP) を含有するところ、このうちPETPは、急速に加水分解されるものの、なお加水後も一定時間は残存すること、TriEPPはエーテル抽出されないのに対し、PETPはエーテル抽出されること、PETPは加水分解によりTriEPPとジエチルホスフェート (DEP) を生成することが認められる。したがって、事件検体に加えられたニッカリンTに含まれるPETPは実験時までには全て加水分解され、生成されたTriEPPはエーテル抽出されずペーパークロマトグラフ試験において検出されなかったが、対照検体に加えられたニッカリンTに含まれるPETPは、完全には加水分解されずに一部残存し、これがエーテル抽出された後、ペーパークロマトグラフ試験の過程において溶媒等に含まれる水分により加水分解されTriEPPを生成してこれが検出されたという説明は、第7次再審請求に関する第2次特別抗告審決定 (最高裁平成24年 (シ) 第268号同25年10月16日第一小法廷決定・裁判集刑事312号1頁) も説示するとおり、科学的合理性を有するものである。他方、ペーパークロマトグラフ試験は、その性質上、様々な条件が結果に影響するものであるところ、新証拠2において実施された各ペーパークロマトグラフ試験は、当時の三重県衛生研究所において実施されたペーパークロマトグラフ試

験と結果に影響を及ぼし得る条件を一致させた上でこれを再現したものとはいえないから、当時の三重県衛生研究所において実施されたペーパークロマトグラフ試験において対照検体のみから検出されたT r i E P Pは対照検体から上記の機序により生成されたものである、との説明を誤りであるということとはできないとした原決定は是認することができる。

また、当時の三重県衛生研究所の試験において、エーテル抽出の際、検体に塩化ナトリウムを飽和するまで加える方法である塩析が行われたことをうかがわせる証跡が何もないとした原々決定に誤りはないとした原決定も相当である。

したがって、新証拠2は、所持していたニッカリンTを本件ぶどう酒に混入したとする事件本人の自白の信用性に影響を及ぼすものではないとした原決定は不合理ではない。

(3) 新証拠3について

新証拠3は、本件替栓の表面の傷痕が事件本人の歯牙によって生じたものとはいえないとするものであるが、前記1のとおり、本件替栓の表面の傷痕が事件本人の歯牙によって生じたものとはいえないことは、第5次再審請求に関する特別抗告審決定（前記最高裁平成5年（し）第40号同9年1月28日第三小法廷決定）において既に前提とされ、その上で、同決定は、これを踏まえてもなお確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はないとしたのであるから、新証拠3が刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないことは明らかである。

(4) 新証拠4について

新証拠4は、主として心理学的観点に基づき事件本人の自白の信用性に疑問があるとする鑑定書ないし書籍である。

しかしながら、事件本人は、身柄が拘束される前に、捜査機関が既に入手していた資料から創作できるとは考えられないような具体的な自白をしており、その内容も、客観的状況と矛盾なく符合していると認められ（前記最高裁平成5年（し）第

40号同9年1月28日第三小法廷決定参照)、新証拠4を踏まえても、自白の信用性に疑いは生じない。

4 結論

そして、以上検討したところによれば、本件再審請求において提出された各新証拠を併せ考慮してみても、確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はないというべきである。したがって、新証拠はいずれも確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないという原々決定を是認した原決定は、正当である。

よって、刑法434条、426条1項により、裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

私は、原決定及び原々決定を取り消して、再審を開始すべきであるとする。その理由は、以下のとおりである。

第1 澤渡鑑定について

1 澤渡鑑定の内容

澤渡鑑定は、本件封緘紙の裏面に、本来の封緘時に使用されていたカルボキシメチルセルロース(CMC)糊とは別の糊であるポリビニルアルコール(PVA)糊(家庭用洗濯糊に使われることがあった。)が付着していたとするものであり、この鑑定の信用性が認められれば、本件ぶどう酒に毒物を混入した後、本件封緘紙が貼り直された可能性が生ずることになる。そうすると、本件封緘紙等の発見場所である公民館の囲炉裏の間が犯行場所であるとは断定できなくなり、犯行場所は公民館の囲炉裏の間であり犯行が可能であったのは同所に約10分間ただ一人であった事件本人しかいないから事件本人が犯人であるとの推認も当然には成り立たないことになる。同時に、公民館の囲炉裏の間でニッカリンTを混入したとする事件本人の自白の信用性にも重大な疑問が生ずることになるのである。

したがって、以下、澤渡鑑定の信用性について検討するが、結論から述べれば、澤渡鑑定には高い信用性が認められると考える。

2 鑑定手法について

澤渡鑑定は、フーリエ変換赤外分光光度計（FTIR）を使用し、全反射を利用して検体表面の赤外吸収スペクトルを測定するという方法（ATR法）を用いるものであり、このATR法は物質の判別に関する標準的な測定方法であって、この鑑定手法自体の妥当性は争われていない。また、澤渡教授が実際に行った測定は、裁判所において、裁判官や裁判所書記官等の立会いの下に行われたものであって、公正性や透明性が確保されており、さらに、機器の設置、調整、操作測定等には機器の販売代理店の社員が補助者として立ち会っているものであって、これらの点にも問題は見いだせない。

3 実験の前提について

澤渡鑑定において糊を塗布する対照資料として使用された紙は、本件ぶどう酒を当時製造していたC洋酒醸造所のDから入手したものであり、本件封緘紙と同質のものと認めてよいと思われる。また、上記Dによれば、事件当時、封緘紙を瓶に糊付けする際にはCMC糊が使用されていたというのであるから、本件封緘紙にCMC糊が付着していたことも疑いのない前提としてよいと考えられる。

4 実験結果について

(1) 澤渡鑑定によれば、本件封緘紙の測定結果において、 1594cm^{-1} （以下、単位は省略する。）付近～ 1589 付近にピークが現れているところ、CMCがこの付近にピークを示すことは争いのない事実であるから、このピークはCMCによるものと推認できる。確かに、上記のピークはCMC分子内のカルボン酸塩の構造を反映するものではある一方、同様の構造を有する物質であれば同様のピークが認められるとはいえる。しかし、前記3の事情も併せ考えれば、上記ピークはやはりCMCによるものと十分推認できる。

(2) 澤渡鑑定は、本件封緘紙の測定結果において、 1733 付近～ 1714 付近にピークが現れているところ、これはカルボニル基の存在を示しており、カルボニル基は、PVAの原料であるポリ酢酸ビニルに由来し、したがってPVAには存在

しているが、紙やCMCには存在していないから、このピークは本件封緘紙にPVAが付着している可能性が高いことを示しているとする。また、実際、PVA製品として、本件当時も販売されていた洗濯糊であるゴーセノールを紙に塗布して測定したところ、やはり1733付近～1714付近にピークが認められたのであり、このことが本件封緘紙にPVAが付着している可能性を補強するものであるとする。

(3) 前記2のとおり、澤渡鑑定の実験手法に問題は見当たらない。また、本件封緘紙自体にあるいはその印刷に用いたインクにPVAが含まれていた可能性や、宴会で供された飲食物、更には人の手の皮脂等が付着しそこにPVAが含まれていた可能性も、現実的なものとしては考えられない。また、第5次再審請求に関する特別抗告審決定（最高裁平成5年（し）第40号同9年1月28日第三小法廷決定・刑集51巻1号1頁）によれば、本件封緘紙の破片を調査しても貼り合わせた部分を貼り直した痕跡は認められないというのであるから、本件封緘紙に糊以外のものが付着している痕跡は外観上確認できないのである。前記(1)及び(2)の実験結果は、本件封緘紙には封緘時に用いられたCMC糊の他に、PVA糊が別途塗布された可能性が極めて高いことを示していると考えるのが合理的である。当審で新たに提出された高柳正夫教授の鑑定書は、重回帰分析を用いた検証であり、このような見方を別の角度から裏付けている。そして、そのPVA糊は、当時洗濯糊等に一般に使用されていたゴーセノールであった蓋然性が最も高いと考えられる。

(4) これに対し、澤渡教授の実験結果によれば、紙にゴーセノールを塗布した場合には1733付近と1714付近に独立した2つのピークが観測されるはずであるのに、本件封緘紙の測定結果における1733付近～1714付近のピークは独立した2つのピークではなく幅広いショルダー状であることをもって、この結果が本件封緘紙の裏面にPVAが付着していることの証明にはならないとする批判もある。しかし、塗布量によっては2つのピークに分かれて観測されないことがあるとの指摘や、1733付近と1714付近の2つのピークの窪みは非常に浅いので、吸収の強度が強くない場合には、雑音やベースラインの揺らぎを受け2つのピーク

に分かれて観測されなくなることはしばしばあるとの指摘もあるのであるから、この点が十分な批判になっているとは思われない。むしろ、1733付近～1714付近にピークを示すカルボニル基の炭素-酸素二重結合をCMCは有していないのであるから、現にここにピークが観察されている以上、前記(3)の事実関係の下では、その原因はカルボニル基を有するPVAの付着であると考えるのが最も合理的である。PVA以外の何らかの物質がこのピークを形成する可能性があるという指摘は、一般論としてはそのとおりであるといえても、前記(3)の事実関係の下で糊以外の物質の付着が想定し難い状況の下における抽象的可能性の指摘にすぎないのであって、その特定を事件本人側に求めるのは「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則（最高裁昭和46年（し）第67号同50年5月20日第一小法廷決定・刑集29巻5号177頁、最高裁昭和49年（し）第118号同51年10月12日第一小法廷決定・刑集30巻9号1673頁参照）に反するように思われる。

また、澤渡鑑定に対しては、当初1244付近や1088付近のピークの存在もPVAの識別基準としていたのに、後になってこの点を積極的な識別基準と扱わなくなったのは恣意的であるとする批判もあるが、澤渡教授は、前者については、確かにピークが確認されたのは1260付近～1257付近であり、1244付近に独立したピークを形成しているわけではないが、1244付近にはショルダー状のピークがみられ、これは紙にCMC糊のみを塗布した場合には出現しないから、やはりPVAが付着している根拠になると説明し、後者については、本件封緘紙の測定スペクトルにおいて、紙にCMC糊を塗布した場合に観察される1100付近のピークの低波数側が弱くならず水平になったのは、PVAによる1088付近のピークの影響といえたと説明しており、これらの説明は理解できるところである。

澤渡鑑定に対する批判は、いずれもその信用性を揺るがすものではないと考えられる。

5 澤渡鑑定に関する結論

以上のとおり、本件封緘紙の裏面にPVA糊が付着している可能性があるとする。澤渡鑑定には、高い信用性が認められると考える。そうすると、本件ぶどう酒を本件封緘紙で封緘する際に用いられていたのはCMC糊なのであるから、これと異なるPVA糊の付着は、犯人が本件封緘紙を破って本件ぶどう酒を開栓し農薬を混入した後、PVA糊を用いて本件封緘紙を再度貼り直して閉栓した可能性を浮上させる事実であるといえることができる。

第2 旧証拠との総合評価

そして、澤渡鑑定と旧証拠を総合評価することによって、以下のとおり確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じると考えられる。

1 犯行の場所と機会について

本件は、そもそも有力な物証が乏しい事件である。その中で、専ら本件封緘紙、本件替栓及び耳付き冠頭が公民館の囲炉裏の間付近で発見されたという事実から、犯行場所は同所であったと特定され、これに加えて、本件ぶどう酒の置かれた公民館に事件本人がただ一人で約10分間おり、同所において犯行が可能であったのは事件本人しかないと考えられたことから、事件本人の犯人性が認定されている。

しかし、澤渡鑑定を踏まえると、犯人が別の場所で本件ぶどう酒に農薬を混入し、本件封緘紙を再度貼り直して閉栓した可能性が生じる（加えて、やはり今回の再審請求において提出された新証拠によれば、事件から数日後という早期の段階において、本件ぶどう酒の瓶口に封緘紙が巻いてあったと思う旨述べている者が3名いたというのであり、この事実も上記可能性を裏付けるものであるといえる。）から、上記の事実だけからは必ずしも犯行場所が公民館の囲炉裏の間であるとは断定できなくなる。そして、このような観点から旧証拠を検討するならば、事件本人にのみ犯行の機会があったとは断定できなくなり、事件本人の犯人性に合理的な疑いが生じると考えられるのである。

ところで、確定審においては、本件ぶどう酒がB方に到着した時刻が強く争われていた。この点、第5次再審請求に関する特別抗告審決定（前記最高裁平成5年

(し) 第40号同9年1月28日第三小法廷決定)では、本件ぶどう酒がいつB方に持ち込まれたかについて検討するまでもないとされているが、これは、同決定においては、犯行場所が公民館の囲炉裏の間であることは動かないとされていたためであって、澤渡鑑定によって犯行場所が断定できなくなったのであれば、改めてこの点について検討する必要があるというべきである。

確定判決は、本件ぶどう酒の到着時刻が事件当日の午後5時過ぎ頃であるとする。そうだとすると、その後間もなく事件本人が本件ぶどう酒を公民館へと運んでいることから、本件ぶどう酒がB方に置かれている間に何者かが農薬を混入する時間的余裕は乏しかったということになる。しかし、この到着時刻に関する証拠は、本件ぶどう酒の売渡関係者、運搬引渡関係者、受取人関係者等の各供述であって、物証はない。そして、この点に関する供述は、ある時点を境に大きく変遷しているのである。

すなわち、本件ぶどう酒はEがF酒店において清酒2本と共に購入したものであるところ、F酒店のG及びHは、昭和36年4月16日までは、本件ぶどう酒の売渡時刻を午後2時半か午後3時頃と述べており、Eも、同月11日までは、午後2時頃に本件ぶどう酒と清酒を買ったと述べていた。そうすると、EがB方に本件ぶどう酒を届けたのは、移動時間を考慮しても午後4時よりかなり前ということになり、他方、B方から公民館へと本件ぶどう酒が運ばれたのは午後5時20分過ぎであるから、本件ぶどう酒は、1時間以上もの間、B方の玄関土間に置かれていたことになるのである。これは、本件ぶどう酒をB方に届けたEが、その後農協へ行って仕事をし、さらにその後折詰弁当を取りに行っているところ、その折詰弁当を販売したIが、その折詰弁当の受渡しは午後5時10分頃の出来事であった旨供述していることにも浴う。

他方、上記Gは、同月23日付け検察官調書においては本件ぶどう酒を売ったのは午後4時過ぎではないかと言われればそうではないかと思う旨供述するに至っており、上記Hも同様である。確定判決は具体的な論拠を示さずに、この変遷後の供

述が真実であると認定しているが、記憶は時間が経過するにつれて曖昧になるという経験則に照らしても、事件後間もない時期における関係者の一致した供述が、相当期間経過後に一斉に変遷するのは疑問であり、本件ぶどう酒のB方への到着時刻が午後5時過ぎ頃であったとする確定判決の認定は、元々脆弱な証拠に支えられていたものにすぎないとみるべきである。そうすると、上記のとおり、本件封緘紙等の発見状況から犯行場所は公民館の囲炉裏の間であったとする推論自体が揺らいだことも併せ考えれば、本件ぶどう酒のB方への到着時刻が午後4時前であり、同所において犯人が本件ぶどう酒に農薬を混入した可能性も否定できなくなったというべきであり、犯行場所が公民館の囲炉裏の間であることを前提として同所で犯行が可能であったのは事件本人ただ一人であるとして事件本人の犯人性を認定するには、合理的な疑いが生じる。

2 自白の信用性について

(1) そして、前記第1のとおり、澤渡鑑定によれば、本件封緘紙は犯人が本件ぶどう酒に農薬を混入した後、再度貼り直された可能性が高いということになるところ、そうであるならば、公民館の囲炉裏の間で本件毒ぶどう酒を開栓してニッカリンTを混入したとしつつ、本件封緘紙の貼り直しについて何ら述べていない事件本人の自白の信用性はそれだけでも揺らぐことになるというべきであるが、事件本人の自白については、更に元々以下のような種々の疑問が存在したのである。

ア 自白によれば、事件本人は、ニッカリンTの瓶を名張川に投げ捨てたというのであるが、連続10日間、延べ200人以上を投入した徹底した捜索にもかかわらず、これが発見されていない。他方、弁護人の実施した実験によれば、同様の条件では瓶は沈むというのであり、自白内容に沿って瓶が発見されなかったことは不自然である。

イ 自白によれば、事件本人は、本件ぶどう酒の開栓後、本件替栓の上に被せられていた耳付き冠頭を拾って処分してはいないから、公民館の囲炉裏の間にあったはずであるが、当日後から来てその場所を掃除したJは、耳付き冠頭の存在に気付

いておらず、また、同人は囲炉裏の間から玄関にごみを掃き出したと述べているのに、耳付き冠頭が発見されたのは玄関と反対方向の押入れの奥であって、自白の内容と整合しない。

ウ 自白によれば、事件本人はニッカリンTを入れた竹筒を囲炉裏で焼却したというのであるが、それらしい物が発見されていない上、ニッカリンTは燃やしても燐の検出が可能であると製造元が回答しているにもかかわらず、囲炉裏の灰からニッカリンTが含有する燐は検出されておらず、公民館の外で発見された燃え殻と思しき物からも燐の反応はみられていない。さらに、事件本人が事件当時着用していたジャンパーからも燐が検出されたという立証はないのである。事件本人が竹筒に入れたニッカリンTを携行し、犯行に使用した後、その竹筒を公民館の囲炉裏の間で燃やして処分したとすれば、燐が検出されてしかるべきであり、自白が真実であれば当然存在すべき裏付けを欠いている。

エ 確定審の第1審は事件本人の自白内容に沿って夜間事件本人方において竹筒に水を入れる実験を行っているが、暗くて溢れ出してしまい、適切な注入は困難であったとしている。自白の再現性には問題があるのである。

オ 自白によれば、事件本人は前日から犯行を計画し、夜間自宅でニッカリンTを竹筒に入れたというのであるが、そもそも宴会にぶどう酒が出されることが最終的に決まったのは事件当日であり、事件本人がそのことを知ったのも宴会前にB方に立ち寄ったときであるから、その点でいささか不自然の感を免れない。また、ぶどう酒が出なくても、酒に砂糖を入れて女性会員に提供すると思ったとする自白についても、そのような計画が事前の打ち合わせで決められていたわけではなく、過去にそのような例もなく不自然であるし、そのような先例のないことを行うのであれば、年次総会后、参加者全員で協議することになると思われるので、他人に気付かれずに竹筒に入れた毒物を混入する計画は、現実性に乏しい。

そして、事件本人が本件ぶどう酒を公民館に運ぶことになったのも、その立ち寄りの際にBの妻から依頼されたからであり、事件本人はそのような展開を事前に予

見できていたとは考えられないし、公民館の囲炉裏の間で事件本人が一人である時間があるということも予期はしていなかったと考えられる。要するに、事件本人は、極めてあやふやな予測ないし期待のもとに犯行を決意し準備をしたことになるのであって、理解に苦しむ。

カ 事件本人は、事件前夜に知人が風呂を借りに来たことをその前日（事件の前々日）の出来事であると勘違いして認識し供述しているのであるが、事件本人が真に犯人であるのであれば、極めて重大な犯罪を決意し準備しようとしていた折に他人が来訪したということは鮮明に記憶しているはずである。さらに、家族や上記知人がいる中で自白のような準備ができたかにも疑問が残る。

キ Jによれば、宴会で出されるぶどう酒について、「赤かな、白かな」と事件本人に尋ねたところ、事件本人が本件ぶどう酒の包装紙を下げて見せてくれたので、白ぶどう酒であることが分かった旨供述しているが、事件本人がその自白のとおりニッカリンTを本件ぶどう酒に混入していたのであれば、ニッカリンTは赤色に着色されていたのであるから、ぶどう酒に変色はないか、あるいは瓶口に封緘紙や耳付き冠頭がないことを気付かれなかなどといったことを大いに懸念するはずであり、このような無警戒な振る舞いは、犯行の露見を恐れるはずの犯人の行動としては不自然である。

以上のとおり、元々事件本人の自白にはその内容に照らして多数の疑問があるところであった。

(2) さらに、異議審において提出された新証拠によれば、本件ぶどう酒について石油臭がしたと述べている者が少なくとも6名いたとされるところ、ニッカリンTには強い臭気はなく、その臭いは弱いフルーツ臭であるというのであるのに対し、別の有機燐テップ製剤である三共テップは、製品中に残存するベンゼンによって石油臭を感じさせる可能性があるというのであるから、ここからも、ニッカリンTを犯行に用いたという自白の信用性には疑問が生ずる。

(3) なお、事件本人に対する取調べにおいては、物理的な暴力が行使されたこと

はないと認められるものの、取調べが極めて長時間に及ぶなど常人であれば大変な心理的圧迫を受ける状況下での自白であったことがわかれるのであり、逮捕前の自白であるから真実であるなどと速断すべきではないと思われる。

(4) したがって、澤渡鑑定により、犯行場所が公民館の囲炉裏の間ではなく、本件ぶどう酒に農薬を混入した後、本件封緘紙を再度糊付けして貼り直した可能性が生じ、そうであるならばこの事実は事件本人の自白内容と齟齬することや、事件本人の自白のとおりニッカリンTが使用されたとすると、本件ぶどう酒から石油臭がしたと複数の者が述べていることと整合しないことを踏まえ、元々その信用性には疑問を差し挟むべき点が多々あった事件本人の自白についてその証明力を再評価するならば、事件本人の自白の信用性に多大な疑問が生じているというべきである。

第3 結論

以上のとおり、新旧全証拠を総合すれば、犯行の機会に関する状況証拠から事件本人が本件犯行を犯したと認めるには合理的な疑いが生じ、また、事件本人の自白の信用性にも多大な疑問が生ずるのであり、確定判決の有罪認定には合理的な疑いが生じているものというべきであるから、所論引用の各証拠が刑訴法435条6号にいう証拠の明白性を欠くとして本件再審請求を棄却すべきものとした原々決定及び原決定は、いずれも取消しを免れず、再審を開始すべきである。

(裁判長裁判官 長嶺安政 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡邊恵理子 裁判官 今崎幸彦)

令和5年(し)第412号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件

令和7年2月25日 第三小法廷決定

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、いずれも、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み、職権により判断すると、所論引用の各証拠が同法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした原決定は、これを是認することができる。その理由は、以下のとおりである。

第1 各確定判決の認定事実の概要

1 犯行に至る経緯

事件本人であるA(以下「A」という。)と同B(以下「B」という。)は、昭和25年に結婚をして同居していた。Bは10人兄弟の長男であり、Bの実弟であるC(以下「C」という。)は二男、同D(以下「D」という。)は四男である。E(以下「E」という。)は、Cの長男である。

Dは、日頃から酒癖が悪く、飲んだ先々で迷惑を掛けたり、酔い潰れて道端に寝込んだり、Aを打ち殺すと言って暴れたりすることなどがあり、A、B及びCらは、Dの存在を快く思っていなかった。

昭和54年10月12日、Dは、酒を飲んで外を出歩き、同日午後8時頃、酔い潰れて道路脇の溝に落ちているのを地域の住人に発見された。近隣に住むF(以下「F」という。)及びG(以下「G」という。)は、連絡を受け、DをD方に連れ帰り、その土間に置いて帰った。

Aは、FからDの様子を聞き、Fらに迷惑を掛けたことを謝るなどした後、同日

午後10時30分頃、Dの様子を見るため、D方に立ち寄った。Aは、泥酔して土間に座り込んでいるDを認めるやDに対する恨みが募り、この機会にDを殺害しようと決意し、C、次いでBに対し、共同してDを殺害しようと話を持ち掛け、両名は、いずれもこれを承諾した。

2 罪となるべき事実

A及びBは、(1)Cと共謀の上、昭和54年10月12日午後11時頃、D方に赴き、Dに対し、その顔面を数回殴打し、その場に倒れたDを足蹴りするなどした上、タオルでその頸部を絞め付け、よって、Dを窒息死に至らしめて殺害し、(2)C及びEと共謀の上、同月13日午前4時頃、Dの死体をD方牛小屋に運搬した上、同所の堆肥内に穴を掘って、その中に前記死体を埋没させ遺棄した。

第2 従前の裁判手続の経緯等

1 各確定審

A、B及びCは本件殺人及び死体遺棄の公訴事実で、Eは本件死体遺棄の公訴事実で、それぞれ起訴された。

確定審において、Bは、C及びEと共に、公訴事実を認めた。鹿児島地方裁判所は、前記第1の2記載の罪となるべき事実等を認定して、Bを懲役8年、Cを懲役7年、Eを懲役1年にそれぞれ処した。3名はいずれも控訴せず、3名に対する第1審判決は確定した。

確定審において、Aは、本件殺人及び死体遺棄事件への関与を否認した。鹿児島地方裁判所におけるAの第1審公判では、Dの死体を解剖したH教授作成の鑑定書（以下「H旧鑑定」という。）を含む同意書証の取調べに加えて、B、C及びEの各証人尋問、共謀状況等を目撃したCの妻であるI（以下「I」という。）の証人尋問等が行われ、被告人質問が実施されるなどした。H旧鑑定の内容は、死体の腐敗が著しいため、損傷の有無、程度等が判然としないが、頸部、右側胸腹部、右上肢及び両下肢に外力の作用した痕跡があり、内部においても、頸部、右胸郭等に外力の作用した痕跡が認められ、他に著しい所見を認めないので、窒息死を推定する

ほかないなどというものである。鹿児島地方裁判所は、前記第1の2記載の罪となるべき事実等を認定して、Aを懲役10年に処した。Aの控訴及び上告は棄却され、第1審判決は確定した。

2 各再審

Aはこれまで3回にわたり再審請求に及び、Bはその長女を申立人としてこれまで2回にわたり再審請求に及んでおり、Aの第1次再審請求審は再審開始の決定をしたが、同即時抗告審で取り消され、Aの第3次・Bの第2次各再審請求審は各再審開始の決定をし、同各即時抗告審もその結論を是認して各即時抗告を棄却したが、同各特別抗告審で取り消されており、Aの第2次・Bの第1次各再審請求を含め、これまでの各再審請求はいずれも棄却された。

第3 今次の各請求の趣旨及び経緯等

本件は、A及びBの長女を申立人とする、Aの第4次・Bの第3次各再審請求事件である。

1 請求の趣旨

本件各再審請求の趣旨は、いずれも、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したから、刑訴法435条6号により再審開始の決定を求めるというものである。

2 新証拠

弁護人によって新証拠として提出されたものは、主として、①埼玉医科大学総合医療センター・高度救命救急センター長であるJ教授による、Dの死因の鑑定に関する証拠群（以下「J鑑定」という。）、②立命館大学政策科学部のK教授による、コンピュータを使用したテキストデータの解析技術であるテキストマイニングの手法を用いた関係者の供述の特徴分析に関する証拠群（以下「K鑑定」という。）、③淑徳大学総合福祉学部のL教授及び青山学院大学社会情報学部のM教授による、供述心理学的手法を用いた関係者の供述の特徴分析に関する証拠群（以下「L・M鑑定」という。）に大別することができる。

3 経緯等

本件では、前記2記載の新証拠が、刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たるかが争点となっているところ、弁護人は、以上の新証拠によって、Dは、酔った状態で溝に落ちた際に負った傷害により、D方に到着した時点で既に死亡していたことがほぼ確実であるとして、本件殺人の事件性が否定されると主張しているが、原々決定は、これらは同号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとして、各再審請求を棄却し、原決定もその判断を是認して弁護人からの各即時抗告を棄却した。

第4 当裁判所の判断

1 各確定判決の認定の主たる根拠について

確定記録及びAの第3次再審請求に関する特別抗告審決定（最高裁平成30年（し）第146号令和元年6月25日第一小法廷決定・裁判集刑事326号1頁）等によれば、各確定判決の認定の主たる根拠は以下のようなものであり、客観的状況から推認できる事実と、B、C及びEの各自白、Iの目撃供述並びに生きている状態のDをD方の土間に連れ帰った旨のF及びGの各供述があいまって、犯行に至る経緯及び罪となるべき事実が認定されていると解される。

(1) 客観的状況及びそこから推認できる事実

関係証拠から認められる客観的状況及びそこから推認できる事実としては、以下のようなものがある。

ア Dの死体は、堆肥に完全に埋没した状態で発見されたが、両肺の気管支内腔に堆肥の粉末等が侵入したように見受けられないことから、堆肥に埋没した状態で死亡したものではなく、死亡後に堆肥中に埋められたと推測される。

イ D方は、B方及びC方に隣接しており、これらの敷地はそれぞれ周囲を崖や林に囲まれ、D方に物色された痕跡もなかったことなどから、夜間、D方敷地内に立ち入る者として、D方、B方及びC方の居住者か、これらの居宅への来訪者以外は現実的には想定し難い。

ウ AとDの間には確執があり、A、B及びCらは、日頃からDの存在を快く思っていないかった。

エ 各確定判決において証拠の標目に掲げられたH旧鑑定は、Dの死体は腐敗が著しく、頸部等に外力の作用した痕跡があるが、他に著しい所見を認めないので、窒息死を推定するほかないなどというものにすぎず、死因を断定するものではなかった。

(2) 供述証拠

供述証拠としては、以下のようなものがある。

ア B、C及びEは、いずれも、自身の確定審において事実を認め、Aの確定審第1審公判においても事実を認める証言をしている。

イ Iは、捜査段階及びAの確定審第1審公判において、AがCに殺害への加勢を要請しているのを聞いたほか、C及びEが帰宅後に犯行に関与した旨を述べていたと供述している。

ウ F及びGは、道路脇の溝付近に倒れていたDをトラックの荷台に乗せてD方に連れ帰り、生きている状態のDを土間に置いて帰った旨の一致した供述をしている。

2 新証拠について

(1) ①J鑑定について

ア J鑑定の骨子は、Dの死体の写真によれば、頸椎椎体前血腫が認められることから、Dは非骨傷性頸髄損傷による運動機能障害に陥っていたことは確実であり、また、死体の腸管の外見上の色調や性状から、Dの主たる死因は非閉塞性腸管虚血による広範な小腸の急性腸管壊死であるとした上で、Dは道路脇の溝に顔面から突っ込むように転落し、それによって頸椎の過伸展を生じて運動機能障害に陥り、そのようなDをF及びGが頸椎を保護しないまま不適切に救護したことにより、Dが死亡したというものである。

イ しかし、死体解剖の時点でDの死体は腐敗しており、既に不鮮明又は不明と

なっていた所見が多かったことなどにより、死体解剖において収集された情報は極めて限定的なものであった。腸管についても、H旧鑑定において、死体の腸管は著しく腐敗、膨隆していたと指摘されていることからすれば、腸管の外見上の色調や性状についても、死体の腐敗が進行していたことを念頭に置く必要がある。また、J教授は、死体を直接検分したものではなく、Dの腸管の一部のみが写った写真から見て取れるその色調や性状等という限定的な情報から推論を重ねて、前記ア記載の結論を導いたものである。J鑑定は、その基礎となる情報等についてこのような問題があった以上、その証明力には限界があるといわざるを得ない。

さらに、H旧鑑定によれば、Dの頭部や顔面に表皮剥脱や挫創、皮下出血等を認めた旨の記載はなく、死体の外表上は、Dが溝に顔面から突っ込むように転落したとの的確な痕跡は見だし難い。J鑑定は、Dの死体の左右の下肢に認められた大腿伸側から屈側にかけての全面的な皮下出血斑等の広範な損傷状況についても、十分な説明をしているとはいえず、溝への転落以外にDの身体に暴行等の外力が加えられた可能性についても十分に検討していない。

以上によれば、J鑑定は、Dの死体の状況からは、その指摘するような死因や態様でDが死亡した可能性があることは否定できないという限度で、その証明力が認められるにとどまると考えるのが相当である。

ウ 他方、各確定審に提出されていたH旧鑑定は、単独では死因を積極的に推認し得るような証明力を有しておらず、各確定判決は、客観的状況から推認できる事実や、B、C及びEの各自白、Iの目撃供述、F及びGの各供述等を併せて、前記第1の2記載の罪となるべき事実を認定したものと解される。

そうすると、前記の限度で証明力が認められるにとどまるJ鑑定によって、直ちに各確定判決の認定に合理的疑いが生じるとはいえない。すなわち、各確定判決は、死因の特定が困難な中で、他の証拠も併せ考慮して、前記第1の2記載の罪となるべき事実を認定したものと解されるのであって、J鑑定は、十分強固な証明力を有するというのであればともかく、死因の一つの可能性を指摘したにとどまる

以上、各確定判決の判断の前提に変化を生じさせるようなものではない。

エ 加えて、仮に所論が主張するように、J鑑定を根拠として、DがD方に到着した時点で既に死亡していたとすると、関係証拠から認められる前記1(1)記載の客観的状况に照らし、事実上、Dの死体を堆肥中に埋めた者は、最後にDと接触したF及びG以外に想定し難いことになる。しかし、F及びGは、Dが道路に寝かされていると知らされ、Aにあらかじめ電話で連絡をした上で、善意でDをD方まで連れ帰ったものであって、F及びGがDの死体を堆肥中に埋めるという事態は、本件の証拠関係の下では全く想定できない。所論が、F及びGの各供述の信用性に疑いを生じさせるとして掲げる事情も、各供述の核心部分の信用性に影響を与えるようなものではない。

オ B、C及びEの各自白並びにIの目撃供述は、相互に支え合っているだけでなく、以上のような客観的状况等からの推認によっても支えられ、これらの信用性は相応に強固なものといえることができるのであり、J鑑定を踏まえ総合考慮しても、これらの各自白及び目撃供述に疑義が生じるとはいえない。

カ 以上の検討を踏まえると、J鑑定は、各確定判決の認定に合理的な疑いを抱かせるに足りるものとはいえない。原決定が、同様に説示して、刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした判断は、相当として是認することができる。

(2) ②K鑑定及び③L・M鑑定について

ア K鑑定の骨子は、コンピュータを使用したテキストデータの解析技術であるテキストマイニングの手法を用いて、F及びG並びにAの各供述の特徴をそれぞれ分析した結果、F及びGの各供述には、DがD方に到着した際に一人で歩けたか、手を貸す必要があったかなどの点で齟齬があり、また、Dを家に運び入れる行為の記憶だけが不明瞭であるなどとする一方で、Aの供述には矛盾、齟齬はないなどというものである。

イ L・M鑑定の骨子は、供述心理学の立場から、実際に体験された可能性が高

い出来事について説明している供述と、体験性の有無が問題となる供述との間にみられる供述者特有の文体や談話の展開パターンの差異に着目し、後者の供述の特徴を分析するスキーマ・アプローチの手法を用いて、F及びG並びにAの各供述をそれぞれ分析した結果、F及びGの各供述は体験記憶を適切に反映していない可能性が示唆されるとする一方で、Aの供述には一部を除き注目すべき傾向は確認されず、非体験性徴候は認められなかったなどというものである。

ウ しかし、K鑑定及びL・M鑑定は、捜査段階の各供述調書や、Aの被告人質問調書、F及びGの再審請求審における各証人尋問調書等を検討対象とし、各調書に記載された内容に着目して検討をしているが、いずれの鑑定も、供述の信用性を直接的に判断するものではなく、裁判所が供述の信用性を判断するに当たって考慮すべき可能性を指摘するという位置付けにとどまる性質のものであることは、各鑑定自体がその旨言及しているところであり、その検討の過程をみても、他の関係証拠の内容や、供述自体には現れない外在的事情等を考慮に入れていないことなどからすれば、本件において、これらの鑑定は、分析の対象とされた供述の信用性を直ちに減殺又は増強させるようなものとはいえない。

エ 以上によれば、K鑑定及びL・M鑑定は、いずれも、各確定判決の認定に合理的な疑いを抱かせるものとはいえない。原決定が、同様に説示して、刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした判断は、相当として是認することができる。

3 結論

以上検討したところによれば、本件各再審請求において提出された各新証拠を併せ考慮してみても、各確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はないというべきである。したがって、新証拠はいずれも各確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないという原々決定を是認した原決定は、正当である。

よって、刑訴法434条、426条1項により、裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、原決定及び原々決定を取り消して、再審開始決定をすべきと考えるので、以下、その理由を述べる。

第1 新証拠の評価

1 J鑑定

(1) Aの第3次・Bの第2次各再審請求審に提出されたN教授による鑑定（以下「N鑑定」という。）は、法医学者の立場から行われたものであるのに対して、今次の再審請求審に提出されたJ鑑定は、臨床医、救急医療医の立場から行われたものである。J鑑定は、解剖写真の中でそれまで法医学者が注目してこなかった腸の写真に着目し、小腸の壁に広範な壊死があることを発見し、そこから大量出血したと鑑定した点で、新たな知見を提示するものである。より具体的には、J鑑定によれば、Dの頸椎椎体前血腫は、転落事故による頸部の過伸展に起因して非骨傷性頸髄損傷により出血したものであり、Dは運動機能障害で動けなくなり、外気温が低下し、側溝への転落によりずぶ濡れ状態であったために低体温症になり、腸に血液が送られなくなった結果、急性腸管虚血により腸管壊死となり、腸壁で大量出血を起こしたというのである。

また、N鑑定は、死因に焦点を当てたものであったのに対して、J鑑定は、臨床医、救急医療医の立場から死亡時期に焦点を当てて行われ、その点についても新たな知見を提示するものである。すなわち、Dの頸椎椎体前血腫はかなり重篤なものであり、運動機能障害を惹起する頸部損傷を伴い、頸部を支える上で重要な前縦靭帯も相当程度損傷していたため、Dを救護する場合には頸部を固定する必要性があったが、F及びGは、Dは泥酔して路上で寝ていると考えたので、酔いを醒まそうとして、FがDの顔を2ないし4回叩いたり、F及びGの二人でDを軽トラックの荷台に放り込んだりして頸部に大きな衝撃を与えたため、高位頸髄損傷により横隔膜運動が麻痺して呼吸が停止し、D方に到着した時点では既に死亡していたことは確実であるというのである。J鑑定は、Dが死亡に至る医学的機序を専門的知見

に基づき説明するものであり、また、J教授が、日本救急医学会指導医の資格を有するのみならず、埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター長・診療部長を務めていることに照らしても、J鑑定は、高度の専門的知見に裏付けられた見解として、尊重に値するものといえる。

そして、Dが堆肥に埋もれて発見されており、肺の中に堆肥の粉末が入っていないことから、本件が死体遺棄事件であることに疑いを入れる余地はほとんどないものの、J鑑定によれば、DはD方に運ばれた時点で既に死亡していた以上、その後のDに対するAらによる殺人はあり得ないことになる。そうすると、DがD方に運ばれた時点で生存していたとするF及びGの各供述の信用性や、B、C及びEの各自白並びに殺人の謀議等を耳にしたというIの供述の信用性にも、疑問が生ずることになる。

(2) 原決定は、Dの死体が腐敗しており、死体解剖において収集された情報は極めて限定的であったこと、J教授は死体を直接検分しておらず、H教授による新旧の鑑定及びAの第1次再審請求審におけるH教授の証言で言及されている情報並びに解剖の際に撮影された12枚の写真からしか死体の情報を得ることができなかったことを、J鑑定が死因や死亡時期を高い蓋然性をもって推論するような決定的なものとはいえない理由の一つとして挙げている。しかし、J鑑定は、Dを解剖した際に撮影されたDの腸の写真から前記(1)のとおり鑑定しているところ、Dの腸の写真は極めて鮮明であり、臨床医、救急医療医として豊富な知見を有する医学者が、そこから腸管壊死を死因と特定することは可能と考えられる。現在では医学の飛躍的发展により、限られた情報から驚くほど多くの医学的知見が得られるようになってきていることは、経験則の教えるところであるから、前記のような限られた情報であることをもって、J鑑定の証明力を低くする根拠とすることには賛成し難い。

(3) 以上に述べたように、私は、J鑑定は高い信用性を有すると考えるが、原決定のようにそこまで高い信用性を認めない立場に立ったとしても、J鑑定は、DをD方に搬送した時点でDが生存していたというF及びGの各供述、B、C及びEの

各自白、殺人の謀議等を耳にしたという I の供述の信用性を含めて、各確定判決の証拠構造全体を動揺させるものであるから、新旧全証拠の総合評価を行う必要性があると考える。

2 K鑑定及びL・M鑑定

(1) 今次の再審請求審に提出されたK鑑定は、コンピュータを使用したテキストマイニングの手法を用いて、F及びGは、DがD方に到着した後の事実について供述を回避する傾向にあること、F及びGの各供述調書の内容が著しく齟齬を来していることに鑑み、自ら体験していない事実を述べている可能性が高いとする。テキストマイニングの手法は、第三者による再現可能性がある科学的方法として既に広く用いられている。

(2) また、L・M鑑定は、逐語的に記録された供述の分析により開発されたスキーマ・アプローチの手法を用いて、F及びGの各供述の信用性について鑑定をしている。L・M鑑定は、F及びGの各供述について、K鑑定と同じ結果を示し、両名の供述は体験に基づかないものである可能性が高いとする。テキストマイニングの手法とスキーマ・アプローチの手法は、全く異なる手法であるが、にもかかわらず、いずれの手法によっても同じ結果が示されたことは、両鑑定の信用性を高める要素といえる。他方、K鑑定とL・M鑑定は、Aの供述は基本的に体験に基づくものであるとする点でも一致している。

(3) K鑑定及びL・M鑑定は、心理学についての深い学識を有する学者の専門的知見に基づくものであって、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりする事情は認められないから、供述内容の真偽の総合評価の一環として活用することが認められるべきであり、K鑑定とL・M鑑定によっても、F及びGの各供述のうち、D方到着以後の部分についての信用性が減殺されると考えられる。したがって、K鑑定及びL・M鑑定によっても、新旧全証拠の総合評価を行う必要性が生ずると考えられる。

第2 新旧全証拠の総合評価

1 総合評価に用いられる証拠

有罪を言い渡された者に有利な証拠が遅れて提出されたために、確定判決の審理中に提出されていれば無罪となるべきであった者を有罪のままにすることがあってはならないから、複数回にわたり再審請求が行われた場合、新旧全証拠の総合評価を行うに当たっては、第1次再審請求後の審理において新たに得られた他の証拠も検討の対象になることは当然である（最高裁平成7年（し）第49号同10年10月27日第三小法廷決定・刑集52巻7号363頁参照）。したがって、以下においては、各確定審及び今次の再審請求審のみならず、これまでの再審請求審に提出された証拠も含めて総合評価を行うこととする。

2 H旧鑑定

(1) 本件が死体遺棄事件にとどまらず殺人事件でもあることの唯一の直接証拠はH旧鑑定であり、各確定審においては、弁護人もH旧鑑定を争わなかったのであるから、H旧鑑定が各確定判決における有罪認定の重要な証拠であったことは疑いない。すなわち、同意証拠とされたH旧鑑定の存在ゆえに、各確定審では、本件が殺人事件であることは争いのない事実であることを前提として審理が行われたのである。

(2) しかし、H旧鑑定は、Aの第1次再審請求審におけるH教授の新鑑定（以下「H新鑑定」という。）により、撤回されている。すなわち、H旧鑑定時には、H教授は、Dの転落事故について知らされていなかったもので、頸椎椎体前血腫を頸部圧迫によるものと鑑定したが、頸部に索条痕等の頸部圧迫の明白な所見はなく、頸椎椎体前血腫は、頸部が転落事故により過伸展したことに起因するものとも考えられるので、頸椎椎体前血腫を頸部圧迫によるものとしたH旧鑑定を撤回したのである。また、Aの第1次再審請求審において提出されたO教授による鑑定でも、各確定判決が認定したようなタオルを用いた絞殺という認定は認め難いとされた。P教授による鑑定では、死因として外傷性ショックと頸部圧迫が甲乙付け難いとされたが、Aの第3次・Bの第2次各再審請求審で提出されたN鑑定でも、頸椎椎体前血

腫は、頸部の過伸展に起因するものであり、頸部圧迫の所見ではないとされ、Dの死体に死斑が乏しいことから、Dは、転落事故により骨盤骨折及び大腿骨骨折の傷害を負うことになり、体内で大量出血していた可能性が高く、出血性ショックで死亡したとされている（なお、本件で頸部圧迫に使用したとされるタオルは発見されていない。）。

(3) 今次の再審請求審で提出されたJ鑑定は、Dの頸椎椎体前血腫は、転落事故による頸部の過伸展に起因するものであるという点でN鑑定と一致しており、Dはそれに伴う低位頸髄損傷により運動機能障害になったが、F及びGが救護活動の際に頸部の保護を懈怠したため、高位頸髄損傷により横隔膜運動が麻痺して呼吸が停止し、D方に到着した時点では既に死亡していたことは確実であるとするものであるから、H旧鑑定のうち頸部圧迫による窒息を死因と推定する部分の証明力は、もはや無きに等しい状況であるといっても過言ではない。すなわち、本件がDに対する殺人事件であることの唯一の直接証拠であったH旧鑑定における頸部圧迫による窒息死という推定が崩れたため、本件が殺人事件であることの直接証拠は皆無になったのである。

3 F及びGの各供述

(1) F及びGの各供述は、DをD方に送り届けた以後について、大きく食い違っている。すなわち、Fは、当初、Dを軽トラックの荷台から降ろした後、Dは一人で立てずF及びGの二人で抱えて運んだと供述し、その後、かろうじて立てたと供述を変えているのに対し、Gは、Dは軽トラックの荷台から一人で降りて立ち、一人で歩いてD方に入ったと供述しており、そのシーンを捜査機関に再現していたことが捜査段階のネガフィルムにも残されていた。また、Fは、D方に到着したとき、軽トラックのヘッドライトをD方に向けたと供述しているのに対し、Gは牛小屋に向けたと供述しており、牛に草や水をやるために牛小屋に行った時点については、FはD方を去る直前であったと供述しているのに対し、GはDを荷台から降ろす前であったと供述していて、両名の供述が大きな齟齬を来している。さらに、F

は、Gと一緒に牛小屋に行ったと供述しているが、Gは、警察官への供述と現場での再現の際には、牛小屋に行ったのはFのみであり、Gは自転車を納屋に運んだと供述し、両名の供述は食い違っていたのであり、その後、Gは、検察官に対する供述の段階で、Fと一緒に牛小屋に行ったと供述を変えている。以上のように、F及びGの各供述は、生きていたDを土間に置いて退出したこと以外の点では、全て矛盾又は変遷している。

Fは、昭和54年10月17日、Dの親族がB方に集まっていた際に立ち寄り、Dの位牌の前で、「D、おい（お前）も3日間苦しかったろう。おい（俺）も3日間風呂に入らずきばった。すまんかった、何とか言ってくれ。」と大声で涙を流しながら発言している。Dが行方不明になっていることをFがAから知らされたのは同月14日であるところ、Fは、それを聞いてD方の奥の6畳間に敷かれた布団を確かめ、砂でザラザラしていたものの布団が冷たかったので、Dは同月12日には布団で寝て、翌13日から行方不明になったと判断した旨供述しているのであるから、Dの遺体が堆肥から発見された同月15日の時点で、Dが3日間堆肥の中に埋もれていたことを前提とする発言は、Dは同月13日から行方不明になったと判断したという供述と矛盾する。また、Fは、Aの起訴前の同年11月17日に、Aは同年10月12日午後10時30分頃までFの家をいたため犯行の時間帯にはアリバイがある旨発言したとされており、このことは、Fが、Dの死体遺棄が実行されたのは同日午後10時30分頃までであると認識していたことを示すものであるが、この発言は、前述したように、FはDが同月13日から行方不明になったと判断したと供述していたことと矛盾する。

さらに、同月12日の午後10時30分頃、F方を辞したAは、懐中電灯を持っていなかったため、Gが懐中電灯を持ってAの家まで送っていくことになったが、AがD方に立ち寄りというとき、Gは、Aに懐中電灯を渡さず、D方の玄関から10メートル程手前の場所で待っていたというのである。しかし、Dが軽トラックの荷台から降ろされてから既に約1時間が経過しており、Dを泥酔状態で土間に放置し

たとすればDの状態が気になるのが自然であるのに、Aが確認に行った際にGが同行しなかったことは不自然である。

(2) そして、今次の再審請求審で提出されたJ鑑定により、D方に到着した時点でDが生存していたことを前提とするF及びGの各供述の信用性は減殺されるものといえることに加え、K鑑定及びL・M鑑定のいずれにおいても、F及びGの各供述は、D方に到着した時点以降の部分について著しく矛盾し、体験に基づく供述と考えることはできないとされたことにも鑑みれば、D方に到着した時点以降についての両名の各供述の証明力は、極めて乏しいといわざるを得ない。

また、DをD方に届けた際にDが生存していたというF及びGの各供述の信用性が、B、C及びEの各自白の信用性を支えているのであるから、F及びGの各供述の信用性が減殺されることは、これらの共犯者とされる者の各自白の信用性も減殺させる。

(3) F及びGが、Aに不利な供述を一切せず、むしろ、Fは、A逮捕後も、Aにはアリバイがあり無実であると供述していたことは、自らの責任は回避したいが、その結果、Aが冤罪の被害を受けることは避けたいという心境であったためと考えれば説明が付く。

4 B、C及びEの各自白

(1) B、C及びEの各自白は、いずれも、H旧鑑定で、Dが殺害された事実は否定し難い事実と受け止められていることを前提に行われたといい得る。しかし、頸部圧迫による窒息死というH旧鑑定の証明力はほぼ皆無になっているといっても過言ではないことは、先に述べたとおりである。そうであるとすれば、頸部圧迫によりDを窒息死させたというB、Cの各自白も、殺人後の死体遺棄を手助けしたというEの各自白も、その信用性が減殺されざるを得ない。

(2) Cは、Dの死体発見から2日後の昭和54年10月17日に自白をし、翌18日にBとともに逮捕されているが、当初の供述では、両名のみが殺人及び死体遺棄を行ったとしており、Aの関与は否定し続けていた。そして、勾留期間満期の1

日前の同年11月6日になり、Aから直接殺害を持ち掛けられた旨をようやく認め、起訴当日の翌7日に検察官調書が作成されている。ところが、A、B及びCの3名による犯行という供述は、さらに、Eも加えた4名の犯行へと変遷している。B、C及びEの各自白は、最終的には、結論においては一致する形になったものの、AとB、Cの間でD殺害の共謀をする場面、殺害の実行行為の場面、死体遺棄の共謀の場面等の事件の核心部分について、それぞれ大きく変遷している。例えば、各確定判決では、BがDの首にタオルを1回巻いて、その両端を力一杯絞めて殺害したと認定されているが、初期の自白では、手でDの首を絞めて殺害したとされていたり、BとCがタオルの両端をそれぞれ引っ張って絞殺したとされていたりしており、各確定判決の認定と異なる内容の自白がされていたのである。

また、CからD殺害を働き掛けられたBが、自分の弟の殺害を働き掛けられたにもかかわらず、よかついでじゃが、と気軽に答えたことや、Cが自分の子のEに死体遺棄の協力を依頼する場面の自白も、自分の子を犯罪に巻き込む重大な依頼にしては、余りに気軽な依頼の仕方であり、不自然である。

(3) Aの控訴審において、服役中であつたBは、自己の関与を否定した。Aが出所後、先に出所していたBになぜAが首謀者であるという虚偽供述をしたかを問いただしたところ、Bは、Aも自分も無実だが、刑事からやっただろうと問い詰められて、虚偽の自白をしてしまったとして、Aに謝罪している。

Cも、自己の関与を否定するようになり、捜査機関による取調べでやっただろうと問い詰められて自白をした旨の弁護人に対する供述の反訳書が第1次再審請求審で提出されている。

また、Eも、服役中から犯行への関与を否定するようになり、仮出獄後、昭和60年頃から、弁護士に相談して再審請求を行う意向を示し、平成9年には自ら再審請求を行い、Aの再審請求審や自己の再審請求審で無実を訴えている。

(4) このように、B、C及びEのいずれも、刑が確定した後に自白を撤回していることに照らせば、それが刑を免れたり軽くしたりする動機によるものでないこと

は明らかである。B、C及びEにはいずれも知的障害があり、被暗示性、被誘導性が高い供述弱者であったため、精神的なプレッシャーの下で真実と異なる自白をしてしまった可能性は十分に考えられるところであり、各自白の信用性は低いと思われる。そして、公判でのBとCの証言は曖昧模糊としており、質問に答えられず沈黙している箇所が多く、自ら行ったはずの犯行について具体的な供述ができていない。しかし、捜査においても、公判においても、3名が供述弱者である点が配慮された形跡がうかがわれない。

知的障害者などの供述弱者が虚偽自白をしやすいという知見は、過去の多くの事件の教訓から広く共有されている。そして、法務省に置かれた「検察の在り方検討会議」は、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の取調べについて、供述状況等ができる限り明らかになるよう、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うこと、心理・福祉関係者の立会いを認めることを提言し、最高検察庁平成26年6月16日付け依命通知で、知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件については、取調べの全過程の録音・録画が行われるようになったことも、供述弱者の被暗示性、被誘導性の高さが広く認識されていることを示している。もっとも、供述弱者とはいえ、B、C及びEが公判でも無罪を主張せず、有罪判決を受けても控訴しなかったことが、従前、本件で再審開始決定をしなかった裁判所の判断に大きく影響してきたことは想像に難くない。確かに、そのような例は稀と思われる。しかし、供述弱者であった被告人が自白をし、その後再審において無罪とされた過去の例が示すように、少なくとも供述弱者の場合、無実であっても公判で自白を維持してしまうことは、刑事司法において貴重な教訓とされるべきであり、本件においても、供述弱者であるB、C及びEが公判において自白を撤回しなかったという事情を過大に評価すべきではないと考える。実際に、彼らは後に、否認しても聞き入れてもらえず厳しい追及を受けたので苦し紛れに虚偽の自白をし、Aの関与についても虚偽を述べた旨を告白している。

(5) 被告人が犯行を否認している事件における他者の供述の信用性判断は慎重に行う必要がある(最高裁平成19年(あ)第1785号同21年4月14日第三小法廷判決・刑集63巻4号331頁、最高裁平成22年(あ)第509号同23年7月25日第二小法廷判決・裁判集刑事304号139頁)、特に、公判で無罪を主張する者が、他者の供述で共犯者として関与したと供述された場合、他者の供述に客観的証拠の裏付けがあるかを慎重に検討する必要がある(最高裁昭和41年(あ)第108号同43年10月25日第二小法廷判決・刑集22巻11号961頁、最高裁昭和57年(あ)第223号平成元年6月22日第一小法廷判決・刑集43巻6号427頁、最高裁平成19年(あ)第2292号同21年9月25日第二小法廷判決・裁判集刑事297号301頁等)。しかし、共犯者とされた者の公判手続と分離されたAの公判手続では、共犯者とされた者の犯行態様は争点にならず、Aの関与のみが争点となり、共犯者とされた者の自白の信用性、自白による犯行態様と解剖所見との齟齬等は、審理で吟味されることはなかった。本件においては、このような事情に配慮し、共犯者の自白は、特に慎重に検討されるべきである。

5 Iの供述

(1) Iの供述のポイントは、以下の3点である。第1は、昭和54年10月12日の夜に、Aが、同日の結婚式で美容院に預けておいた衣服を届けるためにC方を訪ねてきて、CにDの殺害を働き掛けるのを聞いたというものである(以下「第1供述」という。)。第2は、その後しばらくして、Cが帰宅し、「うっ殺してきた。」と独白するのを耳にしたというものである(以下「第2供述」という。)。第3は、更にしばらくして、帰宅したEから、Dの死体遺棄に加担したことを聞き、口止めされたというものである(以下「第3供述」という。)

(2) しかし、Iは、Dの遺体が発見された同月15日の直後から警察の事情聴取を受けていたものの、当初、これらの供述は一切なされていない。Iがこのような供述を始めたのは、CがBとともに同月18日に逮捕され、Eが同月27日に逮捕

された後の同月29日であるから、Aを首謀者にすれば、自分の夫と子の罪を軽減することができると考え、供述を変更して、Aを首謀者とする供述を行う動機が存在し得る。したがって、Iの供述の信用性は慎重に判断する必要があると考えられる。

(3) 以下、Iの供述内容について検討すると、その供述に不自然な変遷がみられる。すなわち、Iは、当初、Aの訪問は、同月13日の朝であったと供述しており、これはAの供述と一致していた。しかし、同月29日になって、Aの訪問は同月12日夜であったと供述を変更し、A及びCの共謀並びにC及びEによる犯行の告白を聞いたと供述したのである。Aが結婚式で美容院に預けておいた衣服を届けるためにC方を訪問したのが、結婚式当日の夜であったのか、その翌朝であったのかについて、記憶が混同することは想定し難く、この点についてのIの供述の変遷は不自然である。

(4) また、Iは、Aと話した後、AがCと外に出て、Iも母屋の外にあるトイレに行こうとして外に出た際、AがCに殺人の共謀を働き掛けているのを目撃したという第1供述をしているが、自分の夫が殺人の共謀を働き掛けられているのを目撃すれば、夫に共謀に加わらないように説得したり、Aに犯行を思いとどまるように説得したりするのが自然であり、しかも、Iによる再現写真によれば、第1供述の場面では、Iは、AとCのすぐ傍に立っていたのに、そのような行動を一切とらなかったというのは不自然である。また、第2供述は、深夜、Cのことが気になってなかなか寝付くことができずにおり、Cが帰ってきて心配になってすぐに起きると、Cから殺人をしてきた旨の独白を聞いたというのである。自分の夫が殺人をしてきた旨の独白を聞けば、気が動転して、夫に真偽を問いただすのが自然であるが、この時も、Iは、そのような行動を一切とることなく、用を足した後、母屋に戻り就寝したというのである。さらに、それから数時間後に、物音がして目を覚ましたら、Eが起きており、トイレに行って戻ってくると、Eから犯行に加担してきたと告げられたというのが第3供述であるが、そのような重大な内容を告げられた

にもかかわらず、この時も、自分の子に真偽を問いただすことなく就寝したというのである。これらの供述は、極めて不自然といわざるを得ない。

(5) さらに、同月31日付け警察官調書によれば、Iは、同月13日朝にAが訪ねてきた際、Aに「Dは、けがもせず送ってもらってよかったな」というと、Aは、「あんし（あの人）も迷惑なことじゃ、いつものことじゃが」と答えたという。しかし、Iが、前日深夜から翌未明にかけて、Dを打ち殺すとか、打ち殺してきた等の会話を耳にしながら、その数時間後に、Aに「Dは、けがもせず送ってもらってよかったな」などと発言することはおよそ考え難く、極めて不自然な供述である。また、同年12月2日付け警察官調書によれば、Iは、同年10月28日午前8時頃、Aから、着替えを持ってきたことについて、警察には、同月12日の晩ではなく、同月13日の朝と言ってほしい旨口止めされたが、何の口止めかはつきり分からなかった旨供述しているが、同月12日深夜から翌13日未明にかけて、AがCを誘うなどしてDを殺害したことを確信したIが、この口止めの依頼の理由が分からなかったと述べていることも、極めて不自然である。

(6) Aの第3次・Bの第2次各再審請求審におけるL・M両教授による供述心理鑑定において、Iの供述には、犯行に関する謀議を耳にしたと告白した後のAの関与を供述する部分に限って、通常行われるはずの反応がない「コミュニケーション不全」という非体験性兆候が顕著であるとされていたのであり、今次の再審請求審において提出された新証拠と総合評価すれば、Iの供述の不自然さは明白といえる。

6 Aの供述

(1) Aの供述についてのK鑑定では、その供述に矛盾・齟齬はみられず、L・M鑑定でも、非体験性徴候は認められなかったとされた。すなわち、両鑑定結果が一致して、Aの供述の信用性を認めているのである。

(2) Aは、捜査段階から一貫して自己が犯行に関与したことを否認し、服役中も、模範囚であったために、罪を認めて反省文を書けば仮釈放すると3回も言われ

たにもかかわらず、自分は犯罪を行っていないから反省することはできないとして、罪を認めることを条件とした仮釈放を拒否し、満期出所している。

(3) Aは、昭和54年10月12日午後10時30分頃にD方に赴いて土間をのぞいたとき、Dはそこにおらず、その直後にGにその旨話したと供述しているが、各確定判決は、同日午後10時30分頃にDは土間におり、Aは、土間にいたDを見て殺意が生じたと認定している。そうすると、Aは、殺意を生じた直後に、Gに、Dは土間にいなかったという虚偽を述べたことになる。しかし、Aの供述によれば、Gは、Dを土間に置いて間もないため、そこにいるはずで確認するまでもないという趣旨の発言をしていたというのであるから、AがGにDは土間にいなかったと告げれば、Gは不審に思い確認に行くことが予想され、そうすれば、土間にいないという発言が虚偽であることはすぐに露見してしまうはずである。したがって、AがGに不審に思われるような虚偽発言をあえてしたと考えることには疑問が残る。

(4) そして、同日午後10時30分頃にD方に赴いて土間をのぞいたとき、DはそこにいなかったというAの供述と、泥酔状態のDを同日午後9時頃に土間に置いたというF及びGの各供述は、泥酔状態であったDがいったん土間から移動して再び被害時に土間に戻ってきたということは想定し難いため、矛盾するのであるから、新証拠によりF及びGの各供述の信用性が低下することは、それと矛盾するAの供述の信用性を高めることになる。

第3 結論

刑訴法435条6号にいう「明らかな証拠」とは、当該再審請求審で提出された新証拠のみで無罪等を言い渡すべき証拠である必要はなく、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであり、前記の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点か

ら、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されることになる（最高裁昭和46年（し）第67号同50年5月20日第一小法廷決定・刑集29巻5号177頁）。すなわち、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たるか否かの判断に際して、「疑わしいときは被告人の利益に」という原則を具体的に適用するに当たっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもって足りる（最高裁昭和49年（し）第118号同51年10月12日第一小法廷決定・刑集30巻9号1673頁）。

以上の判例法理に照らせば、本件において、A及びBらによる殺人という事実認定の正当性についての合理的な疑いが生じざるを得ない。したがって、特別抗告を認容し、原決定及び原々決定を取り消して、再審開始決定を行うべきである。

（裁判長裁判官 石兼公博 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官
渡辺恵理子 裁判官 平木正洋）